

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

関原発第317号
2020年10月2日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 森本 孝
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 大飯発電所 所在地 福井県大飯郡おおい町大島
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第4号機 電気出力 1,180,000kW 熱出力 3,423,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり
検査の実績又は予定の概要	自(解列) 2020年11月 3日(予定) 原子炉起動 2021年 1月16日(予定) 並列 2021年 1月17日(予定) 至(総合負荷) 2021年 2月12日(予定) 定期事業者検査の計画及び実績は、別紙-2のとおり

別 紙 - 1

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第 4 号機 原子炉本体 〃 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〃 原子炉冷却系統施設 〃 計測制御系統施設 〃 放射性廃棄物の廃棄施設 〃 放射線管理施設 〃 原子炉格納施設 〃 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備
-----------------------	---

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
クラス1 機器供用期間中検査	－	○	－	
燃料集合体外観検査	－	○	－	
燃料集合体炉内配置検査	－	○	－	
原子炉停止余裕検査	－	－	○	
燃料取扱装置機能検査	－	○	－	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	－	－	○	
クラス2 機器供用期間中検査	－	○	－	
重大事故等クラス2 機器供用期間中検査	－	○	－	
蒸気発生器伝熱管体積検査	－	○	－	
加圧器安全弁機能検査	－	○	－	
加圧器安全弁漏えい検査	－	○	－	
加圧器安全弁分解検査	－	○	－	
加圧器逃がし弁機能検査	－	○	－	
加圧器逃がし弁漏えい検査	－	○	－	
加圧器逃がし弁分解検査	－	○	－	
加圧器逃がし弁弁機能検査	－	○	－	
主蒸気安全弁機能検査	－	○	－	
主蒸気安全弁漏えい検査	－	○	－	
主蒸気逃がし弁機能検査	－	○	－	
主蒸気逃がし弁漏えい検査	－	○	－	
主蒸気隔離弁機能検査	－	○	－	
非常用炉心冷却系機能検査	－	○	－	
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
非常用炉心冷却系主要弁分解検査	－	○	－	
その他原子炉注水系ポンプ分解検査	－	○	－	
その他原子炉注水系主要弁分解検査	－	○	－	
その他原子炉注水系機能検査	－	○	－	
原子炉補機冷却系機能検査	－	○	－	
補助給水系機能検査	－	○	－	
補助給水系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	－	○	－	
制御用空気圧縮系機能検査	－	○	－	
制御棒駆動系機能検査	－	○	－	
ほう酸ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
ほう酸ポンプ機能検査	－	○	－	

今回定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、－：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
安全保護系機能検査	—	○	—	
安全保護系設定値確認検査	—	○	○	
重大事故時安全停止回路機能検査	—	○	—	
プラント状態監視設備機能検査	—	○	—	
エリアモニタ機能検査	—	○	—	
中央制御室非常用循環系機能検査	—	○	—	
中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	—	○	—	
原子炉格納容器全体漏えい率検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器局部漏えい率検査	—	○	—	
原子炉格納容器隔離弁機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器隔離弁分解検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	—	○	—	
アニュラス循環排気系機能検査	—	○	—	
アニュラス循環排気系フィルター性能検査	—	○	—	
非常用ディーゼル発電機分解検査	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機定格容量検査）	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査（ディーゼル発電機の作動検査）	—	○	—	
その他非常用発電装置の機能検査	—	○	—	
直流電源系機能検査	—	○	—	
直流電源系作動検査	—	○	—	
蒸気タービン開放検査	—	○	—	
蒸気タービン性能検査	—	○	○	
供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査	/	/	/	今回計画なし
総合負荷性能検査	—	—	○	
可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	—	○	—	

今回定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、—：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
タービンバイパス弁機能検査	－	○	－	
充てんポンプ冷却材補給系機能検査	－	○	－	
化学体積制御系充てんポンプ分解検査	－	○	－	
計測制御系機能検査	－	○	○	
計測制御系監視機能検査	－	○	○	
原子炉の停止制御回路健全性確認検査	－	○	－	
燃料取扱設備検査	－	○	－	
放射線監視装置機能検査	○	○	○	
1次系換気空調設備検査	○	○	－	
格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	－	○	－	
原子炉格納容器供用期間中検査				今回計画なし
炉物理検査	－	－	○	
1次系ポンプ機能検査	－	○	－	
1次系弁検査	－	○	－	
1次系安全弁検査	－	○	－	
1次系逆止弁検査	－	○	－	
1次系真空破壊弁検査	－	○	－	
1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	－	○	－	
1次系熱交換器検査	－	○	－	
1次冷却材ポンプ機能検査	－	○	○	
燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	○	○	－	
液体廃棄物処理系設備検査	－	○	－	
耐震健全性検査	－	○	－	
構造健全性検査	－	○	－	
プレストレストコンクリート格納容器供用期間中検査	－	○	－	
核計装設備検査	－	○	○	
制御棒クラスタ動作検査	－	○	－	

今回定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、－：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
制御棒クラスタ検査	—	○	—	
制御棒位置指示装置設定値検査	—	○	—	
炉内計装用シンプルチューブ体積検査				今回計画なし
インバータ機能検査	—	○	—	
総合インターロック検査	—	○	—	
レストレイント検査	—	○	—	
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（最終の流入サンプル）	—	○	—	
2次系ポンプ分解検査	○	○	—	
2次系ポンプ機能検査	—	○	—	
2次系弁検査	—	○	—	
2次系安全弁検査	—	○	—	
2次系容器検査	—	○	—	
2次系熱交換器検査	—	○	—	
2次系配管検査	—	○	○	
非常用予備発電機付属設備検査	—	○	—	
クラス3機器供用期間中検査	—	○	—	
蒸気タービン附属設備機能検査	—	—	○	
原子炉格納容器再循環サンプルスクリーン検査				今回計画なし
浸水防護設備検査				今回計画なし
その他非常用発電装置の付属設備検査	—	○	—	
可搬型重大事故等対処設備機能検査	●	○	—	2020.2.5 終了(※1分)
可搬型代替電源設備検査	—	○	—	
重大事故等クラス3機器供用期間中検査				今回計画なし
供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	—	○	—	今回から設定

今回定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、—：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

添 付 書 類

添付書類一 定期事業者検査の計画

添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について
定量的に定める施設管理の目標

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

添付書類四 定期事業者検査の判定方法

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容

添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

添付書類一 定期事業者検査の計画

大 飯 発 電 所

第 4 号 機

第 1 7 回定期事業者検査計画書

目 次

1. 定期事業者検査の計画工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 前回の定期事業者検査からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

別紙：定期事業者検査工程

1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

(1) 定期事業者検査の工程

自 2020年11月 3日

至 2021年 2月12日

（並列日は、2021年1月17日（解列から並列までの期間は76日間））

(2) 当該定期事業者検査中に実施する工事

なし

2. 前回の定期事業者検査からの変更点

(1) クラス1機器供用期間中検査、クラス2機器供用期間中検査、クラス3機器供用期間中検査、供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査、供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査、原子炉格納容器供用期間中検査、重大事故等クラス2機器供用期間中検査、重大事故等クラス3機器供用期間中検査、蒸気発生器伝熱管体積検査

- ・NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の改正版（令和元年6月5日 原規技発第1906051号）の施行及び社団法人日本機械学会 JSME S NA1-2012/2013/2014「発電用原子力設備規格 維持規格（2012年版／2013年追補／2014年追補）」の適用

(2) クラス1機器供用期間中検査、重大事故等クラス2機器供用期間中検査、クラス3機器供用期間中検査

- ・社団法人日本機械学会 JSME S NA1-2012/2013/2014「発電用原子力設備規格 維持規格（2012年版／2013年追補／2014年追補）」に従った検査プログラムに変更（NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」による読み替え及び規格変更による要求事項記載の変更）

(3) 供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査

- ・NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日 原規技発第1906051号）に基づき検査を追加

別紙

定期事業者検査工程

大飯4号機 第17回定期事業者検査 工程表

Table with columns for inspection items (e.g., 04-17-172 直流電源系機能検査), months (11月, 12月, 1月, 2月), and a '備考' column. Includes a Gantt-style chart at the top showing activity bars for various tasks across the months.

添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について
定量的に定める施設管理の目標

目 次

1. 保全活動管理指標	1
-------------	---

別紙：保全活動管理指標

1. 保全活動管理指標

保全の有効性を監視、評価するために、保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標及びその目標値を別紙のとおり設定する。

別紙

保 全 活 動 管 理 指 標

保全活動管理指標

1. プラントレベル

項目	目標値
計画外原子炉自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回

2. 系統レベル

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
1次冷却材系統 (蒸気発生器含む)	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	加圧器逃がし弁 <1回/サイクル 加圧器逃がし弁元弁、加圧器後備ヒータ <2回/サイクル	[加圧器逃がし弁、元弁、 加圧器後備ヒータ※] <72時間/2サイクル/弁ヒータ	※:逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
化学体積制御系統	未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	
	プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
余熱除去系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
燃料取替用水系統	未臨界維持機能(MS-1) 炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル 燃料取替用水ピット以外 <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	—	
安全注入系統	炉心冷却機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	高圧注入系、低圧注入系 トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基	※:蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
格納容器 スプレイ系統	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	よう素除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	アクシデントマネジメント対応機能[代替再循環、格納容器内注水]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
蒸気発生器ブローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
換気空調設備 (7ユニット空気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
換気空調設備 (排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
換気空調設備 (安全補機室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	当該換気空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2) ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (中央制御室空調系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (中央制御室非常用循環系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
換気空調設備 (電動補助給水ポンプ室換気系)	原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (ディーゼル発電機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
換気空調設備 (制御用空気圧縮機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
主蒸気・給水系統(主蒸気管系統)	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	※:バイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
主蒸気・給水系統(主給水管系統)	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	※:バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水ビット] <168時間/2サイクル [復水ビット以外] 補助給水系統(電動) トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル 補助給水系統(タービン動) <175時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
主単線結線系統(メクラ・パワーセンタ)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<3時間/2サイクル/母線	
直流系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
計装用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
主変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
所内変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
所内保護・計量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
系統独立制御盤(中央制御室外原子炉停止盤)	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル/機能	
原子炉補機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
原子炉補機冷却海水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリンA<74時間/2サイクル トリンB<74時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<74時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(情報提供系)(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
空調用冷水設備系統	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2) ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
1次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
制御用空気系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
ディーゼル発電機系統(冷却水系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
ディーゼル発電機系統(始動空気系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1) 安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電機系統(潤滑油系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電機系統(燃料油系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
系統独立制御盤(原子炉安全保護計装盤)	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	原子炉保護系論理回路 モード1,2<6時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル	
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路 (手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トレイン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	
エリアプロセスモニタ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
燃料取扱設備構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
炉内構築物	炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) 炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスター案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
燃料集合体及び非核燃料炉心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉の緊急停止機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
原子炉格納容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器バウンダリ機能)(MS-1)	<1回/サイクル	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	
制御棒駆動装置(機械系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉の緊急停止機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1,2<1時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
原子炉周辺建屋	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	
	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) — 炉心注水 (蓄圧タンク) — 代替炉心注水 (B充てんポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B高圧注入ポンプ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンプまたは可搬式空気圧縮機を使用した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ (恒設代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 <240時間/2サイクル	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) <72時間/2サイクル 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(アニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 — 使用済燃料ピットへのスプレイ — 使用済燃料ピットの監視 — 軽油用ドラム缶による燃料補給設備 <48時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		予防可能故障回数(目標値)	非待機時間(目標値)	
重大事故等対処設備	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水ピットへの補給 <240時間/2サイクル 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 <720時間/2サイクル> 燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル 復水ピット <72時間/2サイクル	
	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、 電源車 <720時間/2サイクル 蓄電池 — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー <48時間/2サイクル	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ) 居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

目 次

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間・・・・・・・・ 1
2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・ 2
4. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置・・・・ 2

別紙：点検計画（第17保全サイクル）

別図：定期事業者検査時の安全管理の計画

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第17回定期事業者検査開始日から第18回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第17回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間(※)）とし、以降、この期間を第17保全サイクルという。

ただし、この期間内に第18回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。

※：第17回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間を『実運転期間』という。

2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

(1) 工事の計画

a. 特定重大事故等対処施設設置工事：工事計画認可申請

○ 工事概要

原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を有した特定重大事故等対処施設を設置する。

○ 予定時期

2013年6月～2022年8月

b. 火災感知器設置工事：設計及び工事計画認可申請

○ 工事概要

新火災防護基準バックフィット対応として、火災区域に対し、異なる種類の火災感知器を消防法に準じた箇所に設置する。

○ 予定時期

2019年2月～2024年2月

c. 使用済燃料ピット水位計（AM用）修繕工事

○ 工事概要

A、B使用済燃料ピット水位計（AM用）の水位伝送器の耐環境性向上のため、水位伝送器の取替えを実施する。

○ 予定時期

第17回定期事業者検査期間中

d. 海水ポンプ出口連絡管伸縮継手取替工事

○ 工事概要

海水ポンプ廻りにおける配管・弁点検の作業性向上のため伸縮継手への取替えを実施する。

○ 予定時期

第17回定期事業者検査期間中

e. 2次系配管取替工事

○ 工事概要

減肉対策として、2次系配管を耐食性に優れた材料へ取替えを実施する。

○ 予定時期

第17回定期事業者検査期間中

3. 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

(1) 点検計画

定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「大飯発電所 保修業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「大飯発電所 土木建築業務所則（平成19大原土所則 第1号）」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。

附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」等に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。

- ・ 保全活動管理指標の監視結果
- ・ 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・ トラブルなど運転経験
- ・ 定期安全レビュー結果
- ・ 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- ・ リスク情報、科学的知見

4. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査に伴う停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。

別紙

点 検 計 画
(第 1 7 保全サイクル)

点検計画の記載について

1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備

a. 定期事業者検査の対象となる設備

b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、設計及び工事の計画に記載が要求されている設備

なお、設計及び工事の計画において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。

(a) 防保護具、現地操作時に用いる工具類

(b) 一般消耗品（電池類他）

(c) 一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）

②保全の重要度が高い設備

保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。

a. 安全機能の重要度が高い設備

b. 供給信頼性重要度が高い設備

c. リスク重要度が高い設備

なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。

(2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

・ 定期事業者検査に係る点検

・ 定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検

・ 定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検

・ 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備^{*1}の点検等）については、「大飯発電所 保守業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した

「保全指針」及び「大飯発電所 土木建築業務所則（平成19大原土所則 第1号）」に定めている。

※1：附帯設備の例

〔潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス〕
〔レジューサ、フローグラス 等〕

(3) 保全の重要度について

「グレード分け通達（平成18原品証通達第2号）」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。

なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全是選定していない。

(4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM
- ・ 事後保全を採用しているもの：BM

(5) 点検頻度について

次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。

- ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。
また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。
- ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。
- ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」^{※2}と表記している。なお、回転機器（ポンプ、ファン等）等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。
- ・ これ以外で性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」^{※2}により

表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Y」により表記している。

- ・このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。
- ・機能・性能試験の結果等を踏まえて適宜実施する点検については、「X」により表記している。

※2：「B」、「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検や定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。

(6) 点検時期について

- ・時間基準保全の点検については、“定期事業者検査起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、定期事業者検査停止中に実施することとしている。
- ・プラント停止（定期事業者検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備は備考欄に明記し、区別する。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。
- ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。
- ・状態監視技術のうち振動診断の頻度については、年度におけるデータ採取回数を「M」表示となるよう平均し記載している。

なお、第17保全サイクル中に点検を計画するものについては、「点検計画」に「○」^{※3}を記載している。

また、「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）^{※4}も記載している。

※3：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。

※4：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあっては、最新実績を記載している。

点検計画 目次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/46
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/46
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	4/46
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[原子炉補機冷却設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
[蒸気タービンの附属設備]	
計測制御系統施設	19/46
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	23/46
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
放射線管理施設	24/46
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	30/46
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	36/46
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	36/46
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	37/46
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	42/46
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
[常用電源設備]	
[火災防護設備]	
[浸水防護施設]	
土木建築設備	46/46
プラント総合	46/46
全般機器	46/46

別表-1: クラス1機器供用期間中検査10年計画

別表-2: クラス2機器供用期間中検査10年計画

別表-3: クラス3機器供用期間中検査10年計画

別表-4: クラス1機器Ni基金使用部位特別検査10年計画

別表-5: クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査10年計画

別表-6: 原子炉格納容器供用期間中検査10年計画

別表-7: 重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

別表-8: 重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

1. 点検計画

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備診断技術)
原子炉本体 [炉心]	照射済燃料集合体	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	16回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	照射済燃料集合体（取出燃料）	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	16回		※：炉心設計による
	燃料集合体	193体	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	16回	燃料集合体炉内配置検査	
	内挿物 ・制御棒クラスタ ・バーナブルポイズン ・シンプルプラグアセンブリ ・2次中性子源	※ 1式	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	16回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	原子炉本体のうち炉心		1. 機能・性能試験 2. 機能・性能試験	高	1F 1F	○ ○	16回 16回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後
原子炉本体 [原子炉容器]	原子炉容器		1. 開放点検	高	13M	○	16回		
	原子炉容器 (制御棒クラスタ案内管支持ピンおよび 水位計支持管用支持ピン)	116箇所	1. 外観点検	高	3F	—	15回	構造健全性検査	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 [燃料取扱設備]	燃料移送装置	1台	1. 機能・性能試験 (リフティング・フレイム)	高	1F	○	16回	燃料取扱装置機能検査	
			2. 機能・性能試験		1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）	
			3. 簡易点検 (潤滑油給油)		26M	○	15回		
	燃料取替クレーン	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	燃料取扱装置機能検査	
			2. 機能・性能試験		1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）	
			3. 簡易点検 (潤滑油給油)		26M	○	15回		
	使用済燃料ピットクレーン	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	燃料取扱装置機能検査	
			2. 機能・性能試験		1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）	先行実施
			3. 簡易点検 (潤滑油給油)		26M	—	16回		
	新燃料エレベータ	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	燃料取扱設備検査	先行実施
2. 機能・性能試験			1F		○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）		
3. 簡易点検 (潤滑油給油)			26M		○	15回			
補助建屋クレーン	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	燃料取扱設備検査	先行実施	
		2. 機能・性能試験		1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）		
		3. 簡易点検 (点検手入れ)		1Y	○	16回		年次点検 プラント運転中又は定期事 業者検査停止中	
新燃料取扱工具	1台	1. 外観点検	低	1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・ インターロック試験等）	先行実施	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取扱設備〕	使用済燃料取扱工具	1台	1. 外観点検	低	1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	先行実施	
	燃料仮置ラック	1台	1. 外観点検	高	1F	○	16回	燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取扱設備〕 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～130M	○	16回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕	使用済燃料ピット温度	3台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査		
	使用済燃料ピット水位	1台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査		
	可搬式使用済燃料ピット水位	2台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	15回施設設定検時に設置	
	使用済燃料ピット温度（AM用）	2台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設設定検時に設置	
	使用済燃料ピット水位（AM用）	2台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設設定検時に設置	
	使用済燃料ピット監視カメラ	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回		15回施設設定検時に設置	
	使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	15回施設設定検時に設置	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕	使用済燃料ピット浄化冷却設備		1. 機能・性能試験（ポンプ、電動機等含む）	高	1F	○	16回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査		
	A 使用済燃料ピットポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	91M	—	14回			（振動診断：6M） 先行実施
			2. 分解点検（電動機）		78M	—	15回			
			3. 簡易点検（潤滑油入替）（ポンプ）		26M	—	16回			
	B 使用済燃料ピットポンプ・電動機		1. 分解点検（ポンプ）	高	91M	—	14回			（振動診断：6M） 先行実施
			2. 分解点検（電動機）		78M	—	14回			
			3. 簡易点検（潤滑油入替）（ポンプ）		26M	○	15回			
	送水車	2台	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	16回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設設定検時に設定	
			2. 外観点検		1Y	○	16回			
	A 使用済燃料ピットフィルタ		1. 開放点検	高	130M	—	16回			先行実施
	B 使用済燃料ピットフィルタ		1. 開放点検	高	130M	—	16回			先行実施
	A 使用済燃料ピット冷却器		1. 開放点検	高	195M	—	9回	1次系熱交換器検査		先行実施
			2. 非破壊試験		195M	—	9回			
			3. 漏えい試験		195M	—	9回			
	B 使用済燃料ピット冷却器		1. 開放点検	高	195M	—	8回	1次系熱交換器検査		先行実施
2. 非破壊試験			195M		—	8回				
3. 漏えい試験			195M		—	8回				
C 使用済燃料ピット冷却器		1. 開放点検	高	130M	○	—*			*:平成13年度に設置 先行実施	
		2. 漏えい試験		130M	○	—*				

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 （グラントパッキン取替）	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	一部先行実施
				104M～130M	○	16回		
				130M	—	16回		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	78M	—	15回	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取替用水設備〕	A燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 （ポンプ） 3.分解点検 （電動機） 4.簡易点検 （潤滑油入替） （ポンプ）	高	B*	—	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 （振動診断：6M）
				130M	—	12回		
				52M	—	15回		
				26M	—	16回		
	B燃料取替用水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 （ポンプ） 3.分解点検 （電動機） 4.簡易点検 （潤滑油入替） （ポンプ）	高	B*	—	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 （振動診断：6M）
				130M	—	10回		
				52M	—	15回		
				26M	○	15回		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取替用水設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 （グラントパッキン取替）	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	一部先行実施
				130M	○	16回		
				130M	○	16回		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取替用水設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M	—	15回		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する 設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	A 蒸気発生器	伝熱管 3,382本	1. 非破壊試験	高	26M	○	15回	蒸気発生器伝熱管体積検査
		1次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査
		2次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	
			2. 簡易点検 (スラッジランシング)					
	マンホール	1. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	16回		
	B 蒸気発生器	伝熱管 3,382本	1. 非破壊試験	高	26M	—	16回	蒸気発生器伝熱管体積検査
		1次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査
		2次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	
			2. 簡易点検 (スラッジランシング)					
	マンホール	1. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	16回		
	C 蒸気発生器	伝熱管 3,382本	1. 非破壊試験	高	26M	○	15回	蒸気発生器伝熱管体積検査
		1次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査
		2次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	
			2. 簡易点検 (スラッジランシング)					
	マンホール	1. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	16回		
	D 蒸気発生器	伝熱管 3,382本	1. 非破壊試験	高	26M	—	16回	蒸気発生器伝熱管体積検査
		1次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査
		2次側	1. 開放点検	高	13M	○	16回	
			2. 簡易点検 (スラッジランシング)					
	マンホール	1. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	16回		
加圧器		1. 開放点検	高	13M	○	16回		
加圧器安全弁	3個 4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	加圧器安全弁機能検査	
		2. 漏えい試験		B	○	16回	加圧器安全弁漏えい検査	
		3. 分解点検		13M	○	16回	加圧器安全弁分解検査	
加圧器逃がし弁	4PCV-452A	1. 機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	加圧器逃がし弁機能検査	
		2. 漏えい試験		1F	○	16回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
		3. 分解点検		26M	—	16回	加圧器逃がし弁分解検査	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する 設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	加圧器逃がし弁駆動部		高	26M	—	16回			
				13M	○	16回			
	加圧器逃がし弁	4PCV-452B	1. 機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	加圧器逃がし弁機能検査	
			2. 漏えい試験		1F	○	16回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
			3. 分解点検		26M	○	15回	加圧器逃がし弁分解検査	
	加圧器逃がし弁駆動部		1. 分解点検	高	26M	○	15回		
			2. 簡易点検 (特性点検)		13M	○	16回		
	加圧器逃がし弁前弁	2個	1. 機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	加圧器逃がし弁元弁機能検査	
		4V-RC-054A	1. 分解点検	高	130M	—	13回		
		4V-RC-054B	1. 分解点検	高	130M	—	14回		
	加圧器逃がし弁前弁駆動部		1. 分解点検	高	78M	—	16回		
			2. 簡易点検 (特性点検)		13M~78M	○	16回		
	A 1次冷却材ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
			2. 分解点検 (ポンプ)		130M	○	7回		
			3. 分解点検 (メカニカルシール) (ポンプ)		13M	○	16回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
			4. 分解点検 (フライホイール) (電動機)		104M	—	10回		
			5. 分解点検 (軸受分解) (電動機)		52M	—	14回		
		6. 分解点検 (全分解) (電動機)	104M		—	10回			
		7. 簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)	26M		—	16回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	B 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
		2.分解点検 (ポンプ)		130M	—	16回		
		3.分解点検 (メカニカルシール) (ポンプ)		13M	○	16回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
		4.分解点検 (フライホイール) (電動機)		104M	—	16回		
		5.分解点検 (軸受分解) (電動機)		52M	—	16回		
		6.分解点検 (全分解) (電動機)		104M	—	16回		
		7.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	—	16回		
	C 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
		2.分解点検 (ポンプ)		130M	—	15回		
		3.分解点検 (メカニカルシール) (ポンプ)		13M	○	16回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
		4.分解点検 (フライホイール) (電動機)		104M	○	9回		
		5.分解点検 (軸受分解) (電動機)		52M	○	13回		
		6.分解点検 (全分解) (電動機)		104M	○	9回		
		7.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	○	15回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	D 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
		2.分解点検 (ポンプ)		130M	—	12回		
		3.分解点検 (メカニカルシール) (ポンプ)		13M	○	16回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
		4.分解点検 (フライホイール) (電動機)		104M	—	11回		
		5.分解点検 (軸受分解) (電動機)		52M	—	15回		
		6.分解点検 (全分解) (電動機)		104M	—	11回		
		7.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	○	15回		
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~260M	○	16回		
		3.分解点検	低	78M~130M	○	16回	1次系弁検査	一部BMあり
		4.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高・低	39M~130M	○	16回		
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	
		2.分解点検		26M~65M	○	16回		
		3.簡易点検 (特性点検)		13M~65M	○	16回		
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~104M	○	16回		
		2.分解点検他	低	13M~65M	○	16回		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	20個	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	主蒸気安全弁機能検査	
		B, D系	1.漏えい試験	高	B	○	15回	主蒸気安全弁漏えい検査	
		4V-MS-526B	2.分解点検		26M	○	15回		
		4V-MS-527B							
		4V-MS-528B							
		4V-MS-529B							
		4V-MS-530B							
		4V-MS-526D							
		4V-MS-527D							
		4V-MS-528D							
		4V-MS-529D							
		4V-MS-530D							
		A, C系	1.漏えい試験	高	B	—	16回	主蒸気安全弁漏えい検査	
		4V-MS-526A	2.分解点検		26M	—	16回		
	4V-MS-527A								
	4V-MS-528A								
	4V-MS-529A								
	4V-MS-530A								
	4V-MS-526C								
	4V-MS-527C								
	4V-MS-528C								
	4V-MS-529C								
	4V-MS-530C								
主蒸気逃がし弁	4個	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	主蒸気逃がし弁機能検査	最終ヒートシンク熱輸送設備 作動検査は、15回施設定 検から設定	
		4PCV-3610	1.漏えい試験	高	B	○	16回		主蒸気逃がし弁漏えい検査
	4PCV-3620	2.分解点検		13M	○	16回			
	4PCV-3630								
4PCV-3640									
主蒸気逃がし弁駆動部		1.分解点検	高	52M	○	16回			
		2.簡易点検 (特性点検)		13M	○	16回			
主蒸気隔離弁	4個	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	主蒸気隔離弁機能検査		
		4V-MS-533A	1.分解点検	高	39M	—	15回	2次系弁検査	
		4V-MS-533B	1.分解点検	高	39M	○	15回	2次系弁検査	
		4V-MS-533C	1.分解点検	高	39M	—	16回	2次系弁検査	
		4V-MS-533D	1.分解点検	高	39M	—	15回	2次系弁検査	
主蒸気隔離弁駆動部		1.分解点検	高	39M	○	16回			
		2.簡易点検 (特性点検)		13M	○	16回			
タービンバイパス弁	15個	1.機能・性能試験 (駆動部含む)	高	1F	○	16回	タービンバイパス弁機能検査		
		2.分解点検		26M	○	16回			
タービンバイパス弁駆動部		1.分解点検	高	52M	○	16回			
		2.簡易点検 (特性点検)		13M	○	16回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	2次系弁検査	一部BMあり	
		2.分解点検		26M~260M	○	16回	2次系弁検査		
		3.簡易点検 (グラントパッキン取替)		52M~130M	○	16回			
	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	2次系弁検査	
			2.分解点検		26M~182M	○	16回		
			3.簡易点検 (特性点検)		13M~182M	○	16回		
	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~104M	○	16回		
			2.分解点検他	低	13M~104M	○	16回		
	原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	A余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B*	—	14回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
2.分解点検 (ポンプ)			78M		—	14回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
3.分解点検 (電動機)			91M		—	13回			
4.簡易点検 (メカニカルシール取替) (ポンプ)			78M		—	16回			
5.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)			26M		—	16回			
6.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)			26M		—	16回			
B余熱除去ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B*	—	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定	
		2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	15回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (電動機)		91M	—	14回			
		4.簡易点検 (メカニカルシール取替) (ポンプ)		78M	—	15回			
		5.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	○	16回			
		6.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	—	16回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 〔余熱除去設備〕	低圧注入系主要弁	4V-RH-050A	1. 分解点検	高	130M	—	11回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-RH-050B	1. 分解点検	高	130M	○	13回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-RH-050C	1. 分解点検	高	130M	—	12回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-RH-050D	1. 分解点検	高	130M	○	8回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-RH-051A	1. 分解点検	高	130M	—	12回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		4V-RH-051B	1. 分解点検	高	130M	—	13回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	A 余熱除去冷却器		1. 開放点検	高	130M	—	16回	1次系熱交換器検査	
			2. 非破壊試験		130M	—	16回	1次系熱交換器検査	
			3. 漏えい試験		130M	—	16回		
	B 余熱除去冷却器		1. 開放点検	高	130M	—	11回	1次系熱交換器検査	
			2. 非破壊試験		130M	—	11回	1次系熱交換器検査	
			3. 漏えい試験		130M	—	11回		
	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2. 分解点検	高	52M～260M	○	16回	1次系弁検査	
			3. 分解点検	低	130M	—	16回		一部BMあり 有効性評価、No.9の反映
			4. 簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高・低	65M～130M	○	16回		
	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕 その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	
			2. 分解点検		52M～182M	○	16回		
			3. 簡易点検 (特性点検)		13M～182M	○	16回		
	原子炉冷却系統施設〔余熱除去設備〕 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～91M	○	16回		
			2. 分解点検他	低	65M～130M	○	15回		
その他AM(代替再循環) 機器	1式	1. 分解点検他	高	130M～182M	—	13回	1次系弁検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	高圧及び低圧注入系 （余熱除去設備（低圧注入機能）を含む）	1.機能・性能試験 （ポンプ、電動機、弁、 弁駆動部等含む）	高	1F	○	16回	非常用炉心冷却系機能検査	
	その他原子炉注水系	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	その他原子炉注水系機能検査	[対象設備] ・A, B低圧注入系 ・A, B高圧注入系 ・B高圧注入系（電動機海水冷却） ・A, B, C充てん系 ・B充てん系（電動機自己冷却） 15回施設定検から設定
	A 高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検 （ポンプ）	高	130M	—	12回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：3M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
		2.分解点検 （電動機）		91M	—	15回		
		3.簡易点検 （メカニカルシール取替） （ポンプ）		130M	—	12回		
		4.簡易点検 （潤滑油入替） （ポンプ）		26M	—	16回		
	B 高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検 （ポンプ）	高	130M	—	11回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	（振動診断：3M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
		2.分解点検 （電動機）		91M	—	15回		
		3.簡易点検 （メカニカルシール取替） （ポンプ）		130M	—	11回		
		4.簡易点検 （潤滑油入替） （ポンプ）		26M	○	15回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	恒設代替低圧注水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	16回	その他原子炉注水系機能検査 原子炉格納容器安全系機能検査	15回施設定検時に設置	
	恒設代替低圧注水ポンプ・電動機	1台	1.機能・性能試験 漏えい試験	高	1F	○	16回	その他原子炉注水系ポンプ 分解検査 原子炉格納容器安全系ポンプ 分解検査	15回施設定検時に設置
			2.分解点検 (ポンプ)		130M	—	—		
			3.分解点検 (電動機)		130M	—	—		
	可搬式代替低圧注水ポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	16回	可搬型重大事故等対処設備 機能検査	プラント運転中又は定期事 業者検査停止中 15回施設定検時に設置
			2.分解点検 (ポンプ)		10Y	—	—		
			3.分解点検 (電動機)		130M	—	—		
	高圧注入系主要弁	4V-SI-082A	1.分解点検	高	260M	—	—	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査	
		4V-SI-082B	1.分解点検	高	130M	—	15回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査	
		4V-SI-082C	1.分解点検	高	130M	—	16回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査	
		4V-SI-082D	1.分解点検	高	260M	—	—	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査	
		4V-SI-072A	1.分解点検	高	260M	—	7回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査 その他原子炉注水系主要弁 分解検査	その他原子炉注水系主要弁 分解検査は、15回施設定検 から設定
		4V-SI-072B	1.分解点検	高	260M	—	5回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査 その他原子炉注水系主要弁 分解検査	その他原子炉注水系主要弁 分解検査は、15回施設定検 から設定
		4V-SI-072C	1.分解点検	高	260M	—	6回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査 その他原子炉注水系主要弁 分解検査	その他原子炉注水系主要弁 分解検査は、15回施設定検 から設定
4V-SI-072D		1.分解点検	高	260M	—	5回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査 その他原子炉注水系主要弁 分解検査	その他原子炉注水系主要弁 分解検査は、15回施設定検 から設定	
4V-SI-079A		1.分解点検	高	260M	—	5回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査		
4V-SI-079B		1.分解点検	高	260M	—	6回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査		
4V-SI-079C		1.分解点検	高	260M	—	6回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査		
4V-SI-079D	1.分解点検	高	260M	—	6回	非常用炉心冷却系主要弁分 解検査			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	蓄圧注入系	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部含む)	高	1F	○	16回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	その他原子炉注水系機能検査は、15回施設定検から設定	
	蓄圧注入系主要弁	4V-SI-132A	1.分解点検	高	130M	—	13回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-132B	1.分解点検	高	130M	—	14回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-132C	1.分解点検	高	130M	—	15回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-132D	1.分解点検	高	130M	—	16回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-134A	1.分解点検	高	130M	—	14回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-134B	1.分解点検	高	130M	○	8回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-134C	1.分解点検	高	130M	—	9回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-134D	1.分解点検	高	130M	—	10回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-136A	1.分解点検	高	130M	—	15回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-136B	1.分解点検	高	130M	—	11回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-136C	1.分解点検	高	130M	—	13回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
		4V-SI-136D	1.分解点検	高	130M	—	8回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 〔非常用炉心冷却設備〕	蓄圧注入系主要弁駆動部	1. 分解点検	高	182M	—	15回			
		2. 簡易点検 （特性点検）		13M～182M	○	16回			
	A蓄圧タンク	1. 開放点検	高	130M	—	14回			
	B蓄圧タンク	1. 開放点検	高	130M	—	15回			
	C蓄圧タンク	1. 開放点検	高	130M	—	16回			
	D蓄圧タンク	1. 開放点検	高	130M	—	10回			
	燃料取替用水ピット	1. 外観点検	高	1F	○	16回			
	A、B格納容器再循環サンブ	1. 外観点検	高	1F	○	16回			
	A、B格納容器再循環サンブスクリーン	1. 外観点検	高	1F	○	16回		13回施設定検にて設置	
		2. 外観点検		10Y	—	16回	原子炉格納容器再循環サンブスクリーン検査		
	原子炉冷却系統施設〔非常用炉心冷却設備〕 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2. 分解点検	高	65M～260M	○	16回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
			3. 分解点検	低	78M～260M	○	16回		一部BMあり
			4. 簡易点検 （クランドパッキン取替）	高・低	78M～130M	○	16回		
原子炉冷却系統施設〔非常用炉心冷却設備〕 その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		65M～182M	○	16回			
		3. 簡易点検 （特性点検）		13M～182M	○	16回			
原子炉冷却系統施設〔非常用炉心冷却設備〕 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～91M	○	16回			
		2. 分解点検他	低	13M～130M	○	16回			
原子炉冷却系統施設 〔化学体積制御設備〕	充てんポンプ	3台	高	1F	○	16回	充てんポンプ冷却材補給系機能検査		
	A充てんポンプ・電動機		1. 分解点検 （ポンプ）	高	78M	○	14回	その他原子炉注水系ポンプ分解検査 化学体積制御系充てんポンプ分解検査	（振動診断：6M） その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
			2. 分解点検 （電動機）		91M	—	16回		
			3. 簡易点検 （メカニカルシール取替） （ポンプ）		26M	○	15回		
			4. 簡易点検 （潤滑油入替） （ポンプ）		26M	○	15回		
			5. 簡易点検 （潤滑油入替） （電動機）		13M	○	16回		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	B 充てんポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	78M	—	16回	その他原子炉注水系ポンプ分解検査 化学体積制御系充てんポンプ分解検査	(振動診断: 6M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
		2. 分解点検 (電動機)		91M	—	15回		
		3. 簡易点検 (メカニカルシール取替) (ポンプ)		26M	—	16回		
		4. 簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	—	16回		
		5. 簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		13M	○	16回		
C 充てんポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	1. 分解点検 (ポンプ)	高	65M	—	14回	その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(電動機 振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定
				104M	—	13回		
				26M	○	15回		
その他原子炉注水系主要弁	4V-CS-155	1. 分解点検	高	130M	—	14回	その他原子炉注水系主要弁分解検査 1次系弁検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
	4V-CS-157	1. 分解点検	高	130M	—	15回	その他原子炉注水系主要弁分解検査 1次系弁検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
	4V-CS-164	1. 分解点検	高	130M	—	10回	その他原子炉注水系主要弁分解検査 1次系弁検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
	4V-CS-166	1. 分解点検	高	130M	—	13回	その他原子炉注水系主要弁分解検査 1次系弁検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
体積制御タンク	1. 開放点検	高	130M	—	10回			
冷却材フィルタ	1. 開放点検	高	130M	—	11回			
A 冷却材脱塩塔入口フィルタ	1. 開放点検	高	130M	—	15回		先行実施	
B 冷却材脱塩塔入口フィルタ	1. 開放点検	高	130M	—	14回		先行実施	
A 封水注入フィルタ	1. 開放点検	高	130M	—	16回			
B 封水注入フィルタ	1. 開放点検	高	130M	—	16回			
非再生冷却器	1. 開放点検	2. 非破壊試験	高	130M	—	11回	1次系熱交換器検査	
				130M	—	11回	1次系熱交換器検査	
				130M	—	11回		
封水冷却器	1. 開放点検	2. 非破壊試験	高	130M	—	12回	1次系熱交換器検査	
				130M	—	12回	1次系熱交換器検査	
				130M	—	12回		
余剰抽出水冷却器	1. 開放点検	2. 非破壊試験	高	130M	—	16回		
				130M	—	16回		
				130M	—	16回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術		
原子炉冷却系統施設 〔化学体積制御設備〕	原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査			
		2.分解点検	高	13M～260M	○	16回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査			
		3.分解点検	低	78M～195M	○	16回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部BMあり		
		4.簡易点検 (グラントパッキン取替)	高・低	65M～130M	○	16回				
	原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査		
			2.分解点検		52M～182M	○	16回			
			3.簡易点検 (特性点検)		13M～182M	○	16回			
	原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	16回			
			2.分解点検他	低	13M～130M	○	16回		一部BMあり	
	原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却設備〕	原子炉補機冷却系（冷却水系）		1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	16回	原子炉補機冷却系機能検査	
		A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ポンプ) 3.分解点検 (電動機) 4.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ) 5.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)	高	B*	○	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：6M) 有効性評価 No.1の反映	
					52M	○	15回			
104M					—	15回				
26M					○	16回				
26M					—	16回				
B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ポンプ) 3.分解点検 (電動機) 4.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ) 5.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)	高	B*	—	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：6M) 有効性評価 No.1の反映		
				52M	—	15回				
				104M	—	16回				
				26M	—	16回				
				26M	—	16回				
C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ポンプ) 3.分解点検 (電動機) 4.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ) 5.簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)	高	B*	—	16回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：6M) 有効性評価 No.1の反映		
				52M	—	16回				
				104M	—	13回				
				26M	—	16回				
				26M	—	16回				

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却設備〕	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B*	—	15回	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施（振動診断：6M） 有効性評価 No.1の反映	
		2.分解点検（ポンプ）		52M	—	15回			
		3.分解点検（電動機）		104M	—	15回			
		4.簡易点検（潤滑油入替）（ポンプ）		26M	○	15回			
		5.簡易点検（潤滑油入替）（電動機）		26M	—	16回			
	格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉補機冷却水サージタンク		1.開放点検	高	130M	—	10回		
	原子炉補機冷却水サージタンク真空逃がし弁		1.分解点検	高	130M	—	10回	1次系真空破壊弁検査	
	A原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査	
			2.非破壊試験		13M	○	16回		
			3.漏えい試験		13M	○	16回		
	B原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M	○	16回	1次系熱交換器検査	
			2.非破壊試験		26M	—	16回		
			3.漏えい試験		13M	○	16回		
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施
2.分解点検			130M～260M		○	16回			
3.簡易点検（グラントパッキン取替）			130M～195M		○	16回			
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査		
		2.分解点検		65M～182M	○	16回			
		3.簡易点検（特性点検）		13M～182M	○	16回			
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	16回			
		2.分解点検他	低	13M～65M	○	16回			
その他AM(代替補機冷却、格納容器自然対流冷却) 機器	1式	1.分解点検他	高	13M～130M	○	16回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（）内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備]	原子炉補機冷却系（海水系）	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	16回	原子炉補機冷却系機能検査	
	A 海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B*	—	16回	2次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 先行実施
		2.分解点検 (ポンプ)	52M	—	16回	2次系ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (電動機)	104M	—	16回			
		4.簡易点検 (グラントパッキン取替) (ポンプ)	13M	○	16回			
	B 海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B*	—	15回	2次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 先行実施
		2.分解点検 (ポンプ)	52M	—	15回	2次系ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (電動機)	104M	—	15回			
		4.簡易点検 (グラントパッキン取替) (ポンプ)	13M	○	16回			
	C 海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B*	○	15回	2次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 先行実施
		2.分解点検 (ポンプ)	52M	○	15回	2次系ポンプ分解検査		
		3.分解点検 (電動機)	104M	—	15回			
		4.簡易点検 (グラントパッキン取替) (ポンプ)	13M	○	16回			
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回		
		2.分解点検		13M～65M	○	16回	2次系弁検査	
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	16回	2次系弁検査	
		2.分解点検		78M	—	16回		
		3.簡易点検 (特性点検)		13M～52M	○	16回		
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M～104M	○	16回		有効性評価 No.2の反映
		2.分解点検他	低	13M～52M	○	16回		一部BMあり
原子炉冷却系統施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置	伝送器 2個	低	13M	○	16回	格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
		設定器 5個	低	1F	○	16回	格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
	炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置	検出器 2個	低	1F	○	16回	格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	15回施設設定検時に改造

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	補助給水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、原動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	16回	補助給水系機能検査	
	A 電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	—	15回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断：3M)
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	15回		
		3.簡易点検 (潤滑油入替他) (ポンプ)		26M	○	15回		
		4.簡易点検 (潤滑油入替他) (電動機)		26M	○	15回		
	B 電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	—	15回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断：3M)
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	14回		
		3.簡易点検 (潤滑油入替他) (ポンプ)		26M	○	15回		
		4.簡易点検 (潤滑油入替他) (電動機)		26M	—	16回		
	タービン動補助給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	—	15回	2次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M)
		2.分解点検		52M	—	15回	補助給水系ポンプ分解検査	
		3.簡易点検 (ストレーナ清掃)		26M	○	15回		
	4 復水ピット	1.外観点検	高	1F	○	16回		
	原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	16回	2次系弁検査
2.分解点検				78M~260M	○	16回	2次系弁検査	
3.簡易点検 (グランドパッキン取替)				130M	○	16回		
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	16回	2次系弁検査	
		2.分解点検		78M~182M	○	16回		
		3.簡易点検 (特性点検)		13M~182M	○	16回		
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~130M	○	16回		
計測制御系統施設 [制御材]	制御棒クラスタ	※ 1式	高	1F	○	16回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	バーナブルボイズン	※ 1式	高	1F	○	16回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	2次中性子源	※ 1式	高	1F	○	16回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による
	シンブルプラグアセンブリ	※ 1式	高	1F	○	16回	制御棒クラスタ検査	※：炉心設計による

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回数）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 〔制御棒駆動装置〕	制御棒クラスタ	53本	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	制御棒駆動系機能検査	
			2.機能・性能試験		1F	○	16回	制御棒クラスタ動作検査	
	A制御棒駆動装置MGセット		1.分解点検	高	52M	—	15回		(振動診断：3M) 有効性評価 No.6の反映
			2.簡易点検 (潤滑油入替) (発電機)		13M	○	16回		
	B制御棒駆動装置MGセット		1.分解点検	高	52M	—	15回		(振動診断：3M) 有効性評価 No.6の反映
		2.簡易点検 (潤滑油入替) (発電機)	13M		○	15回			
計測制御系統施設〔制御棒駆動装置〕 その他機器		1式	1.分解点検他	高・低	13M～39M	○	16回		
計測制御系統施設 〔ほう酸注入機能を有する設備〕	Aほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B*	—	15回	ほう酸ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：3M)
			2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	15回	ほう酸ポンプ分解検査	
			3.分解点検 (電動機)		52M	—	15回		
			4.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	—	16回		
	Bほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B*	○	15回	ほう酸ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (振動診断：3M)
			2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	15回	ほう酸ポンプ分解検査	
			3.分解点検 (電動機)		52M	○	15回		
			4.簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	○	15回		
	Aほう酸タンク			高	130M	—	14回		
	Aほう酸タンク真空逃がし弁			高	130M	—	14回	1次系真空破壊弁検査	
	Bほう酸タンク			高	130M	—	13回		
	Bほう酸タンク真空逃がし弁			高	130M	—	13回	1次系真空破壊弁検査	
	ほう酸フィルタ			高	130M	—	15回		
計測制御系統施設〔ほう酸注入機能を有する設備〕 その他の弁		1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	15回		
			2.分解点検		130M	—	15回		
計測制御系統施設 〔工学的安全施設等の作動信号〕	A TWS緩和設備		1.特性試験	高	13M	○	16回	重大事故時安全停止回路機能検査	15回施設定検時に設置
			2.機能・性能試験		1F	○	16回	重大事故時安全停止回路機能検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備診断技術)	
計測制御系統施設 [制御用空気設備]	制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験 (空気圧縮機、電動機等 含む)	高	1F	○	16回	制御用空気圧縮系機能検査	
	A制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検 (圧縮機)	高	13M	○	16回		(電動機 振動診断: 6 M)
			2.分解点検 (電動機)		52M	—	16回		
	B制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検 (圧縮機)	高	13M	○	16回		(電動機 振動診断: 6 M)
			2.分解点検 (電動機)		52M	○	15回		
	代替制御用空気供給設備	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回		15回施設定検時に設置
	計測制御系統施設 [制御用空気設備] その他の弁	一式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査	
			2.分解点検		13M~195M	○	16回	1次系弁検査	
			3.簡易点検 (グラウンドパッキン取 替)		130M	○	16回		
	計測制御系統施設 [制御用空気設備] その他の弁駆動部	一式	1.機能・性能試験	高	B	○	16回	1次系弁検査	
2.分解点検			13M~182M		○	16回			
3.簡易点検 (特性試験)			13M~182M		○	16回			
計測制御系統施設 [制御用空気設備] その他機器	一式	1.分解点検他	高	13M~78M	○	16回			
		2.分解点検他	低	13M	○	16回			
計測制御系統施設 [その他設備]	・原子炉保護系ロジック回路 ・安全防護系ロジック回路 ・パーミッシュロジック回路	28回路 25回路 6回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	安全保護系機能検査	
	原子炉トリップ、工学的安全施設の始 動、原子炉格納容器隔離等を行うための すべての伝送器、設定器及び保護継電器 ・1次冷却材等計測装置 保護継電器 伝送器 設定器 ・核計測装置 設定器 重要な指示計器 ・1次冷却材等計測装置 指示計 ・核計測装置 指示計	6個 76個 117個 20個 31個 8個	1.特性試験	高・低	13M	○	16回	安全保護系設定値確認検査	
	事故時監視計器 ・圧力監視計器 ・水位監視計器 ・流量監視計器 ・温度監視計器	2個 16個 8個 10個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能 検査	
	事故時試料採取設備 格納容器雰囲気ガス試料採取設備	1台	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	プラント状態監視設備機能 検査	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
計測制御系統施設 [その他設備]	・制御棒制御系 ・加圧器水位制御系 ・加圧器圧力制御系 ・蒸気発生器水位制御系	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	1次系及び2次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高・低	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	
	炉外核計測装置 ・中性子源領域検出器 ・中間領域検出器 ・出力領域検出器	2個 2個 8個	1.特性試験	高	13M	○	16回	核計装設備検査	一部定期事業者検査起動後
	炉内核計測装置 駆動装置	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	核計装設備検査	
			2.分解点検		13M				
	制御棒位置指示装置		1.特性試験	高	13M	○	16回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	炉内計装用シンプルチューブ	58本	1.非破壊試験	高	78M	—	12回	炉内計装用シンプルチューブ体積検査	
	総合インターロック ・原子炉トリップ信号 （タービン、発電機トリップ） ・タービントリップ信号 （原子炉、発電機トリップ） ・発電機トリップ信号 （原子炉、タービントリップ）	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	総合インターロック検査	
	中央制御室外の原子炉の停止制御回路	24回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査	
	恒設代替低圧注水積算流量	1個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉水位	1個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	AM用格納容器圧力	1個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	プラント状態監視設備機能検査は、16回施設定検から実施
			2.特性試験		26M				
	可搬型格納容器水素ガス濃度	2個	1.特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	2個	1.特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	15回施設定検時に設置
	格納容器スプレイ積算流量	1個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉格納容器水位	1対	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉下部キャビティ水位	1対	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	アニュラス水素濃度	2個	1.特性試験	高	13M	○	16回	プラント状態監視設備機能検査	15回施設定検時に設置
	可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	15回施設定検時に設置

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
計測制御系統施設 [その他設備]	計測制御系統施設 [その他設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系安全弁検査		
			2.分解点検	高	78M～260M	○	16回	1次系弁検査		
			3.分解点検	低	104M～130M	—	15回	1次系逆止弁検査	一部BMあり	
			4.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高・低	65M～130M	○	16回			
	計測制御系統施設 [その他設備] その他機器	1式	1.特性試験他	高	13M～52M	○	16回			
			2.特性試験他	低	13M～78M	○	16回		一部BMあり	
放射性廃棄物の廃棄施設 [気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	A格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B*	—	16回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施	
			2.分解点検 (ポンプ)		26M	—	16回			
			3.分解点検 (電動機)		52M	—	15回			
	B格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B*	○	15回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施
				2.分解点検 (ポンプ)		26M	○	15回		
				3.分解点検 (電動機)		52M	○	15回		
	A格納容器サンプポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B*	—	16回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 水中ポンプ
				2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	16回		
				3.分解点検 (電動機)		78M	—	16回		
	B格納容器サンプポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B*	—	15回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 水中ポンプ
				2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	15回		
				3.分解点検 (電動機)		78M	—	15回		
	A原子炉周辺建屋サンプポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B*	—	14回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 先行実施
				2.分解点検 (ポンプ)		195M	—	14回		
				3.分解点検 (電動機)		156M	—	13回		
	B原子炉周辺建屋サンプポンプ・電動機			1.機能・性能試験	低	B*	—	15回	液体廃棄物処理系設備検査	B*：ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 先行実施
				2.分解点検 (ポンプ)		195M	—	15回		
				3.分解点検 (電動機)		156M	—	13回		
	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能（最終の流入サンプ）	1式		1.機能・性能試験	低	1F	○	16回	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査（最終の流入サンプ）	先行実施

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術		
放射性廃棄物の廃棄施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕	放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕 その他の弁	1.機能・性能試験	低	B	○	16回	1次系安全弁検査			
		2.分解点検	高・低	104M～130M	○	16回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部BMあり 一部先行実施		
		3.簡易点検 (グラントパッキン取替)	低	130M	—	16回				
	放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	低	B	○	15回			
			2.分解点検		65M～130M	○	15回		一部先行実施	
			3.簡易点検 (特性点検)		13M～130M	○	16回			
	放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	低	13M～130M	○	16回		一部先行実施 一部BMあり	
	放射線管理施設 〔放射線管理用計測装置〕	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	4R-91A	1.特性試験	高	13M	○	16回	エリアモニタ機能検査	
		A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	4R-91B	1.特性試験	高	13M	○	16回	エリアモニタ機能検査	
B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		4R-92A	1.特性試験	高	13M	○	16回	エリアモニタ機能検査		
B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		4R-92B	1.特性試験	高	13M	○	16回	エリアモニタ機能検査		
A排気筒ガスモニタ		4R-21A	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回	放射線監視装置機能検査		
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
B排気筒ガスモニタ		4R-21B	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回	放射線監視装置機能検査		
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
格納容器じんあいモニタ		4R-40	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
格納容器ガスモニタ		4R-41	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
復水器空気抽出器ガスモニタ		4R-43	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
蒸気発生器ブローダウン水モニタ		4R-55	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
原子炉補機冷却水モニタ		4R-56	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回		一部先行実施	
タービン建屋床ドレン集水モニタ		4R-58	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回			
			2.特性試験		13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
A高感度型主蒸気管モニタ		4R-65	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
B高感度型主蒸気管モニタ		4R-66	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
C高感度型主蒸気管モニタ		4R-67	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施	
D高感度型主蒸気管モニタ	4R-68	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施		
冷却材連続モニタ	4R-70	1.特性試験	低	13M	○	16回				
排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	4R-80A	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施		
排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)	4R-80B	1.特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	一部先行実施		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 〔放射線管理用計測装置〕	A 主蒸気管モニタ	4R-87	1. 特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	B 主蒸気管モニタ	4R-88	1. 特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	C 主蒸気管モニタ	4R-89	1. 特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	D 主蒸気管モニタ	4R-90	1. 特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	格納容器エアロック区域エリアモニタ	4R-2	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	A 充てんポンプ室エリアモニタ	4R-4A	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	B 充てんポンプ室エリアモニタ	4R-4B	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	C 充てんポンプ室エリアモニタ	4R-4C	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	4R-5	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	炉内計装区域エリアモニタ	4R-7	1. 特性試験	低	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査		
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2台	1. 特性試験	高	13M	○	16回	放射線監視装置機能検査	15回施設定検時に設置	
	放射線管理施設〔放射線管理用計測装置〕 その他機器	1式	1. 分解点検他 2. 分解点検他	高 低	13M 13M	○ ○	16回 16回			
	放射線管理施設 〔換気設備〕	中央制御室非常用循環系		1. 機能・性能試験 (ファン、電動機、ダンパ、ダンパ駆動部等含む)	高	1F	○	16回	中央制御室非常用循環系機能検査	
A 中央制御室非常用循環ファン・電動機		1. 分解点検 (ファン)	高	91M	—	15回		(振動診断：3M)		
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	12回		有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施		
		3. 電動機取替 (電動機)		X*	—	—				
B 中央制御室非常用循環ファン・電動機		1. 分解点検 (ファン)	高	91M	—	12回		(振動診断：3M)		
		2. 分解点検 (電動機)		78M	○	11回		有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施		
		3. 電動機取替 (電動機)		X*	—	—				
中央制御室非常用循環フィルタユニット		1系列	1. 機能・性能試験 (よう素フィルタ)	高	1F	○	16回	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査		
		2. 開放点検 (フィルタ取替)	X*		○	15回		X*：機能・性能試験結果により適宜実施		
		3. 機能・性能試験 (差圧確認)	1F		○	16回	1次系換気空調設備検査			
		4. 開放点検	260M		—	16回				
		5. 微粒子フィルタ取替	X*		—	—		有効性評価 No.8の反映 X*：フィルタ差圧により適時実施		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A 格納容器給気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 分解点検（ファン）		B	－	2回		電動機分解時に分解点検を実施 先行実施
		3. 分解点検（電動機）		CBM	－	2回		（電動機 振動診断：1 2 M） 先行実施
	B 格納容器給気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 分解点検（ファン）		B	－	16回		電動機分解時に分解点検を実施 先行実施
		3. 分解点検（電動機）		CBM	－	16回		（電動機 振動診断：1 2 M） 先行実施
	A 格納容器排気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1 2 M） 先行実施
		2. 分解点検（ファン）		130M	○	12回		
		3. 分解点検（電動機）		CBM	○	2回		
	B 格納容器排気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	（振動診断：1 2 M） 先行実施
		2. 分解点検（ファン）		130M	－	11回		
		3. 分解点検（電動機）		CBM	－	16回		
	A 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 分解点検（ファン）		130M	－	11回		
		3. 分解点検（電動機）		65M	－	16回		
	B 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 分解点検（ファン）		130M	－	15回		
		3. 分解点検（電動機）		65M	－	15回		
	C 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 分解点検（ファン）		130M	－	12回		
		3. 分解点検（電動機）		65M	○	12回		
	D 格納容器再循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 分解点検（ファン）		130M	－	14回		
		3. 分解点検（電動機）		65M	－	14回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回数）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A 格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検 (ファン)		130M	—	14回		
		3.分解点検 (電動機)		65M	—	14回		
	B 格納容器空気浄化ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検 (ファン)		130M	—	12回		
		3.分解点検 (電動機)		65M	○	12回		
	A 中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検 (ファン)		78M	—	15回		
		3.分解点検 (電動機)		78M	—	15回		
		4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—		
	B 中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検 (ファン)		78M	○	14回		
3.分解点検 (電動機)		78M		○	14回			
4.電動機取替 (電動機)		X*		—	—	有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施		
A 中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(ファン 振動診断：6M) (電動機 振動診断：2M)	
	2.分解点検 (ファン)		91M	—	15回			
	3.分解点検 (電動機)		CBM	—	5回			
	4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—			有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施
B 中央制御室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(ファン 振動診断：6M) (電動機 振動診断：2M)	
	2.分解点検 (ファン)		91M	—	15回			
	3.分解点検 (電動機)		CBM	—	16回			
	4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—			有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施
A 補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1 2M) 先行実施	
	2.分解点検 (ファン)		130M	—	12回			
	3.分解点検 (電動機)		CBM	—	13回			
B 補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1 2M) 先行実施	
	2.分解点検 (ファン)		130M	—	11回			
	3.分解点検 (電動機)		CBM	—	16回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1.2M) 先行実施
		2.分解点検 (ファン)		130M	—	12回		
		3.分解点検 (電動機)		CBM	—	8回		
	B補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1.2M) 先行実施
		2.分解点検 (ファン)		130M	○	11回		
		3.分解点検 (電動機)		CBM	○	7回		
	C補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1.2M) 先行実施
		2.分解点検 (ファン)		130M	—	10回		
		3.分解点検 (電動機)		CBM	—	16回		
	A安全補機室冷却ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(電動機 振動診断：3M)
		2.分解点検 (ファン)		104M	—	10回		
		3.分解点検 (電動機)		104M	—	10回		
4.電動機取替 (電動機)		X*		—	—	有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施		
B安全補機室冷却ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	(電動機 振動診断：3M)	
	2.分解点検 (ファン)		104M	—	9回			
	3.分解点検 (電動機)		104M	—	16回			
	4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—			有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施
Aほう酸ポンプ室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査		
	2.分解点検 (ファン)		78M	○	14回			
	3.分解点検 (電動機)		78M	○	14回			
	4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—			有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施
Bほう酸ポンプ室空調ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査		
	2.分解点検 (ファン)		78M	—	16回			
	3.分解点検 (電動機)		78M	—	16回			
	4.電動機取替 (電動機)		X*	—	—			有効性評価 No.7の反映 X*：絶縁等の劣化兆候により適宜実施

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A 格納容器排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		BM	—	6回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		
	B 格納容器排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		BM	—	7回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		
	格納容器空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	低	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 開放点検		BM	—	8回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		
	A 補助建屋排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		52M	—	16回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		
	B 補助建屋排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		52M	—	16回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		
	A 格納容器給気ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	低	1F	○	16回		先行実施
		2. 開放点検		52M	—	16回		
	B 格納容器給気ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	低	1F	○	16回		先行実施
2. 開放点検		52M		—	16回			
A 中央制御室空調ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回			
	2. 開放点検		52M	—	16回			
B 中央制御室空調ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回			
	2. 開放点検		52M	—	16回			
A 補助建屋給気ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回		先行実施	
	2. 開放点検		52M	—	16回			
B 補助建屋給気ユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回		先行実施	
	2. 開放点検		52M	—	16回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 〔換気設備〕	A安全補機室冷却ユニット	1. 開放点検	高	52M	—	16回			
	B安全補機室冷却ユニット	1. 開放点検	高	52M	—	16回			
	A格納容器冷却ユニット	1. 開放点検	高	52M	—	16回			
	B格納容器冷却ユニット	1. 開放点検	高	52M	—	16回			
	自動ダンバ	1式	1. 機能・性能試験 （駆動部を含む） 2. 分解点検他	高・低	1F 39M～65M	○ ○	16回 16回	1次系換気空調設備検査	一部先行実施
	自動ダンバ駆動部	1式	1. 分解点検 2. 簡易点検 （特定点検）	高・低	52M～156M 13M～65M	○ ○	16回 16回		一部先行実施
	放射線管理施設〔換気設備〕 その他の弁	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 （グラントパッキン取替）	高・低	B 130M 130M	○ ○ ○	16回 16回 16回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	一部先行実施
	放射線管理施設〔換気設備〕 その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 （特定点検）	高・低	B 52M～182M 13M～182M	○ ○ ○	16回 16回 16回	1次系弁検査	一部先行実施
	放射線管理施設〔換気設備〕 その他機器	1式	1. 分解点検他 2. 簡易点検 （潤滑油入替）	高・低	13M～130M 13M	○ ○	16回 16回		一部先行実施
	原子炉格納施設 〔原子炉格納容器〕	原子炉格納容器	1. 漏えい率試験	高	3F	—	15回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	10年に1回は設計圧力にて実施（15回定検において設計圧力により実施）
		プレストレストコンクリート格納容器	1. 機能・性能試験	高	5Y	○	15回	プレストレストコンクリート格納容器供用期間中検査	
			2. 外観点検		5Y	○	15回	プレストレストコンクリート格納容器供用期間中検査	
エアロック		通常用 1個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2. 分解点検		52M	○	13回		
			3. 簡易点検 （潤滑油補給他）		26M	○	15回		
		非常用 1個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2. 分解点検		52M	—	14回		
			3. 簡易点検 （潤滑油補給他）		26M	—	16回		
機器搬入口		1個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	2. 開放点検			13M	○	16回			
	3. 非破壊試験			10Y	—	14回	原子炉格納容器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別表－6〕	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	配管貫通部 (貫通配管閉止フランジ部)	6個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査
			2. 開放点検		開放の都度	○	16回	
	電線貫通部	41個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査
	原子炉格納容器隔離弁	45個	1. 漏えい率試験	高	2/3F	○	16回	原子炉格納容器局部漏えい率検査
	原子炉格納容器隔離 (T・V信号及びT+UV信号)により隔離される弁	62個	1. 機能・性能試験 (駆動部等含む)	高	1F	○	16回	原子炉格納容器隔離弁機能検査
	原子炉格納容器隔離 (P・V信号)により隔離される弁	16個	1. 機能・性能試験 (駆動部等含む)	高	1F	○	16回	原子炉格納容器隔離弁機能検査
	原子炉格納容器隔離弁	4V-CS-004A	1. 分解点検	高	52M	—	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-004B	1. 分解点検	高	52M	—	16回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-004C	1. 分解点検	高	52M	○	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-042	1. 分解点検	高	13M	○	16回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-043	1. 分解点検	高	104M	○	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-143	1. 分解点検	高	104M	○	12回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-WL-144	1. 分解点検	高	104M	○	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-001A	1. 分解点検	高	130M	○	7回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-001B	1. 分解点検	高	130M	—	8回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-002A	1. 分解点検	高	130M	—	8回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-DP-002B	1. 分解点検	高	130M	—	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-007	1. 分解点検	高	130M	○	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-310	1. 分解点検	高	130M	—	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
		4V-CS-312	1. 分解点検	高	130M	—	14回	原子炉格納容器隔離弁分解検査
4V-CC-342	1. 分解点検	高	130M	—	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		
4V-CC-365	1. 分解点検	高	130M	—	15回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	4V-CC-401	1. 分解点検	高	130M	—	8回	原子炉格納容器隔離弁分解検査		
		4V-CC-403	1. 分解点検	高	130M	—	9回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		4V-CC-427	1. 分解点検	高	130M	○	9回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		4V-CC-429	1. 分解点検	高	130M	—	8回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		4V-IA-508A	1. 分解点検	高	130M	—	9回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
		4V-IA-508B	1. 分解点検	高	130M	—	10回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	原子炉格納容器隔離弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	52M～182M	○	16回		
			2. 簡易点検 (特性点検)		13M～182M	○	16回		
	原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2. 分解点検		78M～260M	○	16回	1次系弁検査	
			3. 分解点検	高	26/39M*	○	16回	1次系弁検査	*：原子炉格納容器局部漏えい率検査の実施時期にあわせて実施
			4. 簡易点検 (グランドパッキン取替)	高・低	52M～130M	○	16回		
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	16回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		65M～182M	○	16回			
		3. 簡易点検 (特性点検)		13M～182M	○	16回			
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他機器	1式	1. 分解点検他	高・低	13M～104M	○	16回			
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子炉格納容器スプレイ系	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	16回	原子炉格納容器安全系機能検査		
		2. 機能・性能試験		1F	○	16回	その他原子炉注水系機能検査	[対象設備] ・A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系 15回施設定検から設定	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	A 格納容器スプレイポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	12回	その他原子炉注水系ポンプ分解検査 原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	(振動診断：3M) 12回は、格納容器スプレイ系ポンプ分解検査として実施 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は、15回施設定検から設定	
		2. 分解点検 (電動機)		91M	—	16回			
		3. 簡易点検 (メカニカルシール取替) (ポンプ)		130M	—	12回			
		4. 簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	—	16回			
		5. 簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	—	16回			
	B 格納容器スプレイポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	11回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	(振動診断：3M) 11回は、格納容器スプレイ系ポンプ分解検査として実施	
		2. 分解点検 (電動機)		91M	○	12回			
		3. 簡易点検 (メカニカルシール取替) (ポンプ)		130M	—	11回			
		4. 簡易点検 (潤滑油入替) (ポンプ)		26M	○	16回			
		5. 簡易点検 (潤滑油入替) (電動機)		26M	○	15回			
	A 格納容器スプレイ冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	10回	1次系熱交換器検査		
				130M	—	10回	1次系熱交換器検査		
				130M	—	10回			
	B 格納容器スプレイ冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	○	9回	1次系熱交換器検査		
				130M	○	9回	1次系熱交換器検査		
				130M	○	9回			
	原子炉格納容器スプレイ系主要弁	4V-CP-024A	1. 分解点検	高	78M	—	16回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-024B	1. 分解点検	高	78M	—	15回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
		4V-CP-054A	1. 分解点検	高	130M	—	13回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	13回は、原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査として実施
		4V-CP-054B	1. 分解点検	高	130M	—	14回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	14回は、原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査として実施
原子炉格納容器スプレイ系主要弁駆動部	一式	1. 分解点検	高	182M	—	16回			
		2. 簡易点検 (特性点検)		13M~182M	○	16回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	よう素除去薬品タンク	1. 開放点検	高	130M	○	10回		
	よう素除去薬品タンク 真空逃がし弁	2台	1. 分解点検	高	130M	○	10回	1次系真空破壊弁検査
	アニュラス空気浄化系	1. 機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部、ダンパ、ダンパ駆動部等含む)	高	1F	○	16回	アニュラス循環排気系機能検査	
	Aアニュラス空気浄化ファン・電動機	1. 分解点検 (ファン)	高	B	—	4回		電動機分解時に実施
		2. 分解点検 (電動機)		CBM	—	8回		(電動機 振動診断: 1M)
		3. 電動機取替 (電動機)	高	X*	—	—		有効性評価 No. 7の反映 X*: 絶縁等の劣化兆候により適宜実施
	Bアニュラス空気浄化ファン・電動機	1. 分解点検 (ファン)	高	B	—	3回		電動機分解時に実施
		2. 分解点検 (電動機)		CBM	—	16回		(電動機 振動診断: 1M)
		3. 電動機取替 (電動機)		X*	—	—		有効性評価 No. 7の反映 X*: 絶縁等の劣化兆候により適宜実施
	A, Bアニュラス空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (よう素フィルタ)	高	1F	○	16回	アニュラス循環排気系フィルタ性能検査	A系、B系交互に実施
		2. 開放点検 (フィルタ取替)		X*	○	16回		X*: 機能・性能試験結果により適宜実施
	Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
		2. 開放点検		260M	—	14回		
		3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		有効性評価 No. 8の反映 X*: フィルタ差圧により適時実施
	Bアニュラス空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験 (差圧確認)	高	1F	○	16回	1次系換気空調設備検査	
	2. 開放点検		260M	—	15回			
	3. 微粒子フィルタ取替		X*	—	—		有効性評価 No. 8の反映 X*: フィルタ差圧により適時実施	
可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-VS-102A	1. 分解点検	高	65M	○	15回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査は、15回施設設定検から設定
可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-VS-102B	1. 分解点検	高	65M	—	15回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査は、15回施設設定検から設定

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-VS-103A	1. 分解点検	高	65M	—	15回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
	可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-VS-103B	1. 分解点検	高	65M	—	15回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査は、15回施設定検から設定
	静的触媒式水素再結合装置	5個	1. 機能・性能試験	高	5F	—	—	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	15回施設定検時に設置
			2. 外観点検(触媒プレート)		5F	—	—		
			3. 外観点検(本体)		1F	○	16回		
	原子炉格納容器水素燃焼装置	14個	1. 外観点検	高	1F	○	16回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	15回施設定検時に設置
			2. 絶縁抵抗測定		1F	○	16回		
			3. 抵抗測定		1F	○	16回		
			4. 機能・性能試験(シーケンス試験)		1F	○	16回		
	静的触媒式水素再結合装置 温度監視装置		1. 特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉格納容器水素燃焼装置 温度監視装置		1. 特性試験	高	13M	○	16回	計測制御系監視機能検査	15回施設定検時に設置
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2. 分解点検		104M~130M	○	16回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
3. 簡易点検(グラウンドパッキン取替)			78M~130M		○	16回			
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	16回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		78M~182M	○	16回			
		3. 簡易点検(特定点検)		13M~182M	○	16回			
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他機器	1式	1. 機能・性能試験	高	10F	—	14回			
		2. 分解点検他		91M~130M	○	16回			
その他AM(格納容器器内注水) 機器	1式	1. 分解点検他	高	130M	—	14回	1次系逆止弁検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
原子力設備 [その他設備]	クラス1機器（供用期間中検査対象） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	16回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-1]
			2. 漏えい試験		1F	○	16回	クラス1機器供用期間中検査	
	クラス2機器（供用期間中検査対象） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	16回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-2]
			2. 漏えい試験		10Y	○	16回	クラス2機器供用期間中検査	
	クラス3機器（供用期間中検査対象）	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	16回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-3]
			2. 漏えい試験		10Y	○	16回	クラス3機器供用期間中検査	
	クラス1機器Ni基合金使用部位 （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1式	1. 非破壊試験	高	5Y	—	16回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-4]
	クラス2管（原子炉格納容器内） （重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1式	1. 非破壊試験	高	25%/10Y	—	16回	供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-5]
	重大事故等クラス2機器	1式	1. 非破壊試験	高	5~10Y	○	16回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-7] 15回施設定検時に設定
			2. 漏えい試験		10Y	○	16回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	
	重大事故等クラス3機器	1式	1. 漏えい試験	高	10Y	—	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-8] 16回施設定検時から設定
	蒸気発生器管台溶接部（重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む）	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	12回	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	ISIプログラムによる。 [別表-1]
	クラス3・クラス4の配管等	1式	1. 外観点検	高	100%/10Y	○	16回	構造健全性検査	排気筒については5Fで実施
	RCPBのベント・ドレン弁シート部	1式	1. 漏えい試験	高	13M	○	16回	構造健全性検査	
1次冷却材管ホイップレストレイント	84箇所	1. 外観点検	高	1F	○	16回	レストレイント検査		
主蒸気配管ホイップレストレイント	4箇所	1. 外観点検	高	1F	○	16回	レストレイント検査		
主給水配管ホイップレストレイント	10箇所	1. 外観点検	高	1F	○	16回	レストレイント検査		
原子力設備 [その他設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回			
		2. 分解点検		65M~260M	○	16回	1次系弁検査	一部先行実施	
		3. 簡易点検 （グランドパッキン取替）		78M~130M	○	16回			
原子力設備 [その他設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回			
		2. 分解点検		65M~130M	○	16回			
		3. 簡易点検 （特性点検）		13M~130M	○	16回			
原子力設備 [その他設備] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	16回			
		2. 分解点検他	低	13M~130M	○	16回		一部BMあり	
原子力設備・タービン設備 [その他設備]	耐震クラスS、Bの支持構造物	1式	1. 外観点検	高	100%/10Y	○	16回	耐震健全性検査	クラス1、2、3供用期間中検査対象機器を除く

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	高圧タービン	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査	14回定検時に蒸気タービン取替実施
		2. 組立状況点検		26M	—	16回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)		13M	○	16回		
	第1 低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	○	15回	蒸気タービン開放検査	14回定検時に蒸気タービン取替実施
		2. 外観点検		2F	—	16回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)		13M	○	16回		
	第2 低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査	14回定検時に蒸気タービン取替実施
		2. 外観点検		2F	○	15回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)		13M	○	16回		
	第3 低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	○	15回	蒸気タービン開放検査	14回定検時に蒸気タービン取替実施
		2. 外観点検		2F	—	16回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)		13M	○	16回		
ロータアライメント	1. 組立状況点検	高	B	○	16回	蒸気タービン開放検査		
蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	調速装置および非常用調速装置		高	1F	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	1 主蒸気止め弁	MSV-1	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	2 主蒸気止め弁	MSV-2	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	3 主蒸気止め弁	MSV-3	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	4 主蒸気止め弁	MSV-4	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	1 蒸気加減弁	GOV-1	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	2 蒸気加減弁	GOV-2	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	3 蒸気加減弁	GOV-3	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	4 蒸気加減弁	GOV-4	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検	B	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	A 1 再熱蒸気止め弁	A1-RSV	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
	A 2 再熱蒸気止め弁	A2-RSV	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査	
	A 3 再熱蒸気止め弁	A3-RSV	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査	
B 1 再熱蒸気止め弁	B1-RSV	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査		
B 2 再熱蒸気止め弁	B2-RSV	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査		
B 3 再熱蒸気止め弁	B3-RSV	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	A 1 インターセプト弁	A1-ICV	1. 開放点検	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査
	A 2 インターセプト弁	A2-ICV	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査
	A 3 インターセプト弁	A3-ICV	1. 開放点検	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査
	B 1 インターセプト弁	B1-ICV	1. 開放点検	高	26M	○	16回	蒸気タービン開放検査
	B 2 インターセプト弁	B2-ICV	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査
	B 3 インターセプト弁	B3-ICV	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査
蒸気タービン [復水器]	復水・循環水系		1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	16回	蒸気タービン附属設備機能検査
	復水器		1. 開放点検	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査
	復水器 1 A		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	—	14回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	—	14回	
	復水器 2 A		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	—	13回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	—	13回	
	復水器 3 A		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	○	12回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	○	12回	
	復水器 1 B		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	—	16回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	—	16回	
	復水器 2 B		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	—	13回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	—	14回	
	復水器 3 B		1. 開放点検 (非破壊試験)	高	78M	—	15回	
			2. 開放点検 (漏えい試験)		78M	—	15回	
	A 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	○	15回	
			2. 分解点検 (電動機)		104M	○	15回	有効性評価 No.3の反映
		3. 簡易点検 (翼油導入装置点検) (ポンプ)	26M		○	15回		
B 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	—	16回		
		2. 分解点検 (電動機)		104M	—	16回	有効性評価 No.3の反映	
		3. 簡易点検 (翼油導入装置点検) (ポンプ)		26M	—	16回		

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン 〔復水器〕	A 復水器真空ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	○	15回		(振動診断：6M)	
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	15回			
	B 復水器真空ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	—	16回		(振動診断：6M)	
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	14回			
	A 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	15回			
		2. 分解点検 (電動機)		78M	○	13回			
	B 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	16回			
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	14回			
	C 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	15回			
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	15回			
	蒸気タービン〔復水器〕 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M～260M	○	16回		
			2. 分解点検他	低	13M～130M	○	16回		一部BMあり
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	A 湿分分離加熱器（胴側） A 湿分分離加熱器	1. 開放点検	高	26M	○	15回	蒸気タービン開放検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	13回	蒸気タービン開放検査		
				130M	—	13回			
	B 湿分分離加熱器（胴側） B 湿分分離加熱器	1. 開放点検	高	26M	—	16回	蒸気タービン開放検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	14回	蒸気タービン開放検査		
				130M	—	14回			
	A 第1 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	14回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	9回			
				65M	—	14回			
	B 第1 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	15回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	10回			
				65M	—	15回			
	C 第1 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	16回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	11回			
				65M	—	16回			
	A 第2 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	14回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	14回			
				65M	—	14回			
	B 第2 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	15回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	15回			
				65M	—	15回			
	C 第2 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	16回	2次系熱交換器検査		
		2. 非破壊試験 3. 漏えい試験	高	130M	—	16回			
				65M	—	16回			

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	A第3 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	12回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	12回		
		3. 漏えい試験		65M	○	12回		
	B第3 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	13回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	13回		
		3. 漏えい試験		65M	—	13回		
	A第4 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	12回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	○	9回		
		3. 漏えい試験		65M	○	12回		
	B第4 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	13回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	9回		
		3. 漏えい試験		65M	—	13回		
	A第5 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	14回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	9回		
		3. 漏えい試験		65M	—	14回		
	B第5 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	15回	2次系熱交換器検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	10回		
		3. 漏えい試験		65M	—	15回		
	脱気器タンク	1. 開放点検	高	39M	○	14回	2次系容器検査	
	A脱気器	1. 開放点検	高	39M	—	16回	2次系容器検査	
	B脱気器	1. 開放点検	高	39M	○	14回	2次系容器検査	
A第7 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	—	14回	2次系熱交換器検査		
	2. 非破壊試験		130M	—	14回			
	3. 漏えい試験		130M	—	14回			
B第7 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	—	15回	2次系熱交換器検査		
	2. 非破壊試験		130M	—	15回			
	3. 漏えい試験		130M	—	15回			
グランド蒸気復水器	1. 開放点検	高	65M	—	13回	2次系熱交換器検査		
	2. 非破壊試験		130M	—	9回			
	3. 漏えい試験		65M	—	13回			
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	給水、復水系	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	16回	蒸気タービン附属設備機能検査	
	Aタービン動主給水ポンプ・タービン	1. 機能・性能試験 (タービン)	高	B	—	16回	2次系ポンプ機能検査	
		2. 分解点検 (ポンプ)		52M	—	16回		
		3. 分解点検 (タービン)		52M	—	16回		2次系ポンプ分解検査
	Aタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	○	13回		
		2. 分解点検 (電動機)		78M	—	14回		
3. 簡易点検 (ポンプ)		13M		○	16回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	Bタービン動主給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	○	15回	2次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検 (ポンプ)		52M	○	15回			
		3.分解点検 (タービン)		52M	○	15回	2次系ポンプ分解検査		
	Bタービン動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (ポンプ)	高	52M	—	15回			
				78M	—	10回			
				13M	○	16回			
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機)	高	130M	—	15回	2次系ポンプ分解検査		
				52M	—	12回			
	電動主給水ポンプブースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (ポンプ)	高	78M	—	16回	2次系ポンプ分解検査		
				78M	—	15回			
				13M	○	16回			
	A復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (ポンプ)	高	104M	—	16回			有効性評価 No.5の反映
				104M	—	13回			有効性評価 No.4の反映
				13M	○	16回			
	B復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (ポンプ)	高	104M	—	16回			有効性評価 No.5の反映
				104M	—	15回			有効性評価 No.4の反映
				13M	○	16回			
	C復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.簡易点検 (ポンプ)	高	104M	○	15回			有効性評価 No.5の反映
				104M	—	14回			有効性評価 No.4の反映
				13M	○	16回			
	4 A 復水の過器	1.開放点検	高	65M	—	15回	2次系容器検査		
4 B 復水の過器	1.開放点検	高	65M	—	15回	2次系容器検査			
4 A 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	—	12回	2次系容器検査			
4 B 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	—	13回	2次系容器検査			
4 C 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	—	14回	2次系容器検査			
4 D 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	9回	2次系容器検査			
4 E 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	—	10回	2次系容器検査			
4 F 復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	—	11回	2次系容器検査			
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~156M	○	16回			
		2.分解点検他	低	13M~130M	○	16回		一部BMあり	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	主な配管 (主蒸気系統・抽気系統・ドレン系統)	1. 開放点検	高	13M	○	16回	蒸気タービン開放検査		
		2. 非破壊試験		肉厚管理指針による	○	16回	蒸気タービン開放検査		
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	2次系配管等* (上記「蒸気タービン主な配管」以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他の系統) *: 配管のほか、タービン、ポンプ、熱交換器、弁等を含む	1. 外観点検*	高・低	10Y	○	16回	2次系配管検査	定期事業者検査起動後	
		2. 非破壊試験		肉厚管理指針による	○	16回	2次系配管検査		
蒸気タービン [その他設備]	蒸気タービン及び附属設備	1. 保安装置点検	高	1F	○	16回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後	
		2. 負荷点検		1F	○	16回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	
	蒸気タービン [その他設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	2次系安全弁検査	
			2. 分解点検		高	13M~260M	○	16回	
			3. 分解点検		低	13M~260M	○	16回	
			4. 簡易点検 (グランドパッキン取替)		高・低	52M~130M	○	16回	
	蒸気タービン [その他設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回		
2. 分解点検			52M~182M		○	16回			
3. 簡易点検 (特性点検)			13M~182M		○	16回			
蒸気タービン [その他設備] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	16回			
		2. 分解点検他	低	13M~260M	○	16回		一部BMあり	
その他AM(格納容器器内注水) 機器	1式	1. 分解点検他	高	130M~182M	—	14回	1次系弁検査		
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	非常用ディーゼル発電機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査) 非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査)		
									非常用炉心冷却設備作動信号及び原子炉格納容器スプレイ作動信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備診断技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	Aディーゼル発電機		高	13M～104M	○	16回			
	Aディーゼル機関		高	13M～156M	○	16回			
	Aディーゼル機関のピストン、ピストン 連接棒、クランク軸	No. 1, 9	1. 分解点検	高	130M	○	10回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 2, 10	1. 分解点検	高	130M	—	12回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 3, 11	1. 分解点検	高	130M	—	14回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 4, 12	1. 分解点検	高	130M	—	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5, 13	1. 分解点検	高	130M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 6, 14	1. 分解点検	高	130M	—	11回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 7, 15	1. 分解点検	高	130M	—	13回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 8, 16	1. 分解点検	高	130M	—	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Aディーゼル機関のシリンダカバー	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Aディーゼル機関の吸気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Aディーゼル機関の排気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Aディーゼル機関の燃料噴射弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
	Bディーゼル発電機		1. 分解点検他	高	13M～104M	○	16回		
	Bディーゼル機関		1. 分解点検他	高	13M～156M	○	16回		
	Bディーゼル機関のピストン、ピストン 連接棒、クランク軸	No. 1, 9	1. 分解点検	高	130M	○	10回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 2, 10	1. 分解点検	高	130M	—	12回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 3, 11	1. 分解点検	高	130M	—	14回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 4, 12	1. 分解点検	高	130M	—	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 5, 13	1. 分解点検	高	130M	—	16回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 6, 14	1. 分解点検	高	130M	—	11回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 7, 15	1. 分解点検	高	130M	—	13回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	
		No. 8, 16	1. 分解点検	高	130M	—	15回	非常用ディーゼル発電機分 解検査	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	Bディーゼル機関のシリンダカバー	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	-	16回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の吸気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	-	16回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の排気弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	-	16回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No. 1-4, 9-12	1. 分解点検	高	26M	○	15回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 5-8, 13-16	1. 分解点検	高	26M	-	16回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1. 外観点検	高	1F	○	16回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2. 分解点検		26M~130M	○	16回		
			3. 開放点検		26M~130M	○	16回		
			4. 非破壊試験		13M	○	16回	非常用予備発電機付属設備検査	
			5. 漏えい試験		13M	○	16回		
			6. 機能・性能試験		1F	○	16回	非常用予備発電機付属設備検査	
7. 特性試験			13M		○	16回	非常用予備発電機付属設備検査		
空冷式非常用発電装置	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	平成23年9月に設置 定期事業者検査は16回施設 定検から実施	
		2. 取替他		120M	-	-			
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
電源車	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	16回	可搬型代替電源設備検査	15回施設定検時に設置	
重油タンク	2台	1. 開放点検	高	10Y	-	-		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設定検時に設置	
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用 発電装置] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	16回	非常用予備発電機付属設備 検査		
		2. 分解点検		26M~130M	○	16回			
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用 発電装置] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	16回			
		2. 分解点検他	低	13M~130M	○	16回		一部BMあり	

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術	
その他発電用原子炉の附属施設 [その他の電源装置]	直流電源装置蓄電池	2組 (60個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	16回	インバータ機能検査	
		1式	1.分解点検他	高	26M	○	16回		
	可搬型整流器	1個	1.外観点検	高	1F	○	16回		15回施設定検時に設置
			2.電圧測定		1F	○	16回		
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	1個	1.外観点検	高	1F	○	16回		15回施設定検時に設置
2.電圧測定			1F		○	16回			
その他発電用原子炉の附属施設 [その他の電源装置] その他機器	1式	1.分解点検他 2.分解点検他	高 低	13M~26M 26M	○ ○	16回 16回			
その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備]	発電機設備	1式	1.分解点検他	高	13M~104M	○	16回		
	変圧器設備	1式	1.分解点検他	高・低	13M~78M	○	16回		
	しゃ断器	1式	1.分解点検他	高・低	52M~156M	○	16回		
	その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備] その他機器	1式	1.分解点検他 2.分解点検他	高 低	13M~156M 13M~130M	○ ○	16回 16回		有効性評価 No.10の反映
その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護設備]	煙等流入防止装置	1式	1.外観点検	高	1F	○	16回		15回施設定検時に設置
	その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護設備] その他機器	1式	1.特性試験他	低	13M	○	16回		15回施設定検時に設置
その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設]	堰、浸水防止堰、伝播防止堰	1式	1.外観点検	高	10Y	—	—		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設定検時に設置
	水密扉	1式	1.外観点検	高	1Y	○	16回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 15回施設定検時に設置
	潮位計	1台	1.機能・性能試験	高	4F	—	16回	計測制御系監視機能検査	計測制御系監視機能検査は、16回施設定検から実施
	A湧水サンプポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B*	—	—	浸水防護設備検査	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設定検から設定
			2.取替		5Y	—	—		
	B湧水サンプポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B*	—	—	浸水防護設備検査	B*:取替にあわせて実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中 ポンプ・電動機一体型ポンプ 15回施設定検から設定
			2.取替		5Y	—	—		
その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	—	浸水防護設備検査	浸水防護設備検査は、16回施設定検から設定	
		2.分解点検		130M	—	—			
その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設] その他機器	1式	1.外観点検他	高・低	1F~10F	○	16回		15回施設定検時に設置	

機器又は系統名	実施数（機器名）		点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考 （ ）内は適用する設備診断技術
土木建築設備	原子炉建屋（格納容器内壁）	1式	1. 外観点検	高	1F	○	16回		
	原子炉建屋（格納容器外）	1式	1. 外観点検	高・低	1Y	○	16回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1式	1. 外観点検	高	1F	○	16回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
プラント総合	原子炉及びその附属設備 （補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く）		1. 総合性能試験	高	1F	○	16回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
全般機器	諸機器		1. 分解点検他	低	6M～72M	○	15回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中

クラス1機器供用期間中検査10年計画

1. 原子炉容器(1/2)

別表-1(1/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)													備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回	2026年 第21回		2027年 第22回		
B2. 111	B-B	上部胴と下部胴との周溶接継手	体積	全長の5%	1箇所	水中UT(内面)	100%	-										維持規格JSME S NA1-2008(重大事故等クラス2機器)		
		上部胴と下部胴との周溶接継手	体積	全長の100%	1箇所	水中UT(内面)	100%				-		100%	-					維持規格JSME S NA1-2012/2013/2014(重大事故等クラス2機器)	
		下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体積	全長の5%	1箇所	水中UT(内面)	100%	-											維持規格JSME S NA1-2008(重大事故等クラス2機器)	
		下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体積	全長の100%	1箇所	水中UT(内面)	100%				-		100%	-						維持規格JSME S NA1-2012/2013/2014(重大事故等クラス2機器)
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体積	全長の5%	1箇所	水中UT(内面)	100%	-												維持規格JSME S NA1-2008(重大事故等クラス2機器)
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体積	全長の100%	1箇所	水中UT(内面)	100%				-		100%	-						維持規格JSME S NA1-2012/2013/2014(重大事故等クラス2機器)
B3. 105	B-C	上部胴と上部胴フランジとの溶接継手	体積	全長の100%	1箇所	水中UT(内面)	100%	-			-		100%	-				(重大事故等クラス2機器)		
B3. 10	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体積	全数の100%	4箇所	水中UT(内面)	各100%	-			-		A、B、C、D	-				(重大事故等クラス2機器)		
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積	全数の100%	4箇所	水中UT(内面)	各100%	-			-		A、B、C、D	-				(重大事故等クラス2機器)		
B3. 20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体積	全数の100%	4箇所	水中UT(内面)	各100%	-			-		A、B、C、D	-				(重大事故等クラス2機器)		
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体積	全数の100%	4箇所	水中UT(内面)	各100%				-		A、B、C、D	-				(重大事故等クラス2機器)		
B5. 10	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び表面	全数の100%	4箇所	UT及びPT	各100%	-			-	A、B(PT)	A、B、C、D(水中UT)	-	C(PT)	D(PT)		(重大事故等クラス2機器)		
		冷却材出口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び表面	全数の100%	4箇所	UT及びPT	各100%	-	A(PT)		-	B、C(PT)	D(PT)、A、B、C、D(水中UT)	-				(重大事故等クラス2機器)		
B6. 10	B-G-1	ナット	VT-1	全数の100%	54個	VT-1	100%	-	7	7	-	12	7	-	7	7	7	(重大事故等クラス2機器)		
B6. 30	B-G-1	スタッドボルト	体積	全数の100%	54本	UT	100%	-	7	7	-	12	7	-	7	7	7	(重大事故等クラス2機器)		
B6. 40	B-G-1	胴フランジネジ穴のネジ部	体積	全数の100%	54箇所	UT	可能範囲100%	-		18	-		18	-		18		ガイドスタッド近傍は検査不可能(重大事故等クラス2機器)		
B6. 50	B-G-1	上蓋用ワッシャ	VT-1	全数の100%	54個	VT-1	100%	-	7	7	-	12	7	-	7	7	7	(重大事故等クラス2機器)		
B7. 10	B-G-2	T/Cハウジングのマーマンクランプ用ボルト・ナット	VT-1	全数の25%	3箇所/1組×4組	VT-1	25%(1組)	-		1組#66	-			-				(重大事故等クラス2機器)		

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

1. 原子炉容器(2/2)

別表-1(2/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回	2026年 第21回	2027年 第22回	
G1. 10	G-P-1	原子炉容器内部	VT-3	全範囲の 7.5% 各検査時期毎	1基	VT-3 (水中T V)	可能範囲 100% 約3年毎	-										維持規格JSME S NA1-2008 (重大事故等クラス2機器)
G1. 10	G-P-1	原子炉容器内部	VT-3	全範囲の 7.5%	1基	VT-3 (水中T V)	可能範囲 100% 約3年毎			可能範囲 100%	-		可能範囲 100%	-		可能範囲 100%		維持規格JSME S NA1- 2012/2013/2014 (重大事故等クラス2機器)
G1. 40	G-P-1	内部取付け物	VT-3	全範囲の 7.5%	6箇所	VT-3 (水中T V)	可能範囲 100%	-			-		可能範囲 100%	-				下部炉心構造物取出し時に 実施 (重大事故等クラス2機器)
G1. 40	G-P-1	上部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の 7.5%	1基	VT-3 (水中T V)	可能範囲 100%	-		可能範囲 100%	-			-				(重大事故等クラス2機器)
G1. 50	G-P-2	下部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の 7.5%	1基	VT-3 (水中T V)	可能範囲 100%	-			-		可能範囲 100%	-				下部炉心構造物取出し時に 実施 (重大事故等クラス2機器)
B14. 10	B-O	制御棒駆動ハウジングの溶接継手(上部)	体積又は 表面	最外周 25%	最外周 20箇所 (全62箇所)	PT	最外周 可能範囲 25% (11箇所)	-	1	2	-	2	2	-	2	1	1	1.構造上UTは不可 2.上部は構造的に実施困難 (重大事故等クラス2機器)
	制御棒駆動ハウジングの溶接継手(下部)	最外周 24箇所 (全66箇所)																
B15. 10	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○		(重大事故等クラス2機器)
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	全数の 25%	8箇所	VT-3	25% (2箇所)	-		B 出口側	-	D 出口側		-				但し、目視可能な範囲のみと する。 (重大事故等クラス2機器)

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

2. 加圧器(1/2)

別表-1(3/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)													備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回	2026年 第21回		2027年 第22回	
B2. 11	B-B	上部鏡板と上部胴との周継手	体積	全長の5%	1箇所	UT	5%	-	5%		-			-				(重大事故等クラス2機器)	
		下部胴と下部鏡板との周継手	体積	全長の5%	1箇所	UT	5%	-			-			-	5%				(重大事故等クラス2機器)
B2. 12	B-B	上部胴の長手継手	体積	全長の10%	2箇所	UT	各10%	-	B5%	A10%	-	B5%		-				(重大事故等クラス2機器)	
		中間胴の長手継手	体積	全長の10%	2箇所	UT	各10%	-		A10%	-			-		B10%		(重大事故等クラス2機器)	
		下部胴の長手継手	体積	全長の10%	2箇所	UT	各10%	-			-		A10%	-			B10%	(重大事故等クラス2機器)	
B2. 13	B-B	上部胴と中間胴との周継手	体積	全長の5%	1箇所	UT	5%	-		5%	-			-				(重大事故等クラス2機器)	
		中間胴と下部胴との周継手	体積	全長の5%	1箇所	UT	5%	-			-	5%		-				(重大事故等クラス2機器)	
B3. 30	B-D	安全弁用管台と容器との溶接継手	体積	全数の25%	3箇所	UT	全数の33% (2箇所)	-	スプレー用管台		-	逃がし弁用管台		-					(重大事故等クラス2機器)
		逃がし弁用管台と容器との溶接継手			1箇所														
		スプレー用管台と容器との溶接継手			1箇所														
		サージ用管台と容器との溶接継手			1箇所														
B3. 40	B-D	安全弁用管台内面の丸みの部分	体積	全数の25%	3箇所	UT	全数の33% (2箇所)	-	スプレー用管台		-	逃がし弁用管台		-					(重大事故等クラス2機器)
		逃がし弁用管台内面の丸みの部分			1箇所														
		スプレー用管台内面の丸みの部分			1箇所														
		サージ用管台内面の丸みの部分			1箇所														

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

2. 加圧器(2/2)

別表-1(4/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)													備 考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回	2026年 第21回		2027年 第22回		
B5. 40	B-F	安全弁用管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び 表面	全数の 25%	3箇所	UT及び PT	33% (2箇所)	-			-		サージ 用管台 (UT・PT)	安全弁 用管台 A (UT・PT)	-				(重大事故等クラス2機器)	
		1箇所			(重大事故等クラス2機器)															
		1箇所																		(重大事故等クラス2機器)
		1箇所																		
B7. 20	B-G-2	マンホール取付ボルト	VT-1	全数の 25%	16本/ 1箇所× 1基	VT-1	25% (4本)	-		1	-	1	1	-		1		(重大事故等クラス2機器)		
B8. 20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手 (スカート溶接継手)	表面又は 体積	全長の 7.5%	1箇所	UT	7.5%	-			-	7.5%		-					(重大事故等クラス2機器)	
B15. 20	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○	○		(重大事故等クラス2機器)	
F1. 41	F-A	支持構造物(スカート、基礎ボルト含む)	VT-3	全数の 25%	1箇所/ 1基	VT-3	100%	-			-		100%	-					(重大事故等クラス2機器)	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

3. 蒸気発生器(1/1)

別表-1(5/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)											備考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回		2026年 第21回	2027年 第22回		
B2. 40	B-B	管板と水室鏡板との溶接継手	体積	代表1基 全長の 25%	1箇所/ 1基×4 基	UT	代表1基 の25%	-	A 9%		-	A 8%		-	A 8%			(重大事故等クラス2機器)		
B3. 60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分	体積	代表1基 全長の 25%	1箇所/ 1基×4 基	UT	代表1基 の50% (1箇所/ 1基)	-			-	B 入口側		-					(重大事故等クラス2機器)	
		冷却材出口管台の内面の丸みの部分			1箇所/ 1基×4 基															
B5. 70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び 表面	代表1基 全長の 25%	1箇所/ 1基×4 基	UT及び PT	代表1基の 50% (1箇所/ 1基)	-		B入口側 (UT,PT)	-			-						*1 (重大事故等クラス2機器)
		冷却材出口管台とセーフエンドとの溶接継手			1箇所/ 1基×4 基															*1 (重大事故等クラス2機器)
B7. 30	B-G-2	1次側マンホールボルト(入口側)	VT-1	代表1基 全長の 25%	16本/ 1基×4 基	VT-1	代表1基 の50% (16本/1 基)	-		A 入口側 4本	-	A 入口側 6本		-	A 入口側 6本					(重大事故等クラス2機器)
		1次側マンホールボルト(出口側)			16本/ 1基×4 基															
B8. 30	B-H	水室鏡とサポートパッドとの溶接継手	表面	代表1基 全長の 7.5%	4箇所/ 1基×4 基	PT	代表1基 の25% (1箇所/ 1基)	-		A1	-			-						(重大事故等クラス2機器)
B15. 30	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	(重大事故等クラス2機器)
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	代表1基 の25%	4箇所/ 1基×4 基	VT-3	代表1基の 100% (4箇所)	-			-	A4		-						(重大事故等クラス2機器)

*1: 検査方法のうちUTについては、NISA文書「定期事業者検査における超音波探傷試験の代替措置計画策定について」の検査対象

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

4. 配管(1/3)

別表-1(6/11)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)													備考		
		検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年				
								第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回	第22回				
B7. 50	B-G-2	直径50mm以下の圧力保持用ボルト締め付け部	1次冷却材ポンプ封水注入ライン(A, B, C, Dループ)	VT-1	全数の25%	4組/ 1箇所 ×4箇所	VT-1	25% (1箇所)	-			-		1	-						
B9. 11	B-J	配管の同種金属溶接継手(呼び径100A以上:周継手)	1次冷却材管	体積	全数の25%	48箇所	UT	25% (12箇所)	-	2 A	3 B, C	-	2 A, C	1 B	-	2 C, D	1 D	1 D	(重大事故等クラス2機器)		
			加圧器サージライン	体積	全数の25%	8箇所	UT	25% (2箇所)	-	1		-	1	-						(重大事故等クラス2機器)	
			加圧器安全弁ライン	体積	全数の25%	27箇所	UT	25% (7箇所)	-	1	1	-	1	1	-				3	(重大事故等クラス2機器)	
			加圧器逃がし弁ライン	体積	全数の25%	6箇所	UT	33% (2箇所)	-		1	-		1	-						(重大事故等クラス2機器)
			加圧器スプレライン	体積	全数の25%	43箇所	UT	25% (11箇所)	-	1	3	-	2	1	-	2	1	1	1		
			余熱除去ポンプ入口ライン	体積	全数の25%	32箇所	UT	25% (8箇所)	-	1	2	-	1	1	-	1	1	1	1		(重大事故等クラス2機器)
			SIS蓄圧注入ライン	体積	全数の25%	56箇所	UT	25% (14箇所)	-	2	3	-	3	1	-	2	2	2	1		(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側低圧注入ライン	体積	全数の25%	22箇所	UT	27% (6箇所)	-	1	1	-		2	-	1			1		
B9. 21	B-J	配管の同種金属溶接継手(呼び径100A未満:周継手)	加圧器逃がし弁ライン	表面	全数の25%	12箇所	PT	25% (3箇所)	-	1		-		1	-		1			(重大事故等クラス2機器)	
			加圧器補助スプレライン	表面	全数の25%	14箇所	PT	28% (4箇所)	-	1		-	2		-	1					
			抽出及びドレンライン	表面	全数の25%	32箇所	PT	25% (8箇所)	-	1	2	-	1	1	-	1	1	1			
			CVCS充てんライン	表面	全数の25%	10箇所	PT	30% (3箇所)	-		1	-	1		-	1					(重大事故等クラス2機器)
			CVCS充てんライン閉止分岐管	表面	全数の25%	1箇所	PT	100% (1箇所)	-			-			-					1	
			余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-			-			-					1	(重大事故等クラス2機器)
			1次冷却材ポンプ封水注入ライン	表面	全数の25%	11箇所	PT	27% (3箇所)	-	1		-	1		-					1	
			SIS高温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%	29箇所	PT	27% (8箇所)	-	1	1	-	1	1	-	1	2	1			
SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%	6箇所	PT	33% (2箇所)	-		1	-		1	-							(重大事故等クラス2機器)		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

4. 配管(2/3)

別表-1(7/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備 考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回		2026年 第21回	2027年 第22回		
B9. 31	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A以上)	1次冷却材管	体積	全数の25%	9箇所	UT	33% (3箇所)	-	1		-		1	-		1		(重大事故等クラス2機器)		
B9. 32	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A未満)	1次冷却材管	表面	全数の25%	32箇所	PT	25% (8箇所)	-	1	3	-	1	1	-	1	1			(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-			-			-		1			(重大事故等クラス2機器)	
			SIS蓄圧注入ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-		1	-			-						(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側低圧注入ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-			-			1	-					
			SIS低温側低圧注入ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-			-				-			1		
B9. 40	B-J	ソケット溶接継手	1次冷却材管	表面	全数の25%	24箇所	PT	25% (6箇所)	-	1	2	-	1		-	1		1			
			加圧器補助スプレライン	表面	全数の25%	6箇所	PT	33% (2箇所)	-	1		-		1	-						
			抽出及びドレンライン	表面	全数の25%	6箇所	PT	33% (2箇所)	-		1	-		1	-						
			1次冷却材ポンプ封水注入ライン	表面	全数の25%	62箇所	PT	25% (16箇所)	-	2	4	-	3	2	-	1	2	2			
			SIS高温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%	30箇所	PT	26% (8箇所)	-	2	2	-	1	1	-	1	1				
			SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%	16箇所	PT	25% (4箇所)	-		1	-	1		-	1	1				(重大事故等クラス2機器)
B10. 20	B-K	耐圧部分への支持部材取付け溶接継手	余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の25%	2箇所	PT	50% (1箇所)	-			-			-	1			(重大事故等クラス2機器)		
B15. 50	B-P	圧力保持範囲		VT-2	漏えい検査時100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○	○	(重大事故等クラス2機器)		

※1 :NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

4. 配管(3/3)

別表-1(8/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第一回	2025年 第20回	2026年 第21回		2027年 第22回			
F1. 10	F-A	支持構造物	加圧器サージライン	VT-3	全数の25%	7箇所	VT-3	28% (2箇所)	-	1		-	1		-			(重大事故等クラス2機器)			
			加圧器逃がし弁ライン	VT-3	全数の25%	10箇所	VT-3	30% (3箇所)	-	1		-	1		-	1			(重大事故等クラス2機器)		
			加圧器スプレライン	VT-3	全数の25%	61箇所	VT-3	26% (16箇所)	-	2	3	-	2	3	-	2		4			
			加圧器補助スプレライン	VT-3	全数の25%	30箇所	VT-3	26% (8箇所)	-	2	2	-	1		-	1	1	1			
			抽出及びドレンライン	VT-3	全数の25%	23箇所	VT-3	26% (6箇所)	-	1	1	-	1		-			2	1		
			CVCS充てんライン	VT-3	全数の25%	5箇所	VT-3	40% (2箇所)	-		1	-		1	-						(重大事故等クラス2機器)
			1次冷却材ポンプ封水注入ライン	VT-3	全数の25%	27箇所	VT-3	25% (7箇所)	-	1	2	-	1		-	1	1	1			
			余熱除去ポンプ入ロライン	VT-3	全数の25%	24箇所	VT-3	25% (6箇所)	-		2	-	1	1	-	1	1				(重大事故等クラス2機器)
			SIS蓄圧注入ライン	VT-3	全数の25%	30箇所	VT-3	26% (8箇所)	-	1	1	-	2	1	-			1	2		(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側低圧注入ライン	VT-3	全数の25%	12箇所	VT-3	25% (3箇所)	-		1	-		1	-	1					
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	全数の25%	10箇所	VT-3	30% (3箇所)	-		1	-	1		-	1					(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の25%	46箇所	VT-3	26% (12箇所)	-	1	5	-	1	1	-	2	2				
SIS低温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の25%	12箇所	VT-3	25% (3箇所)	-		1	-		1	-			1			(重大事故等クラス2機器)			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

5. 1次冷却材ポンプ(1/1)

別表-1(9/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
								第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回	第22回	
B6. 180	B-G-1	主フランジボルト	体積	代表1台の25%	24本/ 1台×4台	UT	代表1台の25% (6本/1台)	-	B 6		-			-				(重大事故等クラス2機器)
B6. 190		主フランジ表面	VT-1	代表1台の25%	24箇所/ 1台×4台	VT-1	代表1台の25% (6箇所/1台)	-	B 6		-			-				ポンプ分解点検時に実施 (重大事故等クラス2機器)
B6. 200		主フランジナット・ワッシャ	VT-1	代表1台の25%	24組/ 1台×4台	VT-1	代表1台の25% (6組/1台)	-	B 6		-			-				(重大事故等クラス2機器)
B12. 20	B-L-2	ケーシングの内表面	VT-3	代表1台の100%	4台	VT-3	代表1台の100% (1台)	-	B 可能範囲		-			-				ポンプ分解点検時に実施 (重大事故等クラス2機器)
B15. 60	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○	○	(重大事故等クラス2機器)
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	代表1台の25%	3箇所/ 1台×4台	VT-3	代表1台の100% (3箇所/1台)	-		A3	-			-				(重大事故等クラス2機器)

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

6. 弁(1/2)

別表-1(10/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大阪発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		2027年			
								第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回		第22回			
B7. 70	B-G-2	直径50mm以下の圧力保持用ボルト締め付け部	加圧器安全弁ライン	VT-1	代表1台の25%	3台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-	4V-RC-055		-							4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057 (重大事故等クラス2機器)		
			加圧器逃がし弁ライン	VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-	4V-RC-054B		-								4V-RC-054A・B (重大事故等クラス2機器)	
				VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-			-	4PCV-452B							4PCV-452A・B (重大事故等クラス2機器)	
			加圧器スプレライン	VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-			4PCV-451A	-							4PCV-451A・B	
			加圧器補助スプレライン	VT-1	代表1台の25%	1台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-			4V-CS-169	-							4V-CS-169	
			抽出及びドレンライン	VT-1	代表1台の25%	1台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-			4V-RC-017	-								4V-RC-017
				VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-		4LCV-451	-					4LCV-451 4LCV-452
			CVCS充てんライン	VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-	4V-CS-164							4V-CS-164, 4V-CS-166 (重大事故等クラス2機器)
			余熱除去ポンプ入口ライン	VT-1	代表1台の25%	2台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-	4PCV-420							4PCV-420, 4PCV-430 4V-RH-002A・B (重大事故等クラス2機器)
			SIS蓄圧注入ライン	VT-1	代表1台の25%	8台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-			4V-SI-134C					4V-SI-134A・B・C・D 4V-SI-136A・B・C・D (重大事故等クラス2機器)
SIS高温側低圧注入ライン	VT-1	代表1台の25%	4台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-					4V-RH-051B			4V-RH-051A・B 4V-SI-082B・C			
SIS低温側低圧注入ライン	VT-1	代表1台の25%	4台	VT-1	代表1台の100%(1台)	-				-					4V-RH-050D			4V-RH-050A・B・C・D (重大事故等クラス2機器)			
B12. 50	B-M-2	呼び径100Aを超える弁箱	加圧器安全弁ライン	VT-3	代表1台の100%	3台	VT-3	代表1台の100%(1台)	-		4V-RC-055	-							4V-RC-055, 4V-RC-056 4V-RC-057 (重大事故等クラス2機器)		
			余熱除去ポンプ入口ライン	VT-3	代表1台の100%	2台	VT-3	代表1台の100%(1台)	-			-	4PCV-420						4PCV-420, 4PCV-430 4V-RH-002A・B (重大事故等クラス2機器)		
			SIS蓄圧注入ライン	VT-3	代表1台の100%	8台	VT-3	代表1台の100%(1台)	-			4V-SI-134B	-							4V-SI-134A・B・C・D 4V-SI-136A・B・C・D (重大事故等クラス2機器)	
			SIS高温側低圧注入ライン	VT-3	代表1台の100%	4台	VT-3	代表1台の100%(1台)	-				-	4V-RH-051A						4V-RH-051A・B 4V-SI-082B・C	
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	代表1台の100%	4台	VT-3	代表1台の100%(1台)	-			4V-RH-050D	-							4V-RH-050A・B・C・D (重大事故等クラス2機器)	
B15. 70	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい検査時100%	1式	VT-2	100%	-	●	○	-	○	○	-	○	○	○	(重大事故等クラス2機器)			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

クラス1機器供用期間中検査10年計画

6. 弁(2/2)

別表-1(11/11)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)													備 考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		2027年		
								第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回		第22回		
F1. 41	F-A	支持構造物	加圧器安全弁ライン	VT-3	代表1台の25%	1箇所/1台×3台	VT-3	代表1台の100%(1箇所)	-		4V-RC-055 1	-			-			4V-RC-055、4V-RC-056 4V-RC-057 (重大事故等クラス2機器)		
			加圧器逃がし弁ライン	VT-3	代表1台の25%	2箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100%(2箇所)	-		4V-RC-054B 2	-			-				4V-RC-054A・B (重大事故等クラス2機器)	
				VT-3	代表1台の25%	2箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100%(2箇所)	-			-	4PCV-452A 2			-			4PCV-452A・B (重大事故等クラス2機器)	
			加圧器スプレライン	VT-3	代表1台の25%	2箇所/1台×1台	VT-3	代表1台の100%(2箇所)	-			-		4PCV-451B 2	-				4PCV-451A・B	
			加圧器補助スプレライン	VT-3	代表1台の25%	1箇所/1台×1台	VT-3	代表1台の100%(1箇所)	-			-			-	4V-CS-169 1			4V-CS-169	
			抽出及びドレンライン	VT-3	代表1台の25%	2箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100%(2箇所)	-			-			-		4LCV-452 2			4LCV-451 4LCV-452
			余熱除去ポンプ入ロライン	VT-3	代表1台の25%	1箇所/1台×4台	VT-3	代表1台の100%(1箇所)	-			-			-				4PCV-420 1	4PCV-420、4PCV-430 4V-RH-002A・B (重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

1. 余熱除去冷却器

別表-2(1/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備 考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年
								第15回							第1回	第16回		第17回
C1. 10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%	1箇所/1 基×2基	UT	代表1基の 7.5%	A 7.5%						-			-	
C1. 20	C-A	管側鏡板と管側胴との溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%	1箇所/1 基×2基	UT	代表1基の 7.5%							-			-	A 7.5%
C2. 21	C-B	管側入口管台と管側胴との溶接継手	体積及び 表面	代表1基 全数の 7.5%	1箇所/1 基×2基	UT及び PT	代表1基の 50% (1箇所/1基)			A 入口側				-			-	
		管側出口管台と管側胴との溶接継手			1箇所/1 基×2基													
C4. 10	C-D	全ねじボルト	体積	代表1基 全数の 7.5%	48本/1基 ×2基	UT	代表1基の 100% (48本/1基)			A 16本				-	A 16本	A 16本	-	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

2. 配管(1/3)

別表-2(2/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1						大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考					
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年			
								第15回										第一回	第16回	第17回	第一回
C3. 20	C-C	配管支持部材取付け溶接継手	高圧注入ポンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	6箇所	PT	16% (1箇所)	1						-		-		(重大事故等クラス2機器)		
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-	1		-		(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-	1		-		(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去冷却器出口ライン	表面	全数の7.5%	1箇所	PT	100% (1箇所)							-		1	-		(重大事故等クラス2機器)	
			SIS高温側低圧注入ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-	1		-			
			SIS低温側低圧注入ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-				-	1	(重大事故等クラス2機器)
			格納容器再循環サンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-				-	1	(重大事故等クラス2機器)
C5. 11	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	充てんポンプ出口ライン	体積及び表面	全数の7.5%	4箇所	UT及びPT	25% (1箇所)			1				-		-		(重大事故等クラス2機器)		
			余熱除去ポンプ入口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	64箇所	PT	7.8% (5箇所)	1		1				-	1	1	-	1	(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去ポンプ出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							-	1		-		(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去冷却器出口ライン	体積及び表面	全数の7.5%	44箇所	UT及びPT	9% (4箇所)	1						-	2	1	-		(重大事故等クラス2機器)	
			SIS高温側低圧注入ライン	体積及び表面	全数の7.5%	16箇所	UT及びPT	12% (2箇所)	1						-	1		-			
			SIS低温側低圧注入ライン	体積及び表面	全数の7.5%	24箇所	UT及びPT	8% (2箇所)				1			-			-	1	(重大事故等クラス2機器)	
			高圧注入ポンプ出口ライン	体積及び表面	全数の7.5%	40箇所	UT及びPT	7.5% (3箇所)				1			-	1		-	1	(重大事故等クラス2機器)	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

2. 配管(2/3)

別表-2(3/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1			大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)														備考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回		2022年 第18回			
C5. 11	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	格納容器再循環サブ出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	2箇所	-	-										全箇所、格納容器貫通部のため検査不可 (重大事故等クラス2機器)			
			燃料取替用水ピット出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	6箇所	PT	16% (1箇所)	1										(重大事故等クラス2機器)		
C5. 12	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	余熱除去ポンプ入口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	6箇所	PT	16% (1箇所)						1				(重大事故等クラス2機器)			
			燃料取替用水ピット出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	4箇所	PT	25% (1箇所)							1				(重大事故等クラス2機器)		
C5. 21	C-F	呼び径50A以上100A以下の管で公称厚さが9mmを超える溶接継手	高圧注入ポンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	44箇所	PT	9% (4箇所)	1						1	1		1	(重大事故等クラス2機器)		
			封水注入ライン	表面	全数の7.5%	12箇所	PT	8% (1箇所)			1										
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	表面	全数の7.5%	17箇所	PT	11% (2箇所)								1				1	(重大事故等クラス2機器)
			SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	40箇所	PT	10% (4箇所)			1					1	1			1	(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	27箇所	PT	11% (3箇所)			1					1				1	
C5. 30	C-F	ソケット溶接継手	封水注入ライン	表面	全数の7.5%	19箇所	PT	10% (2箇所)			1							1			
			SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	20箇所	PT	10% (2箇所)								1	1			(重大事故等クラス2機器)	
			SIS高温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	20箇所	PT	10% (2箇所)	1										1		
C5. 41	C-F	呼び径50Aを超える母管と管台及び母管と枝管との溶接継手	高圧注入ポンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	2箇所	PT	50% (1箇所)							1			(重大事故等クラス2機器)			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

*維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

2. 配管(3/3)

別表-2(4/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年		
								第15回					第一回	第16回	第17回	第一回	第18回			
F1. 21	F-A	支持構造物	充てんポンプ出口ライン	VT-3	全数の7.5%	1箇所	VT-3	100% (1箇所)	1					-			-		(重大事故等クラス2機器)	
			余熱除去ポンプ入口ライン	VT-3	全数の7.5%	47箇所	VT-3	8% (4箇所)			2				-	1		-	1	(重大事故等クラス2機器)
			余熱除去ポンプ出口ライン	VT-3	全数の7.5%	15箇所	VT-3	13% (2箇所)							-	1		-	1	(重大事故等クラス2機器)
			余熱除去冷却器出入口ライン	VT-3	全数の7.5%	20箇所	VT-3	10% (2箇所)							-	1	1	-		(重大事故等クラス2機器)
			余熱除去冷却器出口ライン	VT-3	全数の7.5%	43箇所	VT-3	9% (4箇所)			1				-	1	1	-	1	(重大事故等クラス2機器)
			余熱除去冷却器バイパスライン	VT-3	全数の7.5%	4箇所	VT-3	25% (1箇所)							-	1		-		
			SIS高温側低圧注入ライン	VT-3	全数の7.5%	2箇所	VT-3	50% (1箇所)							-	1		-		
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	全数の7.5%	8箇所	VT-3	12% (1箇所)							-	1		-		(重大事故等クラス2機器)
			高圧注入ポンプ出口ライン	VT-3	全数の7.5%	42箇所	VT-3	9% (4箇所)	1						-	1	1	-	1	(重大事故等クラス2機器)
			封水注入ライン	VT-3	全数の7.5%	21箇所	VT-3	9% (2箇所)			1				-		1	-		
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	VT-3	全数の7.5%	11箇所	VT-3	9% (1箇所)							-	1		-		(重大事故等クラス2機器)
			SIS高温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の7.5%	14箇所	VT-3	14% (2箇所)							-	1		-	1	
			SIS低温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の7.5%	47箇所	VT-3	8% (4箇所)	1						-	2		-	1	(重大事故等クラス2機器)
			格納容器再循環サンプ出口ライン	VT-3	全数の7.5%	16箇所	VT-3	12% (2箇所)			1				-		1	-		(重大事故等クラス2機器)
燃料取替用水ピット出口ライン	VT-3	全数の7.5%	8箇所	VT-3	12% (1箇所)	1						-			-		(重大事故等クラス2機器)			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

3. 充てんポンプ

別表-2(5/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)											備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	
								第15回							第一回		第16回	第17回	第一回
C3. 30	C-C	ポンプ支持部材取付け溶接継手	表面	全数の7.5%	16箇所/1台×2台	PT	全数の9% (3箇所)			A 1箇所				-	A 1箇所	A 1箇所	-		(重大事故等クラス2機器)
C4. 30	C-D	ケーシングボルト	体積	代表1台の7.5%	16本/1台×2台	UT	代表1台の12% (2本/1台)							-	A 1本	A 1本	-		(重大事故等クラス2機器)
C6. 10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	代表1台の7.5%	1箇所/1台×2台	PT	代表1台の100% (1箇所/1台)							-			-	A 100%	(重大事故等クラス2機器)
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%	2箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100% (2箇所/1台)							-		A 100%	-		(重大事故等クラス2機器)

4. 充てんポンプ(往復動式)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)											備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	
								第15回							第一回		第16回	第17回	第一回
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	全数の7.5%	1箇所/1台	VT-3	100% (1箇所/1台)							-	100%		-		(重大事故等クラス2機器)

5. 余熱除去ポンプ

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)											備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	
								第15回							第一回		第16回	第17回	第一回
C6. 10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	代表1台の7.5%	2箇所/1台×2台	PT	代表1台の50% (1箇所/1台)			A 1箇所				-			-		(重大事故等クラス2機器)
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%	2箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100% (2箇所/1台)							-	A 100%		-		(重大事故等クラス2機器)

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

- ・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

6. クラス2弁

別表-2(6/10)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)													備 考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	
								第15回	第1回	第16回	第17回	第1回	第18回						
F1. 43	F-A	支持構造物	余熱除去冷却器 出入口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/1 台×2台	VT-3	代表1台の 100%(2箇 所/1台)						-	4HCV- 603 2		-		4HCV-603、4HCV-613 (重大事故等クラス2機器)
			余熱除去冷却器 出入口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/1 台×2台	VT-3	代表1台の 100%(2箇 所/1台)						-			-	4V-RH- 043B 2	4V-RH-043A・B (重大事故等クラス2機器)
			余熱除去冷却器 バイパスライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/1 台×2台	VT-3	代表1台の 100%(2箇 所/1台)						-	4FCV- 614 2		-		4FCV-604、4FCV-614
			封水注入ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	1箇所/1 台×2台	VT-3	代表1台の 100%(1箇 所/1台)						-	4V-SI- 026A 1		-		4V-SI-026A・B
			格納容器再循環 サンプル出入口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/1 台×2台	VT-3	代表1台の 100%(2箇 所/1台)						-			-	4V-SI- 093A 2	4V-SI-093A・B (重大事故等クラス2機器)

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版：2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

7. クラス2機器漏えい検査(1/4)

別表-2(7/10)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1		運転圧力又は最高使用圧力(MPa)	検査圧力(MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考					
		検査の対象箇所					2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年						
		系統名	ライン名				第15回					第一回	第16回	第17回	第一回	第18回						
C7. 30 C7. 70	C-H	1次冷却材系統	加圧器逃がしタンクPMW供給ライン	0.98	0.98	VT-2			●				-									
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	化学体積制御系統	抽出ライン(1)	15.41	15.41	VT-2								-	●				RCS漏えい検査時実施			
			抽出ライン(2)	2.06	2.06	VT-2									-	●						
			抽出ライン(3)	0.34	0.34	VT-2									-	●						
			体積制御タンク入ロライン	0.27	0.27	VT-2	● ※1								-							
			体積制御タンク及び出入ロライン	0.11	0.11	VT-2										-					一部気圧検査	
			A充てんポンプ出ロライン及び封水注入ライン	18.0	18.0	VT-2										-	●					
			B充てんポンプ出ロライン	18.0	18.0	VT-2	● ※1									-						
			C充てんポンプ出ロライン	17.36	17.36	VT-2										-	●					
			ほう酸混合器及び出入ロライン	0.11	0.11	VT-2										-						
			ほう酸ポンプ及び充てんポンプ連絡ライン	0.11	0.11	VT-2										-	●					
			Aほう酸ポンプ入ロライン	水張り	水張り	VT-2	● ※1									-						一部気圧検査
			Bほう酸ポンプ入ロライン	水張り	水張り	VT-2	● ※1									-						一部気圧検査
			Aほう酸ポンプ出ロライン	0.87	0.87	VT-2	● ※1									-						
			Bほう酸ポンプ出ロライン	0.87	0.87	VT-2	● ※1									-						
封水戻りライン	0.20	0.20	VT-2										-	●								
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	安全注入系統	A、B高圧注入ポンプ入ロライン	0.19	0.19	VT-2										○						
			A高圧注入ポンプ出ロライン(1)	10.01	10.01	VT-2											○					
			A高圧注入ポンプ出ロライン(2)	10.01	10.01	VT-2												○				RCS漏えい検査時実施

※1:プラント長期停止に伴い、プラント起動時(H29)に検査を実施

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

7. クラス2機器漏えい検査(2/4)

別表-2(8/10)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※2		運転圧力又は最高使用圧力(MPa)	検査圧力(MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考			
		検査の対象箇所					2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年				
		系統名	ライン名				第15回													
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	安全注入系統	B高圧注入ポンプ出口ライン(1)	10. 01	10. 01	VT-2	●						-			-				
			B高圧注入ポンプ出口ライン(2)	10. 01	10. 01	VT-2	● ※1							-			-	RCS漏えい検査時実施		
			格納容器再循環サンプ出口ライン	水張り	水張り	VT-2								-	○		-		ガードパイプ内包部分は検査不可	
			蓄圧タンク及び出入ライン	4. 42	4. 42	VT-2								-	○		-		一部気圧検査	
			燃料取替用水ピット出入ライン	水張り	水張り	VT-2								-	○		-			
			蓄圧タンク窒素充てんライン	4. 42	4. 42	VT-2								-	○		-			
			蓄圧タンク注入ライン	10. 01	10. 01	VT-2								-	○		-			
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	余熱除去系統	A余熱除去ポンプ入口ライン	2. 75	2. 75	VT-2							-		○		-			
			B余熱除去ポンプ入口ライン	2. 75	2. 75	VT-2								-		○		-		
			A余熱除去ポンプ出口ライン	3. 78	3. 78	VT-2								-		○		-		
			B余熱除去ポンプ出口ライン	3. 78	3. 78	VT-2								-		○		-		
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	格納容器スプレ系統	A格納容器スプレポンプ入口ライン	0. 19	0. 19	VT-2			●				-				-			
			B格納容器スプレポンプ入口ライン	0. 19	0. 19	VT-2			●					-				-		
			A格納容器スプレポンプ出口ライン(1)	1. 97	1. 97	VT-2			●					-					-	
			A格納容器スプレポンプ出口ライン(2)	1. 97	1. 97	VT-2								-		○		-		気圧検査
			B格納容器スプレポンプ出口ライン(1)	1. 97	1. 97	VT-2			●					-				-		
			B格納容器スプレポンプ出口ライン(2)	1. 97	1. 97	VT-2								-	●			-		気圧検査
			よう素除去薬品タンク及び出入ライン	0. 03	0. 03	VT-2			●						-			-		一部気圧検査
			Aよう素除去薬品タンク出口ライン	水張り	水張り	VT-2									-		○		-	
			Bよう素除去薬品タンク出口ライン	水張り	水張り	VT-2										-	○		-	

※1:プラント長期停止に伴い、プラント起動時(H29)に検査を実施

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

7. クラス2機器漏えい検査(3/4)

別表-2(9/10)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1 検査の対象箇所		運転圧力又は 最高使用 圧力(MPa)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10年)										備考					
		系統名	ライン名				2013年	2014年	2015年 第15回	2016年	2017年	2018年 第一回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第一回	2022年 第18回						
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	格納容器スプレイ系 統	PH調整剤タンク及び出入ロライン	0.03	0.03	VT-2								-	●			-		一部気圧検査		
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	主蒸気系統	A蒸気発生器蒸気出ロライン	4.62	4.62	VT-2								-	●			-		RCS漏えい検査時実施		
			B蒸気発生器蒸気出ロライン	4.62	4.62	VT-2									-	●			-		RCS漏えい検査時実施	
			C蒸気発生器蒸気出ロライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			D蒸気発生器蒸気出ロライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
C7.30 C7.70	C-H	主給水系統	A蒸気発生器給水入ロライン	4.62	4.62	VT-2								-	●			-		RCS漏えい検査時実施		
			B蒸気発生器給水入ロライン	4.62	4.62	VT-2									-	●			-		RCS漏えい検査時実施	
			C蒸気発生器給水入ロライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			D蒸気発生器給水入ロライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
C7.30 C7.70	C-H	蒸気発生器ブローダ ウン系統	A蒸気発生器ブローダウンライン	4.62	4.62	VT-2									-	●			-		RCS漏えい検査時実施	
			B蒸気発生器ブローダウンライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			C蒸気発生器ブローダウンライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			D蒸気発生器ブローダウンライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			A蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			B蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			C蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
			D蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	4.62	4.62	VT-2										-	●			-		RCS漏えい検査時実施
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気系統	A制御用空気ライン	0.74	0.74	VT-2								-				○	-			
			B制御用空気ライン	0.74	0.74	VT-2									-				○	-		
C7.30 C7.70	C-H	所内用空気系統	所内用空気ライン	0.7	0.7	VT-2								-				○	-			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス2機器供用期間中検査10年計画

7. クラス2機器漏えい検査(4/4)

別表-2(10/10)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1		運転圧力又は最高使用圧力(MPa)	検査圧力(MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考		
		系統名	検査の対象箇所 ライン名				2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年			
							第15回					第一回	第16回	第17回	第一回	第18回			
C7.30 C7.70	C-H	試料採取系統	加圧器液相部、気相部サンプル及び1次冷却材サンプルライン	15.41	15.41	VT-2						-		○	-				
			Dループ高温側サンプルライン	15.41	15.41	VT-2							-		○	-			
			蓄圧タンクサンプルライン	4.42	4.42	VT-2							-		○	-			
C7.30 C7.70	C-H	燃料取替用水系統	原子炉キャビティ浄化ライン(1)	水張り	水張り	VT-2							-		○	-			
			原子炉キャビティ浄化ライン(2)	水張り	水張り	VT-2							-		○	-			
C7.30 C7.70	C-H	廃棄物処理系統	格納容器冷却材ドレンポンプ出口ライン	0.6	0.6	VT-2							-		○	-			
			格納容器サンプポンプ出口ライン	0.2	0.2	VT-2							-		○	-			
C7.30 C7.70	C-H	1次系洗浄水系統	1次系洗浄水ライン	0.7	0.7	VT-2							-			-	○		
C7.30 C7.70	C-H	原子炉補機冷却水系統	CRDM冷却ユニット他冷却水入ロライン	0.7	0.7	VT-2								-			-	○	
			CRDM冷却ユニット他冷却水出ロライン	0.2	0.2	VT-2									-			-	○
			RCP冷却水入ロライン	0.7	0.7	VT-2									-			-	○
			RCP冷却水出ロライン	0.2	0.2	VT-2									-			-	○
C7.30 C7.70	C-H	消火水系統	消火水ライン	0.6	0.6	VT-2							-			-	○		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

1. 余熱除去冷却器(胴側)

別表-3(1/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年
								第15回					第1回	第16回	第17回	第18回		
D1. 10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)						-	B				維持規格 JSME S NA1-2008
D1. 10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-1	代表1基の100%(2箇所)									-		維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1. 44	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)						-	B		-		

2. 格納容器スプレイ冷却器(胴側)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年
								第15回					第1回	第16回	第17回	第18回		
D1. 10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)						-	B				維持規格 JSME S NA1-2008
D1. 10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-1	代表1基の100%(2箇所)									-		維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1. 44	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)						-	B		-		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

3. 配管

別表-3(2/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1						大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年
									第15回					第-回	第16回		第17回	第-回	第18回
D1. 20	D-A	配管の支持部材 取付け溶接継手	原子炉補機冷却 水系統	VT-3	全数の 7.5%	63箇所	VT-3	7.9% (5箇所)	1					-	2				維持規格 JSME S NA1-2008
D1. 20	D-A	配管の支持部材 取付け溶接継手	原子炉補機冷却 水系統	VT-1	全数の 7.5%	63箇所	VT-1	7.9% (5箇所)							1	-	1	維持規格 JSME S NA1- 2012/2013/2014	
F1. 31	F-A	支持構造物	原子炉補機冷却 水系統	VT-3	全数の 7.5%	461箇所	VT-3	7.5% (35箇所)	6		5			-	14	5	-	5	

4. 弁

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1						大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年
									第15回					第-回	第16回		第17回	第-回	第18回
F1. 31	F-A	支持構造物	原子炉補機冷却 水系統	VT-3	全数の 7.5%	2箇所/ 1台 ×4台	VT-3	代表1台の 100%(2箇 所/1台)						-			-	2	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

- ・維持規格2008年版: 2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

5. クラス3機器漏えい検査

別表-3(3/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				運転圧力 又は 最高使用 圧力 (MPa)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)								備 考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所					2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年
		系統名	ライン名				第15回			第-回	第16回	第17回	第-回	第18回			
D2. 10 D2. 30	D-B	原子炉補機冷却水系統	A, B原子炉補機冷却水ポンプ 入ロライン	0. 34	0. 34	VT-2					-	●		-			
			C, D原子炉補機冷却水ポンプ 入ロライン	0. 34	0. 34	VT-2					-	●		-			
			原子炉補機冷却水サージタンク 及び出入ロライン	0. 02	0. 02	VT-2			●			-			-	一部気圧検査	
			A, B原子炉補機冷却水ポンプ 出ロライン	0. 96	0. 96	VT-2						-	●		-		
			C, D原子炉補機冷却水ポンプ 出ロライン	0. 96	0. 96	VT-2						-		○	-		
D2. 10 D2. 30	D-B	燃料ピット冷却浄化系統	使用済燃料ピットポンプ入ロライ ン	0. 18	0. 18	VT-2	●					-		-			
			A使用済燃料ピットポンプ出ロラ イン	0. 76	0. 76	VT-2						-	●		-		
			B使用済燃料ピットポンプ出ロラ イン	0. 76	0. 76	VT-2						-	●		-		
D2. 30	D-B	制御用空気系統	A制御用空気出ロライン	0. 64	0. 64	VT-2						-	○	-	気圧検査		
			B制御用空気出ロライン	0. 64	0. 64	VT-2						-		-	○	気圧検査	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

5. 原子炉補機冷却水冷却器

別表-3(4/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	
								第15回						第-回	第16回	第17回		第-回	第18回
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	3箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(3箇所)							B				維持規格 JSME S NA1-2008	
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	3箇所/1基×2基	VT-1	代表1基の100%(3箇所)												維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	3箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(3箇所)							B					

6. 海水ストレーナ

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	
								第15回						第-回	第16回	第17回		第-回	第18回
D1.10	D-A	鏡板とスカートとの溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	1箇所/1基×4基	VT-3	代表1基の100%(1箇所)							B				維持規格 JSME S NA1-2008	
D1.10	D-A	鏡板とスカートとの溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	1箇所/1基×4基	VT-1	代表1基の100%(1箇所)												維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1.44	F-A	支持構造物(スカート)	VT-3	代表1基の7.5%	1箇所/1基×4基	VT-3	代表1基の100%(1箇所)							B					

7. 非常用ディーゼル発電機清水冷却器

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年
								第15回						第-回	第16回	第17回		第-回
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)											維持規格 JSME S NA1-2008
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-1	代表1基の100%(2箇所)										B	維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)											B

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

8. 非常用ディーゼル発電機潤滑油冷却器

別表-3(5/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年
								第15回						第-回	第16回	第17回		第-回
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)											維持規格 JSME S NA1-2008
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-1	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-1	代表1基の100%(2箇所)	/									B	維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	2箇所/1基×2基	VT-3	代表1基の100%(2箇所)											B

9. 配管

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	
									第15回						第-回	第16回		第17回	第-回	第18回
D1.20	D-A	配管の支持部材取付け溶接継手	原子炉補機冷却海水系統	VT-3	全数の7.5%	83箇所	VT-3	8.4%(7箇所)			2				3			維持規格 JSME S NA1-2008		
D1.20	D-A	配管の支持部材取付け溶接継手	原子炉補機冷却海水系統	VT-1	全数の7.5%	83箇所	VT-1	8.4%(7箇所)	/								1		1	維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014
F1.31	F-A	支持構造物	原子炉補機冷却海水系統	VT-3	全数の7.5%	466箇所	RH: 168	VT-3	7.7%(36箇所)			3			6	3		1		
							AN: 298					4		10	5		4			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

10. 弁

別表-3(6/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1						大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)											備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年
									第15回					第-回	第16回	第17回		第-回	第18回
F1.31	F-A	支持構造物	原子炉補機冷却水系統	VT-3	全数の7.5%	3箇所	RH: 3	VT-3							1 (V-PMPW-506)				

11. 原子炉補機冷却水ポンプ

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1						大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)											備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年
									第15回					第-回	第16回	第17回		第-回	第18回
F1.31	F-A	ポンプ台板脚		VT-3	代表1台の7.5%	4箇所/1台×4台	VT-3	代表1台の100%(4箇所)										A	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年～2020年3月(本サイクル開始～第16保全サイクルまで)

クラス3機器供用期間中検査10年計画

12. クラス3機器漏えい検査

別表-3(7/7)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				運転圧力又は最高使用圧力 (MPa)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)								備考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所					2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年
		系統名	ライン名				第15回			第-回	第16回	第17回	第-回	第18回			
D2.10 D2.30	D-B	原子炉補機冷却海水系統	A,B原子炉補機冷却海水ポンプ出ロライン	0.44	0.44	VT-2								○			
			C原子炉補機冷却海水ポンプ出ロライン	0.44	0.44	VT-2						○					
D2.10 D2.30	D-B	非常用ディーゼル発電機系統	A-非常用ディーゼル発電機冷却水ライン	0.44	0.44	VT-2					●						
			B-非常用ディーゼル発電機冷却水ライン	0.44	0.44	VT-2						●					
D2.10 D2.30	D-B	非常用ディーゼル発電機系統	A-非常用ディーゼル発電機起動空気ライン	2.501	2.501	VT-2					●						
			B-非常用ディーゼル発電機起動空気ライン	2.501	2.501	VT-2			●								

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査10年計画

別表-4(1/1)

NRA文書(原規技発第1408063号)※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考
機器名	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	検査頻度	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
					第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回	第22回	
原子炉容器	原子炉容器底部の表面	-	-	100%/5年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
	計装用貫通部溶接継手	BMV	58箇所		-	●	○	-	-	-	-	-	-	-	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正を2020年4月1日より適用する。

・亀裂解釈NRA文書 原規技発第1408063号(制定 平成26年8月6日)及び 原規技発第1906051号(改正 令和元年6月5日): 2020年4月~(第17保全サイクルから)

クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査10年計画

別表-5(1/1)

NRA文書 原規技発第1408063号※1					大阪発電所 第4号機 検査計画(10力年)																備考			
項目 番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	
								第一回	第13回	第14回		第15回				第一回	第16回	第17回	第一回	第18回		第19回		
-	-	配管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	—	—		
		抽出水ライン(3B)	体積	25%	19箇所	UT	5	—	2									—	1		—	1	1	
		充てんライン(3B)	体積	25%	35箇所	UT	9	—	4				2				—			—	2	1	(重大事故等クラス2機器)	
		再生熱交換器連絡管	—	—	—	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	—	—	
		抽出水ライン連絡管(3B)	体積	25%	12箇所	UT	3	—		1								—	1		—	1		
		充てんライン連絡管(3B)	体積	25%	12箇所	UT	3	—		1								—	1		—		1	(重大事故等クラス2機器)

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正を2020年4月1日より適用する。

・亀裂解釈NRA文書 原規技発第1408063号(制定 平成26年8月6日)及び 原規技発第1906051号(改正 令和元年6月5日):2020年4月~(第17保全サイクルから)

原子炉格納容器供用期間中検査10年計画

1. 原子炉格納容器

別表-6(1/1)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)																		備考			
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年	
									第15回						第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回		第20回	第21回	第22回
E8. 10	E-G	圧力保持用ボルト締付け部	機器搬入口(PEN #540)	VT-4	25%	1箇所	VT-4	25%						-			-				-	○			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

1. 格納容器スプレイ冷却器(管側)

別表-7(1/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年 第15回	2018年 第16回	2019年 第17回	2020年 第18回	2021年 第19回	2022年 第20回	2023年 第21回	2024年 第22回	2025年 第23回		2026年 第24回
C1. 10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%	1箇所/ 1基×2基	UT	代表1基の 7.5% (1箇所)		-			-			-			A 7.5%
C1. 20	C-A	管側鏡板と管側胴との溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%	1箇所/ 1基×2基	UT	代表1基の 7.5% (1箇所)		-			-		A 7.5%	-			
C4. 10	C-D	全ねじボルト	体積	代表1基 全数の 7.5%	48本/1基 ×2基	UT	代表1基の 100% (48本/1基)		-	A 16本		-		A 16本	-			A 16本

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

2. 配管(1/2)

別表-7(2/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)															備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年 第15回	2018年 第-回	2019年 第16回	2020年 第17回	2021年 第-回	2022年 第18回	2023年 第19回	2024年 第-回	2025年 第20回	2026年 第21回			
C3. 20	C-C	配管支持部材取付け溶接継手	原子炉補機冷却水ポンプ 入口ライン	表面	全数の 7.5%	3箇所	PT	33% (1箇所)		-			-	1		-				
			原子炉補機冷却水ポンプ 出口ライン	表面	全数の 7.5%	1箇所	PT	100% (1箇所)		-	1		-			-				
			主蒸気大気放出ライン	表面	全数の 7.5%	4箇所	PT	25% (1箇所)		-			-			-	1			
C5. 11	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	原子炉補機冷却水冷却器 入口ライン	体積又は 表面	全数の 7.5%	11箇所	PT	9% (1箇所)		-			-		1	-				
			原子炉補機冷却水戻り母管	体積又は 表面	全数の 7.5%	36箇所	PT	8% (3箇所)		-	1		-		1	-	1			
			主蒸気大気放出ライン	体積及び 表面	全数の 7.5%	8箇所	UT及び PT	12% (1箇所)		-			-		1	-				
C5. 12	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	原子炉補機冷却水冷却器 入口ライン	体積又は 表面	全数の 7.5%	11箇所	PT	9% (1箇所)		-		1	-			-				
			原子炉補機冷却水戻り母管	体積又は 表面	全数の 7.5%	46箇所	PT	8% (4箇所)		-	1		-	1		-	1	1		
F1. 21	F-A	支持構造物	原子炉補機冷却水ポンプ 入口ライン	VT-3	全数の 7.5%	33箇所	VT-3	9% (3箇所)		-	1		-	1		-			1	
			原子炉補機冷却水ポンプ 出口ライン	VT-3	全数の 7.5%	11箇所	VT-3	9% (1箇所)		-		1	-			-				
			格納容器再循環ユニット 入口ライン	VT-3	全数の 7.5%	54箇所	VT-3	9% (5箇所)		-	2		-	1	1		-		1	
			格納容器再循環ユニット 出口ライン	VT-3	全数の 7.5%	97箇所	VT-3	8% (8箇所)		-	3		-	2	1		-	1	1	
			格納容器スプレイポンプ 入口ライン	VT-3	全数の 7.5%	12箇所	VT-3	8% (1箇所)		-		1	-				-			
			格納容器スプレイポンプ 出口ライン	VT-3	全数の 7.5%	6箇所	VT-3	16% (1箇所)		-			-				-	1		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

2. 配管(2/2)

別表-7(3/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)														備 考		
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
								第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回			
F1. 21	F-A	支持構造物	格納容器スプレイ冷却器 出口ライン	VT-3	全数の 7.5%	13箇所	VT-3	7.6% (1箇所)		-			-	1		-				
			RHR-CSS連絡ライン	VT-3	全数の 7.5%	8箇所	VT-3	12% (1箇所)		-			-		1		-			
			恒設代替低圧注水ポンプ 出口ライン	VT-3	全数の 7.5%	42箇所	VT-3	9% (4箇所)		-	1	1	-		1		-		1	
			可搬式代替低圧海水注入 ライン	VT-3	全数の 7.5%	1箇所	VT-3	100% (1箇所)		-			-				-	1		
			主蒸気大気放出ライン	VT-3	全数の 7.5%	4箇所	VT-3	25% (1箇所)		-			-		1		-			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

3. 格納容器スプレイポンプ

別表-7(4/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)												備 考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
								第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回		第21回
C6. 10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	代表1台の7.5%	2箇所/ 1台×2台	PT	代表1台の50% (1箇所/1台)		-			-		A 50%	-			
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%	2箇所/ 1台×2台	VT-3	代表1台の100% (2箇所/1台)		-			-			-	A 100%		

4. 恒設代替低圧注水ポンプ

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)												備 考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
								第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回		第21回
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%	2箇所/ 1台×1台	VT-3	代表1台の100% (2箇所/1台)		-			-			-	100%		

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版:2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

5. 弁

別表-7(5/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)												備 考				
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年		
								第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回						
F1. 43	F-A	支持構造物	格納容器再循環ユニット 出口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/ 1台×1台	VT-3	代表1台の 100% (2箇所/1台)									4TCV- 2392A 2		4TCV- 2392A 2	
						1箇所/ 1台×1台														
			格納容器スプレイ冷却 器 出口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	1箇所/ 1台×2台	VT-3	代表1台の 100% (1箇所/1台)						4V-CP -024A 1						4V-CP- 024A-B
			RHR-CSS連絡ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	1箇所/ 1台×1台	VT-3	代表1台の 100% (1箇所/1台)											4V-RH -061 1	4V-RH-061
		主蒸気大気放出口ライン	VT-3	代表1台 の7.5%	2箇所/ 1台×4台	VT-3	代表1台の 100% (2箇所/1台)				4PCV- 3610 2								4PCV- 3610,3620, 3630,3640	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

6. 重大事故等クラス2機器漏えい検査(1/4)

別表-7(6/32)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1		SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)										備考		
		検査の対象箇所					2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
		系統名	ライン名				第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回			
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気系統	A制御用空気ライン	0.98	0.98	VT-2		-				-			○		気圧検査		
			B制御用空気ライン	0.98	0.98	VT-2		-				-			○		気圧検査		
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	低圧注水系統	恒設代替低圧注水ポンプ入ロライン	0	0	VT-2		-		○				-					
			恒設代替低圧注水ポンプ出ロライン	2.1	2.1	VT-2		-				○			-				
			低圧注水ラインとのAMライン	4.5	4.5	VT-2		-				○			-				
			可搬式代替低圧注水ポンプ出ロライン	1.55	1.55	VT-2		-		○					-				
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	原子炉補機冷却水系統	A, B原子炉補機冷却水ポンプ入ロライン	1.4	1.4	VT-2		-						○					
			C, D原子炉補機冷却水ポンプ入ロライン	1.4	1.4	VT-2		-						-	○				
			原子炉補機冷却水サージタンク及び 出入ロライン	0.34	0.34	VT-2		-					○			-			
			原子炉補機冷却水サージタンク窒素供給ライン	0.34	0.34	VT-2		-					○			-			
			A, D格納容器再循環ユニット冷却ライン	1.4	1.4	VT-2		-						○			-		
			A, D格納容器再循環ユニット冷却水放出ライン	1.4	1.4	VT-2		-						○			-		
			格納容器水素ガス試料冷却ライン	1.4	1.4	VT-2		-								-	○		
			A, B原子炉補機冷却水ポンプ出ロライン	1.4	1.4	VT-2		-								-		○	
			C, D原子炉補機冷却水ポンプ出ロライン	1.4	1.4	VT-2		-								-		○	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

6. 重大事故等クラス2機器漏えい検査(2/4)

別表-7(7/32)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※2		SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)										備考	
		系統名	検査の対象箇所 ライン名				2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		
							第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回					
C7. 30 C7. 70	C-H	換気空調系統	Aアニュラス空気浄化ファン出ロライン	0. 0048	0. 0048	VT-2		-			-			-	○		気圧検査	
			Bアニュラス空気浄化ファン出ロライン	0. 0048	0. 0048	VT-2		-			-			-	○		気圧検査	
			中央制御室空調設備入ロライン	-0. 00392	-	※1		-			○			-				
			中央制御室空調設備出ロライン	0. 00392	-	※1		-			○			-				
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	化学体積制御系統	体積制御タンク出ロライン	0. 98	0. 98	VT-2		-		○	-			-				
			A充てんポンプ出ロライン	20. 0	20. 0	VT-2		-			○			-				
			B充てんポンプ出ロライン	20. 0	20. 0	VT-2		-		○	-			-				
			C充てんポンプ出ロライン	20. 0	20. 0	VT-2		-		○	-			-				
			充てんポンプ自己冷却ライン (充てんポンプ出口側)	20. 0	20. 0	VT-2		-				○		-				
			充てんポンプ自己冷却ライン (充てんポンプ入口側)	0. 98	0. 98	VT-2		-						-			○	
			ほう酸ポンプ及び充てんポンプ連絡ライン	0. 98	0. 98	VT-2		-				○		-				
			Aほう酸ポンプ入ロライン	1. 4	1. 4	VT-2		-					○	-				一部気圧検査
			Bほう酸ポンプ入ロライン	1. 4	1. 4	VT-2		-					○	-				一部気圧検査
			Aほう酸ポンプ出ロライン	1. 4	1. 4	VT-2		-					○	-				
Bほう酸ポンプ出ロライン	1. 4	1. 4	VT-2		-					○	-							

※1: 技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施
 ※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

6. 重大事故等クラス2機器漏えい検査(3/4)

別表-7(8/32)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 ※1		SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)										備考		
		系統名	検査の対象箇所 ライン名				2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年			
							第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回			
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	安全注入系統	A、B高圧注入ポンプ入ロライン	0.39	0.39	VT-2		-			-	○		-					
			A高圧注入ポンプ出ロライン(1)	16.7	16.7	VT-2		-						-	○				
			A高圧注入ポンプ出ロライン(2)	16.7	16.7	VT-2		-							-	○		RCS漏えい検査時実施	
			B高圧注入ポンプ出ロライン(1)	16.7	16.7	VT-2		-					○		-				
			B高圧注入ポンプ出ロライン(2)	16.7	16.7	VT-2		-					○		-			RCS漏えい検査時実施	
			格納容器再循環サンプ出ロライン	0.43	0.43	VT-2		-					○		-				ガードパイプ内包部分は検査不可
			蓄圧タンク及び出ロライン	4.9	4.9	VT-2		-						○		-			一部気圧検査
			燃料取替用水ピット出ロライン	0	0	VT-2		-			○		-						
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	余熱除去系統	A余熱除去ポンプ入ロライン	4.5	4.5	VT-2		-			○		-						
			B余熱除去ポンプ入ロライン	4.5	4.5	VT-2		-						-					
			A余熱除去ポンプ出ロライン	4.5	4.5	VT-2		-						-					
			B余熱除去ポンプ出ロライン	4.5	4.5	VT-2		-						-					

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

6. 重大事故等クラス2機器漏えい検査(4/4)

別表-7(9/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査圧力 (MPa)	検査方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所					2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
		系統名	ライン名				第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回	
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	格納容器スプレイ 系統	A格納容器スプレイポンプ入口ライン	0.39	0.39	VT-2		-			○	-					
			B格納容器スプレイポンプ入口ライン	0.39	0.39	VT-2		-				-	○				
			A格納容器スプレイポンプ出口ライン(1)	2.7	2.7	VT-2		-				○	-				
			A格納容器スプレイポンプ出口ライン(2)	2.7	2.7	VT-2		-				○	-		気圧検査		
			B格納容器スプレイポンプ出口ライン(1)	2.7	2.7	VT-2		-					-	○			
			B格納容器スプレイポンプ出口ライン(2)	2.7	2.7	VT-2		-					-	○	気圧検査		
C7. 10 C7. 30 C7. 70	C-H	主蒸気系統	A蒸気発生器蒸気出口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			B蒸気発生器蒸気出口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			C蒸気発生器蒸気出口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			D蒸気発生器蒸気出口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
C7. 30 C7. 70	C-H	主給水系統	A蒸気発生器給水入口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			B蒸気発生器給水入口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			C蒸気発生器給水入口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
			D蒸気発生器給水入口ライン	8.8	8.8	VT-2		-			○	-		プラント起動時実施			
C7. 10 C7. 30 C7. 70	C-H	試料採取系統	格納容器水素ガス試料採取系統 入口ライン	0.98	0.98	VT-2		-				-		○	気圧検査		
			格納容器水素ガス試料採取系統 出口ライン	0.98	0.98	VT-2		-					-		○	気圧検査	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉容器(1/2)

別表-7(10/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲			
B2. 111	B-B	上部胴と下部胴との周溶接継手	体積	全長の100%	クラス1機器供用期間中検査で管理		
		下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体積	全長の100%			
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体積	全長の100%			
B3. 105	B-C	上部胴と上部胴フランジとの溶接継手	体積	全長の100%			
B3. 10	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体積	全数の100%			
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積	全数の100%			
B3. 20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体積	全数の100%			
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体積	全数の100%			
B5. 10	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び表面	全数の100%			
		冷却材出口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び表面	全数の100%			
B6. 10	B-G-1	ナット	VT-1	全数の100%			
B6. 30	B-G-1	スタッドボルト	体積	全数の100%			
B6. 40	B-G-1	胴フランジネジ穴のネジ部	体積	全数の100%			
B6. 50	B-G-1	上蓋用ワッシャ	VT-1	全数の100%			
B7. 10	B-G-2	T/Cハウジングのマーマクランプ用ボルト・ナット	VT-1	全数の25%			
G1. 10	G-P-1	原子炉容器内部	VT-3	全範囲の7.5% 各検査時期毎			
G1. 40	G-P-1	内部取付け物	VT-3	全範囲の7.5%			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉容器(2/2)

別表-7(11/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)		備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス1機器供用期間中検査で管理			
G1. 10	G-P-1	原子炉容器内部	VT-3	全範囲の 7.5%			クラス1機器供用期間中検査で管理	
G1. 40	G-P-1	内部取付け物	VT-3	全範囲の 7.5%				
G1. 40 G1. 50	G-P-1 G-P-2	上部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の 7.5%				
		下部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の 7.5%				
B14. 10	B-O	制御棒駆動ハウジングの溶接継手(上部)	体積又は 表面	最外周 25%				
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手(下部)						
B15. 10	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%				
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	全数の 25%				

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

2. 加圧器(1/2)

別表-7(12/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲			
B2. 11	B-B	上部鏡板と上部胴との周継手	体積	全長の5%	クラス1機器供用期間中検査で管理		
		下部胴と下部鏡板との周継手	体積	全長の5%			
B2. 12	B-B	上部胴の長手継手	体積	全長の10%			
		中間胴の長手継手	体積	全長の10%			
		下部胴の長手継手	体積	全長の10%			
B2. 13	B-B	上部胴と中間胴との周継手	体積	全長の5%			
		中間胴と下部胴との周継手	体積	全長の5%			
B3. 30	B-D	安全弁用管台と容器との溶接継手	体積	全数の25%			
		逃がし弁用管台と容器との溶接継手					
		スプレイ用管台と容器との溶接継手					
		サージ用管台と容器との溶接継手					
B3. 40	B-D	安全弁用管台内面の丸みの部分	体積	全数の25%			
		逃がし弁用管台内面の丸みの部分					
		スプレイ用管台内面の丸みの部分					
		サージ用管台内面の丸みの部分					

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

2. 加圧器(2/2)

別表-7(13/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
B5. 40	B-F	安全弁用管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び表面	全数の25%	クラス1機器供用期間中検査で管理	
		逃がし弁用管台とセーフエンドとの溶接継手				
		スプレイ用管台とセーフエンドとの溶接継手				
		サージ用管台とセーフエンドとの溶接継手				
B7. 20	B-G-2	マンホール取付ボルト	VT-1	全数の25%		
B8. 20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手(スカート溶接継手)	表面又は体積	全長の7.5%		
B15. 20	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい検査時100%		
F1. 41	F-A	支持構造物(スカート、基礎ボルト含む)	VT-3	全数の25%		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

3. 蒸気発生器(1/1)

別表-7(14/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲			
B2. 40	B-B	管板と水室鏡板との溶接継手	体積	代表1基 全長の 25%	クラス1機器供用期間中検査で管理		
B3. 60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分	体積	代表1基 全数の 25%			
		冷却材出口管台の内面の丸みの部分					
B5. 70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドとの溶接継手	体積及び 表面	代表1基 全数の 25%			
		冷却材出口管台とセーフエンドとの溶接継手					
B7. 30	B-G-2	1次側マンホールボルト(入口側)	VT-1	代表1基 全数の 25%			
		1次側マンホールボルト(出口側)					
B8. 30	B-H	水室鏡とサポートパッドとの溶接継手	表面	代表1基 全長の 7.5%			
B15. 30	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい 検査時 100%			
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	代表1基 の25%			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

4. 配管(1/3)

別表-7(15/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1			大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)			備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
B9. 11	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A以上・周継手)	1次冷却材管	体積	全数の25%	クラス1機器供用期間中検査で管理
			加圧器サージライン	体積	全数の25%	
			加圧器安全弁ライン	体積	全数の25%	
			加圧器逃がし弁ライン	体積	全数の25%	
			余熱除去ポンプ入ロライン	体積	全数の25%	
			SIS蓄圧注入ライン	体積	全数の25%	
			SIS低温側低圧注入ライン	体積	全数の25%	
B9. 21	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A未満・周継手)	加圧器逃がし弁ライン	表面	全数の25%	
			余熱除去ポンプ入ロライン	表面	全数の25%	
			CVCS充てんライン	表面	全数の25%	
			SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

4. 配管(2/3)

別表-7(16/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲		
B9. 31	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A以上)	1次冷却材管	体積	全数の25%	クラス1機器供用期間中検査で管理	
B9. 32	B-J	母管と管台との溶接継手(呼び径100A未満)	1次冷却材管	表面	全数の25%		
			余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の25%		
			SIS蓄圧注入ライン	表面	全数の25%		
			SIS低温側低圧注入ライン	表面	全数の25%		
B9. 40	B-J	ソケット溶接継手	SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の25%		
B10. 20	B-K	耐圧部分への支持部材の取付け溶接継手	余熱除去ポンプ入口ライン	表面	全数の26%		
B15. 50	B-P	圧力保持範囲		VT-2	漏えい検査時100%		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

4. 配管(3/3)

別表-7(17/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲		
F1. 10	F-A	支持構造物	加圧器サージライン	VT-3	全数の25%	クラス1機器供用期間中検査で管理	
			加圧器逃がし弁ライン	VT-3	全数の25%		
			CVCS充てんライン	VT-3	全数の25%		
			余熱除去ポンプ入ロライン	VT-3	全数の25%		
			SIS蓄圧注入ライン	VT-3	全数の25%		
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	全数の25%		
			SIS低温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の25%		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

5. 1次冷却材ポンプ(1/1)

別表-7(18/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス1機器供用期間中検査で管理		
B6. 180	B-G-1	主フランジボルト	体積	代表1台の25%			
B6. 190		主フランジ表面	VT-1	代表1台の25%			
B6. 200		主フランジナット・ワッシャ	VT-1	代表1台の25%			
B12. 20	B-L-2	ケーシングの内表面	VT-3	代表1台の100%			
B15. 60	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい検査時100%			
F1. 41	F-A	支持構造物	VT-3	代表1台の25%			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

- ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

6. 弁(1/2)

別表-7(19/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1			大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)		備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
B7. 70	B-G-2	直径50mm以下の圧力保持用ホルト締付け部	加圧器安全弁ライン	VT-1	代表1台の25%	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057
			加圧器逃がし弁ライン	VT-1	代表1台の25%	4V-RC-054A・B
				VT-1	代表1台の25%	4PCV-452A・B
			CVCS充てんライン	VT-1	代表1台の25%	4V-CS-164 4V-CS-166
			余熱除去ポンプ入口ライン	VT-1	代表1台の25%	4PCV-420、4PCV-430 4V-RH-002A・B
			SIS蓄圧注入ライン	VT-1	代表1台の25%	4V-SI-134A・B・C・D 4V-SI-136A・B・C・D
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-1	代表1台の25%	4V-RH-050A・B・C・D
B12. 50	B-M-2	呼び径100Aを超える弁箱	加圧器安全弁ライン	VT-3	代表1台の100%	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057
			余熱除去ポンプ入口ライン	VT-3	代表1台の100%	4PCV-420、4PCV-430 4V-RH-002A・B
			SIS蓄圧注入ライン	VT-3	代表1台の100%	4V-SI-134A・B・C・D 4V-SI-136A・B・C・D
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	代表1台の100%	4V-RH-050A・B・C・D
B15. 70	B-P	圧力保持範囲	VT-2	漏えい検査時100%		

クラス1機器供用期間中検査で管理

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

6. 弁(2/2)

別表-7(20/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲		
F1. 41	F-A	支持構造物	加圧器安全弁ライン	VT-3	代表1台 の25%	クラス1機器供用期間中検査で管理	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057
			加圧器逃がし弁ライン	VT-3	代表1台 の25%		4V-RC-054A・B
				VT-3	代表1台 の25%		3PCV-452A・B
			余熱除去ポンプ入ロライン	VT-3	代表1台 の25%		4PCV-420, 4PCV-430 4V-RH-002A・B

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査範囲)

別表-7(21/32)

NRA文書(原規技発第1408063号) ※1					大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
機器名	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	検査頻度	クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査で管理		
原子炉容器	原子炉容器底部の表面	—	—	100%/5年			クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査で管理
	計装用貫通部溶接継手	BMV	58箇所				

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正を2020年4月1日より適用する。
 ・亀裂解釈NRA文書 原規技発第1408063号(制定 平成26年8月6日)及び 原規技発第1906051号(改正 令和元年6月5日): 2020年4月~(第17保全サイクルから)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査)

別表-7(22/32)

NRA文書(原規技発第1408063号)※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査で管理		
-	-	配管	—	—			
		充てんライン(3B)	体積	25%			
		再生熱交換器連絡管	—	—			
		充てんライン連絡管(3B)	体積	25%			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂解釈NRA文書改正を2020年4月1日より適用する。
 ・亀裂解釈NRA文書 原規技発第1408063号(制定 平成26年8月6日)及び 原規技発第1906051号(改正 令和元年6月5日):2020年4月~(第17保全サイクルから)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

1. 余熱除去冷却器

別表-7(23/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス2機器供用期間中検査で管理			
C1. 10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%			クラス2機器供用期間中検査で管理	
C1. 20	C-A	管側鏡板と管側胴との溶接継手	体積	代表1基 全長の 7.5%				
C2. 21	C-B	管側入口管台と管側胴との溶接継手	体積及び 表面	代表1基 全数の 7.5%				
		管側出口管台と管側胴との溶接継手						
C4. 10	C-D	全ねじボルト	体積	代表1基 全数の 7.5%				

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

2. 配管(1/3)

別表-7(24/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1			大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)			備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
C3. 20	C-C	配管支持部材取付け溶接継手	高圧注入ポンプ出ロライン	表面	全数の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	表面	全数の7.5%	
			余熱除去ポンプ入ロライン	表面	全数の7.5%	
			余熱除去冷却器出ロライン	表面	全数の7.5%	
			SIS低温側低圧注入ライン	表面	全数の7.5%	
			格納容器再循環サンプ出ロライン	表面	全数の7.5%	
C5. 11	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	充てんポンプ出ロライン	体積及び表面	全数の7.5%	
			余熱除去ポンプ入ロライン	体積又は表面	全数の7.5%	
			余熱除去ポンプ出ロライン	体積又は表面	全数の7.5%	
			余熱除去冷却器出ロライン	体積及び表面	全数の7.5%	
			SIS低温側低圧注入ライン	体積及び表面	全数の7.5%	
			高圧注入ポンプ出ロライン	体積及び表面	全数の7.5%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

2. 配管(2/3)

別表-7(25/32)

維持規格 JSME S NA1-2008			大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)			備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
C5. 11	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	格納容器再循環サンプ出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
			燃料取替用水ピット出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	
C5. 12	C-F	呼び径100Aを超える管で公称厚さが9.5mmを超える溶接継手	余熱除去ポンプ入口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	
			燃料取替用水ピット出口ライン	体積又は表面	全数の7.5%	
C5. 21	C-F	呼び径50A以上100A以下の管で公称厚さが5mmを超える溶接継手	高圧注入ポンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	表面	全数の7.5%	
			SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	
C5. 30	C-F	ソケット溶接継手	SIS低温側高圧補助注入ライン	表面	全数の7.5%	
C5. 41	C-F	呼び径50Aを超える母管と管台及び母管と枝管との溶接継手	高圧注入ポンプ出口ライン	表面	全数の7.5%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

2. 配管(3/3)

別表-7(26/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲		
F1. 21	F-A	支持構造物	充てんポンプ出ロライン	VT-3	全数の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
			余熱除去ポンプ入ロライン	VT-3	全数の7.5%	
			余熱除去ポンプ出ロライン	VT-3	全数の7.5%	
			余熱除去冷却器出入ロライン	VT-3	全数の7.5%	
			余熱除去冷却器出ロライン	VT-3	全数の7.5%	
			SIS低温側低圧注入ライン	VT-3	全数の7.5%	
			高圧注入ポンプ出ロライン	VT-3	全数の7.5%	
			高圧注入ポンプ出口連絡ライン	VT-3	全数の7.5%	
			SIS低温側高圧補助注入ライン	VT-3	全数の7.5%	
			格納容器再循環サンプ出口ライン	VT-3	全数の7.5%	
			燃料取替用水ピット出ロライン	VT-3	全数の7.5%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

3. 充てんポンプ

別表-7(27/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス2機器供用期間中検査で管理	
C3. 30	C-C	ポンプ支持部材取付け溶接継手	表面	全数の7.5%		
C4. 30	C-D	ケーシングボルト	体積	代表1台の7.5%		
C6. 10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	代表1台の7.5%		
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%		

4. 充てんポンプ(往復動式)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス2機器供用期間中検査で管理	
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	全数の7.5%		

5. 余熱除去ポンプ

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	クラス2機器供用期間中検査で管理	
C6. 10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	代表1台の7.5%		
F1. 43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(クラス2機器供用期間中検査範囲)

6. 弁

別表-7(28/32)

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1					大阪発電所 第4号機 検査計画(10カ年)		備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲		
F1. 43	F-A	支持構造物	余熱除去冷却器出入口ライン	VT-3	代表1台の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理	4HCV-603 4HCV-613
			余熱除去冷却器出口ライン	VT-3	代表1台の7.5%		4V-RH-043A・B
			格納容器再循環サブ出口ライン	VT-3	代表1台の7.5%		4V-SI-093A・B

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画(原子炉格納容器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉格納容器

別表-7(29/32)

維持規格 JSME S NA1-2008				大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)														備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所		検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
									第15回	第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回		第21回
E8. 10	E-G	圧力保持用ボルト締付け部	機器搬入口(PEN #540)	VT-4	25%	1箇所	VT-4	25%		-			-			-	○		

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉压力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年~2020年3月(本サイクル開始~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査 10年計画

別表—7(30/32)

1.原子炉補機冷却水冷却器

維持規格 JSME S NA1—2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
								第15回	第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回		第21回
C1.10	C-A	胴側胴と胴側フランジとの周継手	体積	代表1基の溶接継手長さの7.5%	2箇所/1基×1基	UT	代表1基の7.5%(2箇所)										A 7.5%	
C1.10	C-A	胴側胴の周継手	体積	代表1基の溶接継手長さの7.5%	2箇所/1基×1基	UT	代表1基の7.5%(2箇所)										A 7.5%	
C2.21	C-B	胴側入口管台と胴側胴との溶接継手	体積及び表面	代表1基の全数の7.5%	1箇所/1基×1基	UT及びPT	代表1基の50%(1箇所)										A	
		胴側出口管台と胴側胴との溶接継手			1箇所/1基×1基											入口側		
C2.22	C-B	胴側入口管台内面の丸みの部分	体積	代表1基の全数の7.5%	1箇所/1基×1基	UT	代表1基の50%(1箇所)										A	
		胴側出口管台内面の丸みの部分			1箇所/1基×1基										入口側			
C3.10	C-C	胴と当板との溶接継手	表面	代表1基の溶接継手数の7.5%	3箇所/1基×1基	PT	代表1基の100%(3箇所)										A 100%	
F1.43	F-A	支持脚	VT-3	代表1基の7.5%	3箇所/1基×1基	VT-3	代表1基の100%(3箇所)										A 100%	

2.原子炉補機冷却水ポンプ

維持規格 JSME S NA1—2008 ※1					大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)												備考	
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	設備数	検査方法	検査範囲	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
								第15回	第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回		第21回
F1.43	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	代表1台の7.5%	4箇所/1台×2台	VT-3	代表1台の100%(4箇所)						A 100%					

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈 NRA 文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、本サイクル内の過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格 2008 年版: 2013 年 7 月～2020 年 3 月(新規制基準施行による維持規格 2008 年版の即時適用～第 16 保全サイクルまで)

重大事故等クラス2機器供用期間中検査10年計画

別表—7(31/32)

3.重大事故等クラス2機器漏えい検査

維持規格 JSME S NA1-2008 ※1				SA時最高使用 圧力 (MPa) (工認記載値)	検査圧力 (MPa)	検査 方法	大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)										備 考
項目 番号	カテ ゴリ	検査の対象箇所					2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
		系統名	ライン名				第15回	第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回	
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	D-B	原子炉補機 冷却海水系統	A 海水ポンプライン	1. 2	0. 098	VT-2						○					
			B 海水ポンプライン	1. 2	0. 098	VT-2						○					
			C 海水ポンプライン	1. 2	0. 098	VT-2							○				
			A 海水ヘッド出ロライン	1. 2	0. 098	VT-2							○				
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	補助給水系統	A, B電動補助給水ポンプ入 ロライン	0	水張り (静水頭圧)	VT-2					○						
			タービン動補助給水ポンプ入 ロライン	0	水張り (静水頭圧)	VT-2							○				
			A 電動補助給水ポンプ出ロラ イン	13. 1	9. 4	VT-2						○					
			B 電動補助給水ポンプ出ロラ イン	13. 1	9. 4	VT-2						○					
			タービン動補助給水ポンプ出 ロライン	12. 7	9. 4	VT-2								○			
C7.10	C-H	非常用ディー ゼル 発電機 系統	A-非常用ディーゼル発電機 起動空気ライン	3. 2	2. 501	VT-2							○				
			B-非常用ディーゼル発電機 起動空気ライン	3. 2	2. 501	VT-2							○				

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈 NRA 文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、本サイクル内の過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格 2008 年版: 2013 年 7 月～2020 年 3 月(新規制基準施行による維持規格 2008 年版の即時適用～第 16 保全サイクルまで)

重大事故等クラス2供用期間中検査10年計画

・プレストレストコンクリート格納容器

別表-7(32/32)

大飯発電所 第4号機 検査計画(10ヵ年)														備 考
検査の対象箇所	検査方法	検査範囲	頻度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
				第15回	第一回	第16回	第17回	第一回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回	
コンクリート部	目視検査	PCCV表面選定部位 検査テンドン定着部周辺	PCCV-ISIの 頻度による	● ※	—		○	—			—	○		
ライナプレート部	目視検査	ライナプレート表面選定部位	PCCV-ISIの 頻度による	● ※	—		○	—			—	○		
緊張材定着部	目視検査	検査テンドンの緊張材定着部表面	PCCV-ISIの 頻度による	● ※	—		○	—			—	○		
テンドン	緊張力確認検査	フープテンドン 4本 逆シテンドン 3本	PCCV-ISIの 頻度による	● ※	—		○	—			—	○		
防錆材	防錆材検査	検査テンドンの端部から採取	PCCV-ISIの 頻度による	● ※	—		○	—			—	○		

※平成28年度実施のプレストレストコンクリート格納容器供用期間中検査自主検査の記録確認

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

重大事故等クラス3機器漏えい検査

別表-8(1/5)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 準拠 ※2	SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査方法 ※1	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備考	
		検査の対象箇所			2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		
		設備名			第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回		
C7. 10 C7. 30 C7. 50	C-H	電源車内燃機関、冷却水ポンプ (電源車)	-	VT-2		-				-	○	-				
		電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)内燃機関、冷却水ポンプ (電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	-	VT-2		-				-		-	○			
		燃料タンク (電源車)	大気圧	VT-2		-				-	○	-				
		燃料タンク (電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	大気圧	VT-2		-				-		-	○			

※1: 技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施するものと試験免除となるものを識別する必要があり(今後の成立性確認ならびに原子力事業本部からの指示にて美浜、高浜との統一が必要)

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

重大事故等クラス3機器漏えい検査

別表-8(2/5)

維持規格 JSME S NA1-2008 準拠 ※2		SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査方法 ※1	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備 考	
項目番号	カテゴリ			検査の対象箇所 設備名	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
					第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回		第21回
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	0.90以上	VT-2									○		
		可搬式空気圧縮機用空気だめ	1.05	VT-2									○		
		増圧装置空気だめ	1.0	VT-2									○		
		窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)	14.7	VT-2									○		
		窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)~ホース先端	0.98 17.16	VT-2									○		
		代替制御用空気ライン窒素供給用ホース 20m、16m、10mホース	0.98	VT-2									○		
		窒素ラインマニホールド連結用0.68mホース	17.16	VT-2									○		
		可搬式空気圧縮機ラインマニホールド接続用2mホース	0.98	VT-2									○		
		可搬式空気圧縮機ラインマニホールド接続用1.5mホース	0.98	VT-2									○		
		可搬式空気圧縮機ラインマニホールド接続用5mホース	0.98	VT-2									○		
		代替制御用空気供給ライン安全弁(4V-1A-765A、B)	吹出圧力 0.98	VT-2								○			

※1:技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施するものと試験免除となるものを識別する必要があります(今後の成立性確認ならびに原子力事業本部からの指示にて美浜、高浜との統一が必要)
 ※2:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

重大事故等クラス3機器漏えい検査

別表-8(3/5)

項目番号	カテゴリ	維持規格 JSME S NA1-2008 準拠 ※2 検査の対象箇所 設備名	SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査方法 ※1	大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)										備考
					2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
					第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回	
C7. 30	C-H	可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	0.44	VT-2		-				-			-	○	
		可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置接続用フレキシブルホース	0.98	VT-2		-				-			-	○	
		可搬型格納容器水素ガス濃度計入口側接続用フレキシブルホース	0.98	VT-2		-				-			-	○	
		可搬型格納容器水素ガス濃度計出口側接続用フレキシブルホース	0.98	VT-2		-				-			-	○	
C7. 10 C7. 30 C7. 50	C-H	可搬式代替低圧注水ポンプ屋内送水用10mホース(2本)	1.55	VT-2		-			-			-	○		
C7. 10 C7. 30 C7. 50 C7. 70	C-H	格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	0.33	VT-2		-				-			-		○
		窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)	14.7	VT-2		-				-		○	-		
		B高圧注入ポンプ及び電動機冷却海水放出用ホース	1.0	VT-2		-				-	○		-		
		窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)~ホース先端	0.34/17.16	VT-2		-				-		○	-		
		窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用)窒素供給用フレキシブルホース	0.34	VT-2		-				-		○	-		
		格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ吸水用フレキシブルホース	0.33	VT-2		-				-	○		-		
		格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ送水用フレキシブルホース	0.33	VT-2		-				-	○		-		
		格納容器水素ガス試料冷却器冷却水屋外排水用フレキシブルホース	0	VT-2		-				-			-	○	
		原子炉補機冷却水サージタンク非常用窒素供給ライン逃がし弁	吹出圧力 0.34	VT-2		-				-		○	-		
原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	測定範囲 0~1.6	VT-2		-				-		○	-				

※1:技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施するものと試験免除となるものを識別する必要がある(今後の成立性確認ならびに原子力事業本部からの指示にて美浜、高浜との統一が必要)

※2:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版:2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第16保全サイクルまで)

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

重大事故等クラス3機器漏えい検査

別表-8(4/5)

維持規格 JSME S NA1-2008 準拠 ※2			SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査方法 ※1	大飯発電所 第4号機 検査計画(10力年)										備考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所 設備名			2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
					第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第一回	第20回	第21回	
C7.30 C7.50	C-H	送水車(2台)	1.6	VT-2		-			-	○		-			
		送水車吸水用ホース(24本)	0.4	VT-2		-			-	○		-			
		送水車送水用ホース(138本)	1.6	VT-2		-			-	○		-			
C7.10 C7.50	C-H	送水車燃料タンク(2基)	大気圧	VT-2		-			-	○		-			
C7.10 C7.30 C7.50	C-H	可搬式代替低圧注水ポンプ(2台)	1.55	VT-2		-			-			-	○		
		仮設組立式水槽(2台)	大気圧	VT-2		-			-			-	○		
		可搬式代替低圧注水ポンプ吸水用ホース(2本)	大気圧	VT-2		-			-			-	○		
		可搬式代替低圧注水ポンプ~可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口(2台)	1.55	VT-2		-			-			-	○		
		可搬式代替低圧注水ポンプ送水用ホース(6本)	1.55	VT-2		-			-			-	○		
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	大容量ポンプ出口ライン送水用送水管(6台)	1.2	VT-2		-			-		○	-			

※1: 技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施するものと試験免除となるものを識別する必要があり(今後の成立性確認ならびに原子力事業本部からの指示にて美浜、高浜との統一が必要)
 ※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。
 なお、本サイクル内の過去の維持規格適用期間は以下の通り。
 ・維持規格2008年版: 2013年7月~2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用~第17保全サイクルまで)

重大事故等クラス3機器供用期間中検査10年計画

重大事故等クラス3機器漏えい検査

別表-8(5/5)

維持規格 JSME S NA1-2008 準拠 ※2			SA時最高使用圧力 (MPa) (工認記載値)	検査方法 ※1	大飯発電所 第4号機 検査計画(10カ年)										備 考
項目番号	カテゴリ	検査の対象箇所			2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
		設備名			第15回	第-回	第16回	第17回	第-回	第18回	第19回	第-回	第20回	第21回	
C7. 30	C-H	大飯4号機スプレイヘッダー-A	1. 6	VT-2		-			-			-	○		
		大飯4号機スプレイヘッダー-B	1. 6	VT-2		-			-			-	○		

※1: 技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施するものと試験免除となるものを識別する必要がある(今後の成立性確認ならびに原子力事業本部からの指示にて美浜、高浜との統一が必要)

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、維持規格(2012年版/2013年追補/2014年追補)を2020年4月1日より適用する。

なお、過去の維持規格適用期間は以下の通り。

・維持規格2008年版: 2013年7月～2020年3月(新規制基準施行による維持規格2008年版の即時適用～第16保全サイクルまで)

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
出の防止機能	原子炉キャビティ水位	位)	器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない)																	
	第88条の2 原子炉格納容器貫通部	モード5、6	<ul style="list-style-type: none"> ・機器ハッチが全ボルトで閉じられていること（原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。） ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10～30%の範囲内にある場合。 ・原子炉キャビティ水位がE L32.2m以上である場合。 ・各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能（閉止状態であることを含む） ・その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること（閉止状態であることを含む）、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること（原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器バウンダリ 			△	△	△	△		△	△	△	△		△			
	第89条 使用済燃料ピットの水位および水温	全モード	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位：E L32.2m以上（照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない） ・使用済燃料ピット水温：65℃以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット ・使用済燃料ピット冷却系 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
原子炉停止後除熱機能	第37条 1次冷却系	モード3	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-8)の運転上の制限も確認、 ・制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 ・制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ 		×													×	
	第38条 1次冷却系	モード4	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認）または蒸気発生器による熱除去系（動作不能時は、第90条(表90-8)の運転上の制限も確認）のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ 			×									×		×		
	第39条 1次冷却系	モード5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系（余熱除去系が動作不能時は、第90条(表90-4)の運転上の制限も確認）1系統が運転中（計 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 				×								×		×		

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			<ul style="list-style-type: none"> シグナル圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に1基毎に隔離解除を許容) 																	
	第47条 1次冷却材漏えい率	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される未確認の漏えい率：0.23m³/h以下（炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなす） 原子炉格納容器サンプ水位計によって測定される原子炉冷却材圧カバウンダリ以外からの漏えい率：2.3m³/h以下 原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置が動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材系統 原子炉格納容器サンプ水位計 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置 	×	×										×		×	×	
	第48条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器細管に漏えいがないこと 蒸気発生器細管漏えい監視装置（蒸気発生器ブローダウン水モニタ）が動作可能（プラント状態により監視ができない場合、洗浄中を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器細管 蒸気発生器ブローダウン水モニタ 	×	×										×		×	×	
	第49条 余熱除去系への漏えい監視	モード3、4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと（余熱除去系の逃がし弁が動作していないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> 余熱除去系隔離弁 余熱除去系逃がし弁 	×	△										△		△	×	
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	第34条 計測および制御設備（原子炉保護系計装）	モード3、4、5（原子炉トリップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉保護系論理回路：4系統 手動原子炉トリップ：2チャンネル 中性子源領域中性子東高：2チャンネル（「中間領域中性子東高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域炉停止時中性子東高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることを許容。） 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉保護計装 左記信号検出、伝送ライン 	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△
		モード3、4、5（原子炉トリップ遮断器が開放されている場合）	<ul style="list-style-type: none"> 中性子減領域中性子東高：1チャンネル（監視機能のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記信号検出、伝送ライン 	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△
		モード6（原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合）	<ul style="list-style-type: none"> 中性子減領域中性子東高：1チャンネル（監視機能のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記信号検出、伝送ライン 					△	△		△	△							
		モード6（原子炉格納容器内の燃料移動中の場合）	<ul style="list-style-type: none"> 中性子減領域中性子東高：2チャンネル（監視機能のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記信号検出、伝送ライン 						△		△								
	第34条 計測および制御設備（工学的安全施設等作動計装）	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動論理回路：2系統^{*1} （非常用炉心冷却系）手動起動：2チャンネル 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路：2系統^{*1} （原子炉格納容器スプレイ系・原子炉格納容器隔離B・格納容器換気空調隔離）手動起動：4チャンネル 原子炉格納容器隔離A作動論理回路：2系統^{*1} （原子炉格納容器隔離A・格納容器換気空調隔離）手動 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動計装 原子炉格納容器スプレイ系作動計装 原子炉格納容器隔離A作動計装 原子炉格納容器隔離B作動計装 	×	×										×		×	×	

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			起動：2チャンネル ・(原子炉格納容器隔離A) 非常用炉心冷却系作動 ・原子炉格納容器隔離B 作動論理回路：2系統 ^{*1} ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路：2系統 ^{*1} ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離) 原子炉格納容器隔離A ・(原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離) 非常用高圧母線低電圧：1母線あたり3チャンネル ・原子炉格納容器換気空調隔離作動論理回路：2系統 ^{*1} ・(原子炉格納容器換気空調隔離) 非常用炉心冷却系作動 ※1：原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統バイパスすることができる。(本表において同じ)	動計装 ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動計装 ・原子炉格納容器換気空調隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン																	
		モード3	・(非常用炉心冷却系) 原子炉格納容器圧力高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(原子炉格納容器スプレイ系・原子炉格納容器隔離B) 原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・左記信号検出、伝送ライン		×														×	
		モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)	・主蒸気ライン隔離作動論理回路：2系統 ^{*1} ・(主蒸気ライン隔離) 手動起動：2チャンネル ・(主蒸気ライン隔離)：原子炉格納容器圧力異常高：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力低：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力減少率高：各主蒸気ライン毎に4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・主蒸気ライン隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン		△														△	
		モード3(主給水隔離弁、主給水制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)	・給水隔離作動論理回路：2系統 ^{*1} ・(給水隔離) 蒸気発生器水位異常高：1基あたり4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(給水隔離) 非常用炉心冷却系作動 ・(給水隔離) 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致：[1次冷却材平均温度低：4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャン	・給水隔離作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン		△														△	

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			ネルをバイパスできる) [原子炉保護計装]																		
		モード3 (P-11以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非常用炉心冷却系) 原子炉圧力低: 4チャンネル (残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・(非常用炉心冷却系・主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力低: 各主蒸気ライン毎に4チャンネル (残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) ・P-11 (加圧器圧力): 4チャンネル 	・左記信号検出、伝送ライン	△															△	
		モード3 (P-11未満)	・(主蒸気ライン隔離) 主蒸気ライン圧力減少率高: 各主蒸気ライン毎に4チャンネル (残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・左記信号検出、伝送ライン	△															△	
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条 計測および制御設備 (ディーゼル発電機起動計装)	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機起動論理回路: 2系統 ・(ディーゼル発電機起動) 非常用炉心冷却系作動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン 	×	×										×		×	×		
		モード5、6および照射済燃料移動中	・ディーゼル発電機起動論理回路: 1系統	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出、伝送ライン 				×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
		モード3、4、5、6および照射済燃料移動中	・(ディーゼル発電機起動) 非常用高圧母線低電圧: 所要の母線あたり3チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・左記信号検出、伝送ライン 	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	
第78条の3 外部電源	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵中	(1)外部電源3回線 (当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数) 以上が動作可能 (送電線事故の瞬停時は適用しない) (1)の外部電源のうち1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること。(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば独立性を有しているとみなすことができる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部電源 ・予備変圧器 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク 	×	×													×		×	×
第79条 ディーゼル発電機	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機2基が動作可能 (予備潤滑運転 (ターニング、エアラン) を行う場合適用しない) (ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条 (表90-15) の運転上の制限も確認する。) ・燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量): 0.95m³ 以上 (ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク 	×	×											×		×	×		
第80条	モード5、6およびモード外	・ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。	・ディーゼル発電機				×	×	×	×	×	×	×	×	×		×				

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度 (AM用) 2個 ・使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を含む) 2個 (使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置は1個) ・可搬式使用済燃料ピット水位2個 ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ2個 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー 																
第90条 (表90-12-4)	軽油ドラム缶による燃料補給設備	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油ドラム缶による燃料補給設備: 20.214 リットル以上 (3号炉および4号炉の合計) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油ドラム缶 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第90条 (表90-13-1)	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統 (大容量ポンプ3台 (予備機1台含む)、放水砲3台 (予備機1台含む) および泡混合器1台) 動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ (放水砲用) 3台 (2台接続で3号炉と4号炉両方同時に放水できる容量、3号炉及び4号炉合計所要数) ・放水砲3台 (3号炉及び4号炉合計所要数) ・泡混合器1台 (3号炉及び4号炉合計所要数) ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第90条 (表90-13-2)	海洋への拡散抑制	モード3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・シルトフェンス: 2組 (3号炉及び4号炉合計所要数) 取水路側: <ul style="list-style-type: none"> 高さ約 7m/幅約 35m (幅約 20m/本を1本、幅 15m/本を1本で1組として2組) 高さ約 7m/幅約 10m (幅約 10m/本を1本で1組として2組) 放水路側 <ul style="list-style-type: none"> 高さ約 12m/幅約 5.4m (幅約 5.4m/本を2本で1組として2組) 高さ約 12m/幅約 5.8m (幅約 5.8m/本を2本で1組として2組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルトフェンス 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第90条 (表90-14-1)	海水を用いた復水ピットへの補給	モード3、4、5および6	<ul style="list-style-type: none"> ・海水を用いた復水ピットへの補給系2系統動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・送水車1台 × 2 ・軽油ドラム缶 	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第90条 (表90-14-2)	燃料取替用水ピット	モード3、4、5および6 (キャビティ低水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ほう素濃度: 2,800ppm 以上であること ・ほう酸水量 (有効水量): 1,860m³ 以上であること (原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては第90条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水ピット水位を回復するまでの期間をいう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット 	×	×	×	×	△				△	×	×	×	×	×	×	×

添付書類四 定期事業者検査の判定方法

目 次

1. 定期事業者検査の判定方法	1
-----------------	---

表-1：検査の方法の考え方について

1. 定期事業者検査の判定方法

(1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

表-1の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。(添付書類三 別紙 参照)

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月※(定期事業者検査終了からの期間)である。

※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を実施すべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。

なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実にを行う。

また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を(2)に示す。

(2) 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について

定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。

○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月(定期事業者検査終了からの期間)以上を一定の期間として判定に考慮する検査

- ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
- ・原子炉格納容器局部漏えい率検査
- ・クラス1機器供用期間中検査
- ・クラス2機器供用期間中検査
- ・重大事故等クラス2機器供用期間中検査
- ・クラス3機器供用期間中検査
- ・重大事故等クラス3機器供用期間中検査
- ・蒸気タービン開放検査
- ・炉内計装用シンプルチューブ体積検査
- ・2次系配管検査
- ・供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査
- ・1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査

○また、第18サイクルの炉心設計に係わる以下の検査については、実運転期間（13ヶ月）に調整運転期間等を踏まえ、これに基づき判定を行う。

- ・原子炉停止余裕検査
- ・炉物理検査
- ・燃料集合体外観検査

なお、上記以外の検査については、その対象設備が技術基準に適合している状態を維持するため、その点検間隔の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実にを行う。

表－1 検査の方法の考え方について

定期事業者検査	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2012/2013 追補/2014 追補)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [※] を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※※} 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画(添付書類三 別紙)のとおり。

なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容
(前回は施設定期検査申請)

目 次

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更	1
2. 施設管理の実施に関する計画の変更	1
3. 定期事業者検査の判定方法の変更	1
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更	1
別紙－1：発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更の変更前後表	
別紙－2：施設管理の実施に関する計画の変更の変更前後表	
別紙－3：定期事業者検査の判定方法の変更の変更前後表	

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

別紙－1のとおり

2. 施設管理の実施に関する計画の変更

別紙－2のとおり

3. 定期事業者検査の判定方法の変更

別紙－3のとおり

4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更

なし

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い
システムについて定量的に定める施設管理の
目標に関する変更の変更前後表

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更（別紙 保全活動管理指標）

変更前	変更後	変更理由																
<p style="text-align: right;">(1/8)</p> <p style="text-align: center;">保全活動管理指標</p> <p>1. プラントレベル</p> <table border="1" data-bbox="197 443 880 592"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画外自動停止回数</td> <td><1回/7000臨界時間</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td><2回/7000臨界時間</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td><1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値	計画外自動停止回数	<1回/7000臨界時間	計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	<p style="text-align: right;">(1/8)</p> <p style="text-align: center;">保全活動管理指標</p> <p>1. プラントレベル</p> <table border="1" data-bbox="1019 437 1733 592"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画外原子炉自動・手動スクラム回数</td> <td><1回/7000臨界時間</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td><2回/7000臨界時間</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td><1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値	計画外原子炉自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間	計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	<p>原子力規制検査導入に伴う、保安規定改訂による項目名の見直し。</p>
項目	目標値																	
計画外自動停止回数	<1回/7000臨界時間																	
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間																	
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回																	
項目	目標値																	
計画外原子炉自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間																	
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間																	
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回																	

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高いシステムについて定量的に定める施設管理の目標に関する変更（別紙 保全活動管理指標）

変更前				変更後				変更理由	
(7/8)				(7/8)					
系統名	要求機能	保全活動管理指標 予防可能故障回数(目標値)	非稼働時間(目標値)	備考	系統名	要求機能	保全活動管理指標 予防可能故障回数(目標値)	非稼働時間(目標値)	備考
① 重大事故関連設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル		① 重大事故関連設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	遠圧き入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器過がし弁 <72時間/2サイクル			1次系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器過がし弁 <72時間/2サイクル	
	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蓄圧タンク) 代替炉心注水 (B流てんポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-GSS連絡ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B蓄圧注入ポンプ(漸水冷却)) <720時間/2サイクル			炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蓄圧タンク) 代替炉心注水 (B流てんポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-GSS連絡ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B蓄圧注入ポンプ(漸水冷却)) <720時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	加圧器過がし弁による減圧 (室表ポンプまたは可搬式送気圧縮機を 使用した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッチを使用した減圧) <720時間/2サイクル			1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	加圧器過がし弁による減圧 (室表ポンプまたは可搬式送気圧縮機を 使用した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッチを使用した減圧) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ (恒設代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル			原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ (恒設代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 <240時間/2サイクル			原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 <240時間/2サイクル	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	-			蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	-	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル			蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素発生による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (動的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) <72時間/2サイクル 水素濃度監視 <720時間/2サイクル			水素発生による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (動的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) <72時間/2サイクル 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(アミノラス窒素冷却系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル			水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(アミノラス窒素冷却系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	廃水から使用済燃料ピットへの注水 - 使用済燃料ピットへのスプレイ - 使用済燃料ピットの監視 ② 軽油用ドラム缶による燃料補給 <48時間/2サイクル		使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	廃水から使用済燃料ピットへの注水 - 使用済燃料ピットへのスプレイ - 使用済燃料ピットの監視 ② 軽油用ドラム缶による燃料補給 <48時間/2サイクル			

① 記載の適正化
(系統名を「重大事故関連設備」→「重大事故等対応設備」に変更)

② 記載の適正化
(目標項目名を「ガンリ
ン用ドラム缶による燃
料補給」→「軽油用ドラ
ム缶による燃料補給設
備」)

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高いシステムについて定量的に定める施設管理の目標に関する変更（別紙 保全活動管理指標）

変更前				変更後				変更理由
(8/8)				(8/8)				
系統名	要求機能	保全活動管理指標		系統名	要求機能	保全活動管理指標		
		予防可能故障回数(目標値)	非稼働時間(目標値)			予防可能故障回数(目標値)	非稼働時間(目標値)	
① 重大事故関連設備	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	① 重大事故関連設備	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	① 記載の適正化 (系統名を「重大事故関連設備」→「重大事故等対処設備」に変更) ② 記載の適正化 (目標項目名を「燃料油貯蔵タンク」→「燃料油貯蔵タンク」に変更)
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水ピットへの補給 <240時間/2サイクル 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 <720時間/2サイクル> 燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル 復水ピット <72時間/2サイクル		重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水ピットへの補給 <240時間/2サイクル 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 <720時間/2サイクル> 燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル 復水ピット <72時間/2サイクル	
	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電線等 <720時間/2サイクル 蓄電池 ② 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー <48時間/2サイクル		電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電線等 <720時間/2サイクル 蓄電池 ② 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー <48時間/2サイクル	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録		計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用保護系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル		中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用保護系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	-		監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	-	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ) - 居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル		緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ) - 居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル		通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル			

施設管理の実施に関する計画の変更の
変更前後表

施設管理の実施に関する計画の変更（本文）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">①</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間・・・1</p> <p>2. 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1</p> <p>3. 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置・・・2</p> <p>4. 特別な保全計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2</p> <p>5. 保全に関する実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2</p> </div> <p>別紙：点検計画（第16保全サイクル）</p> <p>別図：施設定期検査時の安全管理の計画</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">参考資料－1：計画期間中における点検の実施状況等：②</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">参考資料－2：保全に関する実施体制 ②</div>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">①</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間・・・・・・1</p> <p>2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1</p> <p>3. 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・・・・・2</p> <p>4. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置・・・2</p> </div> <p>別紙：点検計画（第17保全サイクル）</p> <p>別図：定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②</div>	<p>① 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載の変更。次については、以降同変更。 ・「施設定期検査→定期事業者検査」</p> <p>② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、書類構成を変更。 ・「参考資料－1：計画期間中における点検の実施状況等」を「別紙：点検計画（第17保全サイクル）」に統合。 ・「参考資料－2：保全に関する実施体制」を削除。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（本文）

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間</p> <p>本保全計画の適用期間は、第16回施設定期検査開始日から第17回施設定期検査開始日の前日までの期間（第16回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの間(※)）とし、以降、この期間を第16保全サイクルという。</p> <p>ただし、この期間内に第17回施設定期検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>※：第16回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの間を『実運転期間』という。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>施設定期検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「大飯発電所 保修業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「大飯発電所 土木建築業務所則（平成19大原土所則 第1号）」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。</p> <p>附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」等に規定している。</p> <p>点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全活動管理指標の監視結果 ・ 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・ トラブルなど運転経験 ・ 定期安全レビュー結果 ・ 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ ・ リスク情報、科学的知見 <p>(2) 補修、取替え及び改造計画</p> <p>a. 計装用電源装置改造工事：工事計画認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 計装用電源については、装置を構成する主要部品が製造中止となっており、設備の機能維持の観点から、保守性の向上を考慮し取り替える。 ○ 予定時期 <ul style="list-style-type: none"> 第16回施設定期検査期間中 	<p>1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間</p> <p>本保全計画の適用期間は、第17回定期事業者検査開始日から第18回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第17回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間(※)）とし、以降、この期間を第17保全サイクルという。</p> <p>ただし、この期間内に第18回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。</p> <p>※：第17回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間を『実運転期間』という。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(1) 工事の計画</p> <p>a. 特定重大事故等対処施設設置工事：工事計画認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能を有した特定重大事故等対処施設を設置する。 ○ 予定時期 <ul style="list-style-type: none"> 2013年6月～2022年8月 <p>b. 火災感知器設置工事：設計及び工事計画認可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 新火災防護基準バックフィット対応として、火災区域に対し、異なる種類の火災感知器を消防法に準じた箇所に設置する必要があるため。 ○ 予定時期 <ul style="list-style-type: none"> 2019年2月～2024年2月 <p>c. 使用済燃料ピット水位計（AM用）修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> A、B使用済燃料ピット水位計（AM用）の水位伝送器の耐環境性向上のため、水位伝送器の取替を実施する。 ○ 予定時期 <ul style="list-style-type: none"> 第17回定期事業者検査期間中 	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を変更。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（本文）

変更前	変更後	変更理由
<p>b. 高エネルギーアーク損傷対策工事および大飯幹線・新綾部線系統変更工事 ：工事計画認可申請</p> <p>○ 工事概要 その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備において、高エネルギーのアーク放電による電気盤の損傷の拡大を防止するために必要な措置を講じる。 また、その他発電用原子炉の附属施設のうち常用電源設備において、大飯発電所に接続する500kV送電線の系統構成が一部変更となることから、要求事項に対する適合性を示す。</p> <p>○ 予定時期 非常用電源設備：第16回施設定期検査期間中 常用電源設備：2019年7月～2020年1月</p> <p>① 3. 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 施設定期検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。</p> <p>② 4. 特別な保全計画 なし</p> <p>② 5. 保全に関する実施体制 第16保全サイクルにおける保全については、大飯発電所原子炉施設保安規定第4条（保安に関する組織）、第5条（保安に関する職務）に基づく事業者管理体制により実施する。 また、第16保全サイクルの保全の実施にあたり、協力会社に役務を調達する場合には、当該点検及び工事に関する作業経験等の技術的要件（力量）も考慮の上、第125条（保守管理計画）に基づき調達要求等を定める「原子力部門における調達管理調達（平成27調原通達 第1号）」の規定に従い調達する。 なお、第16保全サイクルにおいて、協力会社に役務を調達する予定の主要な点検工事を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器他主要設備定期点検工事 発電機他主要電気設備定期点検工事 蒸気発生器細管検査他付帯工事 タービン主機他一般設備定期点検工事 1次系大型モータ他定期点検工事 計装用電源装置改造工事 高エネルギーアーク損傷対策工事および大飯幹線・新綾部線系統変更工事 	<p>d. 海水ポンプ出口連絡管伸縮継手取替工事 ○ 工事概要 海水ポンプ廻りにおける配管・弁点検の作業性向上のため伸縮継手への取替えを実施する。 ○ 予定時期 第17回定期事業者検査期間中</p> <p>e. 2次系配管取替工事 ○ 工事概要 減肉対策として、2次系配管を耐食性に優れた材料へ取替えを実施する。 ○ 予定時期 第17回定期事業者検査期間中</p> <p>① 3. 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期 (1) 点検計画 定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「大飯発電所 保守業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「大飯発電所 土木建築業務所則（平成19大原土所則 第1号）」に従い策定した。 点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。 附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」等に規定している。 点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全活動管理指標の監視結果 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 トラブルなど運転経験 定期安全レビュー結果 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ リスク情報、科学的知見 <p>① 4. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 定期事業者検査に伴う停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。</p> <p>②</p>	<p>① 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を変更。</p> <p>② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を削除。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、工事計画書に記載が要求されている設備</p> <p>なお、工事計画書において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護具、現地操作時に用いる工具類</p> <p>(b) 一般消耗品（電池類他）</p> <p>(c) 一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。</p> <p>a. 安全機能の重要度が高い設備</p> <p>b. 供給信頼性重要度が高い設備</p> <p>c. リスク重要度が高い設備</p> <p>なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査に係る点検 施設定期検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 施設定期検査対象機器に係る点検のうち、定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備*1の点検等）については、「大飯発電所 保修業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した「保全指針」及び「大飯発電所 土木建築業務所則（平成19大原土所則 第1号）」 	<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備</p> <p>a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p>b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、設計及び工事の計画に記載が要求されている設備</p> <p>なお、設計及び工事の計画において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。</p> <p>(a) 防護具、現地操作時に用いる工具類</p> <p>(b) 一般消耗品（電池類他）</p> <p>(c) 一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。</p> <p>a. 安全機能の重要度が高い設備</p> <p>b. 供給信頼性重要度が高い設備</p> <p>c. リスク重要度が高い設備</p> <p>なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査に係る点検 定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備*1の点検等）については、「大飯発電所 保修業務所則（平成15大原保所則 第1号）」に基づき策定した 	<p>① 記載の適正化（第1項のみのため削除）</p> <p>② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を変更。</p> <p>③ 次頁へ移動</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

変更前	変更後	変更理由
<p>①に定めている。</p> <p>※1：附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス レギュレーサ、フローグラス 等</p> <p>(3) 保全の重要度について 「グレード分け通達（平成18原品証通達第2号）」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。 なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について 保全方式について以下のとおり記載している。 ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM ・ 事後保全を採用しているもの：BM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。 また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。 ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」*2と表記している。なお、回転機器（ポンプ、ファン等）等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。 ・ これ以外で性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」*2により表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該</p>	<p>①に定めている。</p> <p>※1：附帯設備の例 潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフィス レギュレーサ、フローグラス 等</p> <p>(3) 保全の重要度について 「グレード分け通達（平成18原品証通達第2号）」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。 なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p>(4) 保全方式について 保全方式について以下のとおり記載している。 ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM ・ 事後保全を採用しているもの：BM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。 また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。 ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。 ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」*2と表記している。なお、回転機器（ポンプ、ファン等）等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。 ・ これ以外で性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」*2により</p>	<p>① 前頁より移動</p> <p>② 次頁へ移動</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

変更前	変更後	変更理由
<p>点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、^①年度管理するものについては、「Y」により表記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。 機能・性能試験の結果等を踏まえて適宜実施する点検については、「X」により表記している。 <p>※2：「B」、「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。^②</p> <p>(6) 点検時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間基準保全の点検については、施設定検起動後^③、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、施設定検停止中に実施することとしている。 プラント停止（施設定期検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備は備考欄に明記し、区別する。 <p>(7) 状態監視方法の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。 保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 状態監視技術のうち振動診断の頻度については、年度におけるデータ採取回数を「M」表示となるよう平均し記載している。 <p>なお、第16保全サイクル中に点検を計画するものについては、参考資料1^④「点検計画」に「○」^{*3}を記載している。</p> <p>また、参考資料1「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）^{*4}も記載している。</p> <p>^④ ※3：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。</p> <p>※4：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。</p>	<p>表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該^①点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Y」により表記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。 機能・性能試験の結果等を踏まえて適宜実施する点検については、「X」により表記している。 <p>※2：「B」、「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検や定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。^②</p> <p>(6) 点検時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間基準保全の点検については、定期事業者検査起動後^③、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、定期事業者検査停止中に実施することとしている。 プラント停止（定期事業者検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備は備考欄に明記し、区別する。 <p>(7) 状態監視方法の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。 保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。 状態監視技術のうち振動診断の頻度については、年度におけるデータ採取回数を「M」表示となるよう平均し記載している。 <p>なお、第17保全サイクル中に点検を計画するものについては、「点検計画」^④に「○」^{*3}を記載している。</p> <p>また、「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）^{*4}も記載している。</p> <p>^④ ※3：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。</p> <p>※4：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。</p>	<p>① 前頁より移動</p> <p>② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を変更。</p> <p>③ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、記載を変更。次については、以降同変更。 ・「施設定検→定期事業者検査」</p> <p>④ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、書類構成を変更。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（別紙 点検計画）

変更前		変更後		変更理由																																																																																																																																																																																																																															
点検計画 目次		点検計画 目次		<p>① 書類構成の変更（点検計画表行幅等の変更）による頁数の変更。</p> <p>② 「参考資料—1：計画期間における点検の実施状況」を「別紙：点検計画（第17保全サイクル）」に統合することで標記を変更。</p>																																																																																																																																																																																																																															
①	①	①	①																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>1/45</td> </tr> <tr> <td> 【炉心】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉容器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>1/45</td> </tr> <tr> <td> 【燃料取扱設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【使用済燃料貯蔵設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【燃料取替用水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>4/45</td> </tr> <tr> <td> 【一次冷却材の循環設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【主蒸気・主給水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【余熱除去設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【非常用炉心冷却設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【化学体積制御設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉補機冷却設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉補機冷却海水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンの附属設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>19/45</td> </tr> <tr> <td> 【制御材】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【制御棒駆動装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【ほう酸注入機能を有する設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【工学的安全施設等の作動信号】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【制御用空気設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>23/45</td> </tr> <tr> <td> 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>24/45</td> </tr> <tr> <td> 【放射線管理用計測装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【換気設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>30/45</td> </tr> <tr> <td> 【原子炉格納容器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【圧力低減設備その他の安全設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力設備</td> <td>35/45</td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力設備・タービン設備</td> <td>35/45</td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	ページ	原子炉本体	1/45	【炉心】		【原子炉容器】		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/45	【燃料取扱設備】		【使用済燃料貯蔵設備】		【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】		【燃料取替用水設備】		原子炉冷却系統施設	4/45	【一次冷却材の循環設備】		【主蒸気・主給水設備】		【余熱除去設備】		【非常用炉心冷却設備】		【化学体積制御設備】		【原子炉補機冷却設備】		【原子炉補機冷却海水設備】		【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】		【蒸気タービンの附属設備】		計測制御系統施設	19/45	【制御材】		【制御棒駆動装置】		【ほう酸注入機能を有する設備】		【工学的安全施設等の作動信号】		【制御用空気設備】		【その他設備】		放射性廃棄物の廃棄施設	23/45	【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】		放射線管理施設	24/45	【放射線管理用計測装置】		【換気設備】		原子炉格納施設	30/45	【原子炉格納容器】		【圧力低減設備その他の安全設備】		原子力設備	35/45	【その他設備】		原子力設備・タービン設備	35/45	【その他設備】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気タービン</td> <td>36/45</td> </tr> <tr> <td> 【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【復水器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する熱交換器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する管等】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>41/45</td> </tr> <tr> <td> 【非常用発電装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他の電源装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【常用電源設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【火災防護設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【浸水防護施設】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木建築設備</td> <td>45/45</td> </tr> <tr> <td>プラント総合</td> <td>45/45</td> </tr> <tr> <td>全般機器</td> <td>45/45</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	ページ	蒸気タービン	36/45	【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】		【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】		【復水器】		【蒸気タービンに附属する熱交換器】		【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】		【蒸気タービンに附属する管等】		【その他設備】		その他発電用原子炉の附属施設	41/45	【非常用発電装置】		【その他の電源装置】		【常用電源設備】		【火災防護設備】		【浸水防護施設】		土木建築設備	45/45	プラント総合	45/45	全般機器	45/45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>1/46</td> </tr> <tr> <td> 【炉心】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉容器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>1/46</td> </tr> <tr> <td> 【燃料取扱設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【使用済燃料貯蔵設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【燃料取替用水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>4/46</td> </tr> <tr> <td> 【一次冷却材の循環設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【主蒸気・主給水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【余熱除去設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【非常用炉心冷却設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【化学体積制御設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉補機冷却設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉補機冷却海水設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンの附属設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>19/46</td> </tr> <tr> <td> 【制御材】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【制御棒駆動装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【ほう酸注入機能を有する設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【工学的安全施設等の作動信号】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【制御用空気設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>23/46</td> </tr> <tr> <td> 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>24/46</td> </tr> <tr> <td> 【放射線管理用計測装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【換気設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>30/46</td> </tr> <tr> <td> 【原子炉格納容器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【圧力低減設備その他の安全設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力設備</td> <td>36/46</td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力設備・タービン設備</td> <td>36/46</td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	ページ	原子炉本体	1/46	【炉心】		【原子炉容器】		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/46	【燃料取扱設備】		【使用済燃料貯蔵設備】		【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】		【燃料取替用水設備】		原子炉冷却系統施設	4/46	【一次冷却材の循環設備】		【主蒸気・主給水設備】		【余熱除去設備】		【非常用炉心冷却設備】		【化学体積制御設備】		【原子炉補機冷却設備】		【原子炉補機冷却海水設備】		【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】		【蒸気タービンの附属設備】		計測制御系統施設	19/46	【制御材】		【制御棒駆動装置】		【ほう酸注入機能を有する設備】		【工学的安全施設等の作動信号】		【制御用空気設備】		【その他設備】		放射性廃棄物の廃棄施設	23/46	【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】		放射線管理施設	24/46	【放射線管理用計測装置】		【換気設備】		原子炉格納施設	30/46	【原子炉格納容器】		【圧力低減設備その他の安全設備】		原子力設備	36/46	【その他設備】		原子力設備・タービン設備	36/46	【その他設備】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気タービン</td> <td>37/46</td> </tr> <tr> <td> 【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【復水器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する熱交換器】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【蒸気タービンに附属する管等】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他発電用原子炉の附属施設</td> <td>42/46</td> </tr> <tr> <td> 【非常用発電装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【その他の電源装置】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【常用電源設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【火災防護設備】</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 【浸水防護施設】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木建築設備</td> <td>46/46</td> </tr> <tr> <td>プラント総合</td> <td>46/46</td> </tr> <tr> <td>全般機器</td> <td>46/46</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	ページ	蒸気タービン	37/46	【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】		【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】		【復水器】		【蒸気タービンに附属する熱交換器】		【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】		【蒸気タービンに附属する管等】		【その他設備】		その他発電用原子炉の附属施設	42/46	【非常用発電装置】		【その他の電源装置】		【常用電源設備】		【火災防護設備】		【浸水防護施設】		土木建築設備	46/46	プラント総合	46/46	全般機器	46/46
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉本体	1/45																																																																																																																																																																																																																																		
【炉心】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉容器】																																																																																																																																																																																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/45																																																																																																																																																																																																																																		
【燃料取扱設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【使用済燃料貯蔵設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【燃料取替用水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子炉冷却系統施設	4/45																																																																																																																																																																																																																																		
【一次冷却材の循環設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【主蒸気・主給水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【余熱除去設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【非常用炉心冷却設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【化学体積制御設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉補機冷却設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉補機冷却海水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンの附属設備】																																																																																																																																																																																																																																			
計測制御系統施設	19/45																																																																																																																																																																																																																																		
【制御材】																																																																																																																																																																																																																																			
【制御棒駆動装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【ほう酸注入機能を有する設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【工学的安全施設等の作動信号】																																																																																																																																																																																																																																			
【制御用空気設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	23/45																																																																																																																																																																																																																																		
【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】																																																																																																																																																																																																																																			
放射線管理施設	24/45																																																																																																																																																																																																																																		
【放射線管理用計測装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【換気設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子炉格納施設	30/45																																																																																																																																																																																																																																		
【原子炉格納容器】																																																																																																																																																																																																																																			
【圧力低減設備その他の安全設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子力設備	35/45																																																																																																																																																																																																																																		
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子力設備・タービン設備	35/45																																																																																																																																																																																																																																		
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																																																																																		
蒸気タービン	36/45																																																																																																																																																																																																																																		
【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】																																																																																																																																																																																																																																			
【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】																																																																																																																																																																																																																																			
【復水器】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する熱交換器】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する管等】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
その他発電用原子炉の附属施設	41/45																																																																																																																																																																																																																																		
【非常用発電装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他の電源装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【常用電源設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【火災防護設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【浸水防護施設】																																																																																																																																																																																																																																			
土木建築設備	45/45																																																																																																																																																																																																																																		
プラント総合	45/45																																																																																																																																																																																																																																		
全般機器	45/45																																																																																																																																																																																																																																		
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉本体	1/46																																																																																																																																																																																																																																		
【炉心】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉容器】																																																																																																																																																																																																																																			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/46																																																																																																																																																																																																																																		
【燃料取扱設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【使用済燃料貯蔵設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【燃料取替用水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子炉冷却系統施設	4/46																																																																																																																																																																																																																																		
【一次冷却材の循環設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【主蒸気・主給水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【余熱除去設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【非常用炉心冷却設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【化学体積制御設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉補機冷却設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉補機冷却海水設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンの附属設備】																																																																																																																																																																																																																																			
計測制御系統施設	19/46																																																																																																																																																																																																																																		
【制御材】																																																																																																																																																																																																																																			
【制御棒駆動装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【ほう酸注入機能を有する設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【工学的安全施設等の作動信号】																																																																																																																																																																																																																																			
【制御用空気設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	23/46																																																																																																																																																																																																																																		
【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】																																																																																																																																																																																																																																			
放射線管理施設	24/46																																																																																																																																																																																																																																		
【放射線管理用計測装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【換気設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子炉格納施設	30/46																																																																																																																																																																																																																																		
【原子炉格納容器】																																																																																																																																																																																																																																			
【圧力低減設備その他の安全設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子力設備	36/46																																																																																																																																																																																																																																		
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
原子力設備・タービン設備	36/46																																																																																																																																																																																																																																		
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																																																																																		
蒸気タービン	37/46																																																																																																																																																																																																																																		
【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】																																																																																																																																																																																																																																			
【調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁】																																																																																																																																																																																																																																			
【復水器】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する熱交換器】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【蒸気タービンに附属する管等】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他設備】																																																																																																																																																																																																																																			
その他発電用原子炉の附属施設	42/46																																																																																																																																																																																																																																		
【非常用発電装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【その他の電源装置】																																																																																																																																																																																																																																			
【常用電源設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【火災防護設備】																																																																																																																																																																																																																																			
【浸水防護施設】																																																																																																																																																																																																																																			
土木建築設備	46/46																																																																																																																																																																																																																																		
プラント総合	46/46																																																																																																																																																																																																																																		
全般機器	46/46																																																																																																																																																																																																																																		

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前		変更後		変更理由										
機材又は系統名 【一式名簿中の欄外記載】	実施表 (機材名)	点検及び点検の項目	点検の 片数	先ずべき 又は検査 片数	点検の頻度 (1ヶ月あたり)	前回の実施年月 (定例点検)	検査名	備考 (1ヶ月ごとの 実施計画表参照)						
									1. 点検点検 (点検点検)	高	20回	○	10回	
									2. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									3. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									4. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									5. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									6. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									7. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									8. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									9. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									10. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									11. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									12. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									13. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									14. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									15. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									16. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									17. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									18. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
									19. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回	
20. 点検点検 (点検点検)	高	13回	○	10回										

記載の適正化
(先行での実施がないこと
から、記載を削除)

(5/45)

(5/46)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前	変更後	変更理由																																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="347 279 878 454"> <p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p> </td> <td data-bbox="347 454 878 774"> <p>実施款(標準名) U1 区画管理システム・監視機</p> </td> <td data-bbox="347 774 878 901"> <p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p> </td> <td data-bbox="347 901 878 965"> <p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p> </td> <td data-bbox="347 965 878 1029"> <p>検査方式 目視</p> </td> <td data-bbox="347 1029 878 1093"> <p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="347 1093 878 1157"> <p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="347 1157 878 1300"> <p>検査名 U1 区画管理システム監視機</p> </td> <td data-bbox="347 1300 878 1452"> <p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 454 878 774"> <p>U1 区画管理システム・監視機</p> </td> <td data-bbox="347 774 878 901"> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p> </td> <td data-bbox="347 901 878 965"> <p>年</p> </td> <td data-bbox="347 965 878 1029"> <p>目視</p> </td> <td data-bbox="347 1029 878 1093"> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="347 1093 878 1157"> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="347 1157 878 1300"> <p>U1 区画管理システム監視機</p> </td> <td data-bbox="347 1300 878 1452"> <p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p> </td> </tr> </table>	<p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p>	<p>実施款(標準名) U1 区画管理システム・監視機</p>	<p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p>	<p>検査方式 目視</p>	<p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p>	<p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p>	<p>検査名 U1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>	<p>U1 区画管理システム・監視機</p>	<p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>年</p>	<p>目視</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>U1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 279 1691 454"> <p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p> </td> <td data-bbox="1153 454 1691 774"> <p>実施款(標準名) C1 区画管理システム・監視機</p> </td> <td data-bbox="1153 774 1691 901"> <p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p> </td> <td data-bbox="1153 901 1691 965"> <p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p> </td> <td data-bbox="1153 965 1691 1029"> <p>検査方式 目視</p> </td> <td data-bbox="1153 1029 1691 1093"> <p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="1153 1093 1691 1157"> <p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="1153 1157 1691 1300"> <p>検査名 C1 区画管理システム監視機</p> </td> <td data-bbox="1153 1300 1691 1452"> <p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 454 1691 774"> <p>C1 区画管理システム・監視機</p> </td> <td data-bbox="1153 774 1691 901"> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p> </td> <td data-bbox="1153 901 1691 965"> <p>年</p> </td> <td data-bbox="1153 965 1691 1029"> <p>目視</p> </td> <td data-bbox="1153 1029 1691 1093"> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="1153 1093 1691 1157"> <p>1回</p> </td> <td data-bbox="1153 1157 1691 1300"> <p>C1 区画管理システム監視機</p> </td> <td data-bbox="1153 1300 1691 1452"> <p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p> </td> </tr> </table>	<p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p>	<p>実施款(標準名) C1 区画管理システム・監視機</p>	<p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p>	<p>検査方式 目視</p>	<p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p>	<p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p>	<p>検査名 C1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>	<p>C1 区画管理システム・監視機</p>	<p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>年</p>	<p>目視</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>C1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>	<p>記載の適正化 (先行での実施がないこと から、記載を削除)</p>
<p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p>	<p>実施款(標準名) U1 区画管理システム・監視機</p>	<p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p>	<p>検査方式 目視</p>	<p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p>	<p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p>	<p>検査名 U1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>																												
<p>U1 区画管理システム・監視機</p>	<p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>年</p>	<p>目視</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>U1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>																													
<p>機器又は名称名 【「点検計画表(標準)」参照】</p>	<p>実施款(標準名) C1 区画管理システム・監視機</p>	<p>点検及び点検の項目</p> <p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>検査の 実施頻度</p> <p>年</p>	<p>検査方式 目視</p>	<p>年間の実施 回数</p> <p>1回</p>	<p>前年度実施 回数(前年度)</p> <p>1回</p>	<p>検査名 C1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>																												
<p>C1 区画管理システム・監視機</p>	<p>1. 電源・制御状態 2. 分解点検 (サブユニット) 3. 分解点検 (サブユニット・ケーブル) 4. 分解点検 (ソフトウェア) 5. 分解点検 (ケーブル) 6. 分解点検 (ケーブル) 7. 分解点検 (ケーブル)</p>	<p>年</p>	<p>目視</p>	<p>1回</p>	<p>1回</p>	<p>C1 区画管理システム監視機</p>	<p>備考 () 対応する 規定(標準)参照</p>																													

(6/45)

(6/46)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更。
(備考欄に関連事項の追記)

(10/46)

機器又は設備名	名称(機器名)	点検及び修繕の項目	点検の 回数	点検の 日次	点検の 年度	点検の 回数	点検の 日次	点検の 年度	備考
電力設備 【高圧配電設備】	変圧器(機器名) 1.変圧器 2.変圧器 3.変圧器 4.変圧器 5.変圧器 6.変圧器 7.変圧器 8.変圧器 9.変圧器 10.変圧器 11.変圧器 12.変圧器 13.変圧器	変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器		

変更前

機器又は設備名	名称(機器名)	点検及び修繕の項目	点検の 回数	点検の 日次	点検の 年度	点検の 回数	点検の 日次	点検の 年度	備考
電力設備 【高圧配電設備】	変圧器(機器名) 1.変圧器 2.変圧器 3.変圧器 4.変圧器 5.変圧器 6.変圧器 7.変圧器 8.変圧器 9.変圧器 10.変圧器 11.変圧器 12.変圧器 13.変圧器	変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器
		変圧器(機器名)	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器

(10/45)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前				変更後				変更理由
<p>設備又は名称名</p> <p>【設備名】</p> <p>【名称変更】</p>	<p>実施数 (年度別)</p> <p>1. 年度別実施数</p> <p>2. 実施年度</p> <p>3. 実施回数</p> <p>4. 実施時期</p> <p>5. 実施場所</p> <p>6. 実施担当者</p> <p>7. 実施内容</p> <p>8. 実施結果</p> <p>9. 実施費用</p> <p>10. 実施効果</p>	<p>点検及び点検の年月日</p> <p>1. 点検年月日</p> <p>2. 点検回数</p> <p>3. 点検時期</p> <p>4. 点検場所</p> <p>5. 点検担当者</p> <p>6. 点検内容</p> <p>7. 点検結果</p> <p>8. 点検費用</p> <p>9. 点検効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>備考 () 内は、別紙「点検計画」に記載 の事項を指す。</p>	
								<p>実施年度 (年度別)</p> <p>1. 年度別実施数</p> <p>2. 実施年度</p> <p>3. 実施回数</p> <p>4. 実施時期</p> <p>5. 実施場所</p> <p>6. 実施担当者</p> <p>7. 実施内容</p> <p>8. 実施結果</p> <p>9. 実施費用</p> <p>10. 実施効果</p>
<p>設備又は名称名</p> <p>【設備名】</p> <p>【名称変更】</p>	<p>実施数 (年度別)</p> <p>1. 年度別実施数</p> <p>2. 実施年度</p> <p>3. 実施回数</p> <p>4. 実施時期</p> <p>5. 実施場所</p> <p>6. 実施担当者</p> <p>7. 実施内容</p> <p>8. 実施結果</p> <p>9. 実施費用</p> <p>10. 実施効果</p>	<p>点検及び点検の年月日</p> <p>1. 点検年月日</p> <p>2. 点検回数</p> <p>3. 点検時期</p> <p>4. 点検場所</p> <p>5. 点検担当者</p> <p>6. 点検内容</p> <p>7. 点検結果</p> <p>8. 点検費用</p> <p>9. 点検効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>備考 () 内は、別紙「点検計画」に記載 の事項を指す。</p>	
<p>設備又は名称名</p> <p>【設備名】</p> <p>【名称変更】</p>	<p>実施数 (年度別)</p> <p>1. 年度別実施数</p> <p>2. 実施年度</p> <p>3. 実施回数</p> <p>4. 実施時期</p> <p>5. 実施場所</p> <p>6. 実施担当者</p> <p>7. 実施内容</p> <p>8. 実施結果</p> <p>9. 実施費用</p> <p>10. 実施効果</p>	<p>点検及び点検の年月日</p> <p>1. 点検年月日</p> <p>2. 点検回数</p> <p>3. 点検時期</p> <p>4. 点検場所</p> <p>5. 点検担当者</p> <p>6. 点検内容</p> <p>7. 点検結果</p> <p>8. 点検費用</p> <p>9. 点検効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>点検の 実施年度</p> <p>1. 実施年度</p> <p>2. 実施回数</p> <p>3. 実施時期</p> <p>4. 実施場所</p> <p>5. 実施担当者</p> <p>6. 実施内容</p> <p>7. 実施結果</p> <p>8. 実施費用</p> <p>9. 実施効果</p>	<p>備考 () 内は、別紙「点検計画」に記載 の事項を指す。</p>	

① 保全の有効性評価結果に伴う作業項目の追加。(備考欄に関連事項の追加)

② 記載の適正化 (保全重要度が「低」であることから「高」→「低」に変更)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前		変更後		変更理由													
<p>電線又は系統名</p> <p>変圧器管理用電線 [変圧器用]</p>	<p>実施区(施設名)</p> <p>A変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p>	<p>点検すべき設備の項目</p> <p>1. 絶縁・接地状態</p> <p>2. 分岐点</p> <p>3. 分岐点</p> <p>4. 分岐点</p> <p>5. 分岐点</p> <p>6. 分岐点</p> <p>7. 分岐点</p> <p>8. 分岐点</p> <p>9. 分岐点</p> <p>10. 分岐点</p> <p>11. 分岐点</p> <p>12. 分岐点</p> <p>13. 分岐点</p> <p>14. 分岐点</p> <p>15. 分岐点</p>	<p>保全の 重要度</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p>	<p>検査予定 の日付</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p>	<p>今日の点検 計画</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>作業実施日 (定例点検)</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p>	<p>実施区</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p>	<p>備考 ()内は適用する 設備の種類</p> <p>W (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p>									
									変更前		変更後		変更理由				
									<p>電線又は系統名</p> <p>変圧器管理用電線 [変圧器用]</p>	<p>実施区(施設名)</p> <p>A変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>A甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p> <p>B甲変圧器管理用電線(変圧器用)・電線機</p>	<p>点検すべき設備の項目</p> <p>1. 絶縁・接地状態</p> <p>2. 分岐点</p> <p>3. 分岐点</p> <p>4. 分岐点</p> <p>5. 分岐点</p> <p>6. 分岐点</p> <p>7. 分岐点</p> <p>8. 分岐点</p> <p>9. 分岐点</p> <p>10. 分岐点</p> <p>11. 分岐点</p> <p>12. 分岐点</p> <p>13. 分岐点</p> <p>14. 分岐点</p> <p>15. 分岐点</p>	<p>保全の 重要度</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p> <p>高</p> <p>中</p> <p>低</p>	<p>検査予定 の日付</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p>	<p>今日の点検 計画</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>作業実施日 (定例点検)</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p> <p>15日</p>	<p>実施区</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p> <p>1変圧器管理用電線機</p>	<p>備考 ()内は適用する 設備の種類</p> <p>W (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p> <p>M (電線機) 駆動部: 2</p>

保全の有効性評価結果に伴う作業項目の追加。
(備考欄に関連事項の追記)

(27/46)

(27/45)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更前

電力設備・タービン設備 【その他設備】	種別又は名称	実態値 (観測年)	点検及び試験の項目	種別の 重要度	過去1年 最大許容 値	今日の許容 範囲	同日点検回数 (観測回数)	種別名	備考 (○) 10日以内で行う (△) 10日を超えて行う 【別紙-1】
①	電力設備 【その他設備】	タービン機組 (使用月平均発電量)	1. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	2. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	3. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	4. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	5. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	6. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	7. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	8. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	9. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	10. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	11. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	12. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	13. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	14. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	15. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】

(35/45)

変更後

電力設備・タービン設備 【その他設備】	種別又は名称	実態値 (観測年)	点検及び試験の項目	種別の 重要度	過去1年 最大許容 値	今日の許容 範囲	同日点検回数 (観測回数)	種別名	備考 (○) 10日以内で行う (△) 10日を超えて行う 【別紙-1】
①	電力設備 【その他設備】	タービン機組 (使用月平均発電量)	1. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	2. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	3. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	4. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	5. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	6. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	7. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	8. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	9. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	10. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	11. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	12. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	13. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	14. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】
		タービン機組 (使用月平均発電量)	15. 発電機出力	高	100%	100%	1回	タービン機組 (使用月平均発電量)	(○) 10日以内で行う 【別紙-1】

(36/46)

変更理由

① NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技第1906051号)に基づき検査を追加。

② 記載の適正化 (一部先行での点検の実施が有り得ることから、記載を追加)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別紙 点検計画)

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う保全頻度の変更。
(備考欄に関連事項の追記)

変更後

機器又は装置名		当該点検の項目			検査の 頻度	検査の 実施日	今年度の検査 計画	今年度の検査 実績	今年度の検査 計画と実績との 差異	検査の 実施頻度	検査の 実施日	検査 の有効性
主電源用コンバータ	1. 主電源用コンバータ	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	2. 冷却ファン	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
電源用コンバータ・電動機	1. 電源用コンバータ	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	2. 電動機	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	3. 冷却ファン	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常

変更前

機器又は装置名		当該点検の項目			検査の 頻度	検査の 実施日	今年度の検査 計画	今年度の検査 実績	今年度の検査 計画と実績との 差異	検査の 実施頻度	検査の 実施日	検査 の有効性
主電源用コンバータ	1. 主電源用コンバータ	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	2. 冷却ファン	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
電源用コンバータ・電動機	1. 電源用コンバータ	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	2. 電動機	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常
	3. 冷却ファン	1. 動作確認	2. 異常検出機能	3. 冷却ファン	高	毎月	○	○	—	毎月	2次電源用コンバータ機能正常	() 内点検する 項目が正常

(40/45)

(41/46)

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査時の安全管理の計画)

変更前		変更後		変更理由
<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>大飯1, 2号機廃止措置に伴う保安規定改正の反映。</p>
<p>変更前</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>変更後</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>大飯1, 2号機廃止措置に伴う保安規定改正の反映。</p>
<p>変更前</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>変更後</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>定期事業者検査時の安全管理の計画 (4/25)</p>		<p>大飯1, 2号機廃止措置に伴う保安規定改正の反映。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査時の安全管理の計画)

変更前		変更後		変更理由
<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>(15/25)</p>				
<p>変更理由</p> <p>平成29年10月、柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見の保安規定改正の反映。</p>				
<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>(15/25)</p>				
<p>主要工程</p> <p>本作業の主な作業工程</p>				
項目	保安規定本文	要求モード	変更内容	影響範囲
RCS水位	保安規定本文	要求モード	変更内容	影響範囲
			変更内容	影響範囲
<p>施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p>(19/25)</p>				
<p>主要工程</p> <p>本作業の主な作業工程</p>				
項目	保安規定本文	要求モード	変更内容	影響範囲
RCS水位	保安規定本文	要求モード	変更内容	影響範囲
			変更内容	影響範囲

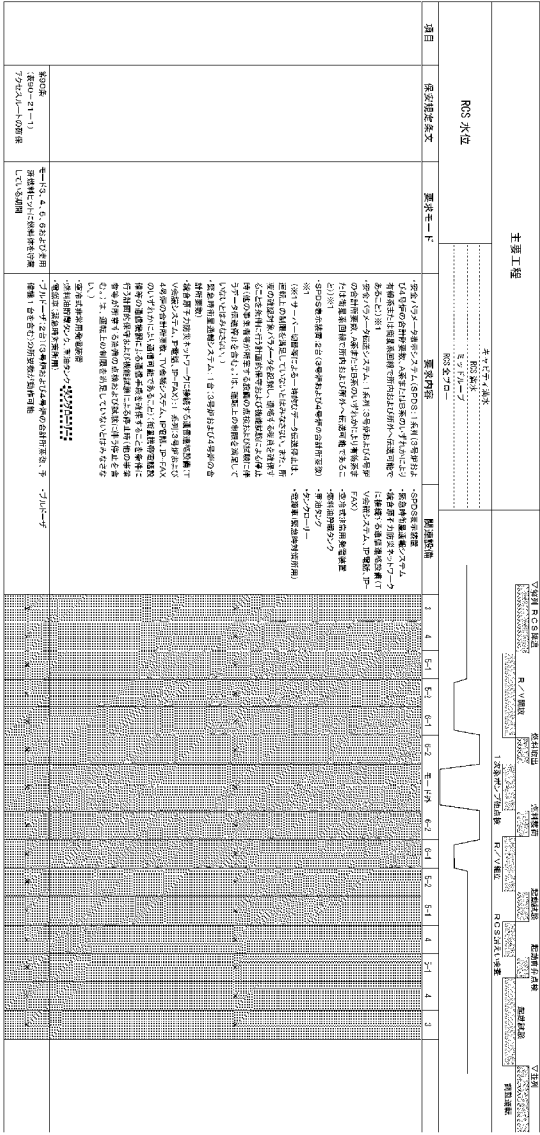
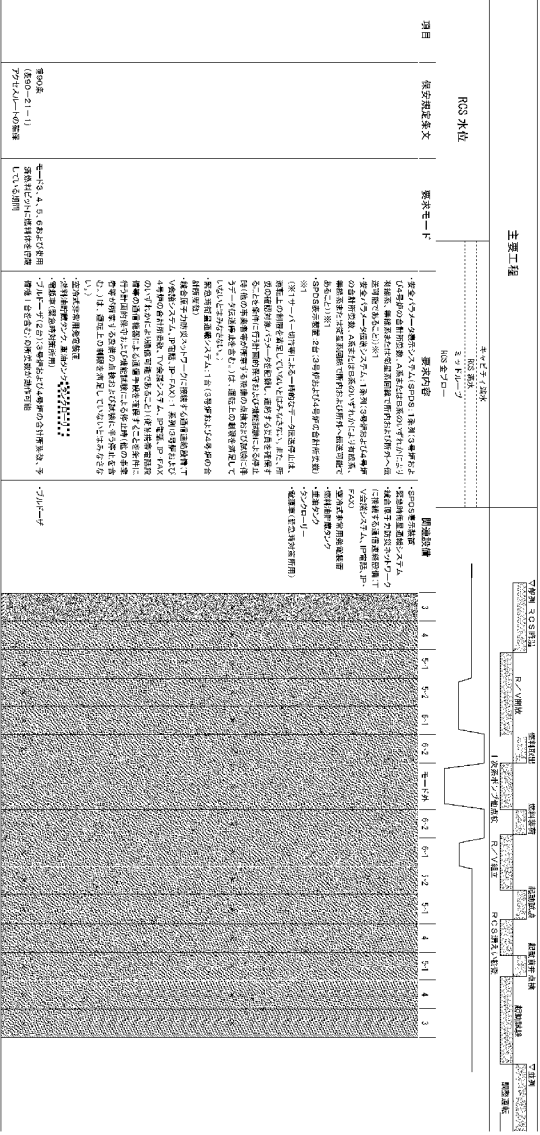
施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査時の安全管理の計画)

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p style="text-align: right;">(23/25)</p> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">⑦</p> <p style="text-align: center;">⑧</p> <p style="text-align: center;">⑨</p> <p style="text-align: center;">⑩</p> <p style="text-align: center;">⑪</p> <p style="text-align: center;">⑫</p> <p style="text-align: center;">⑬</p> <p style="text-align: center;">⑭</p> <p style="text-align: center;">⑮</p> <p style="text-align: center;">⑯</p> <p style="text-align: center;">⑰</p> <p style="text-align: center;">⑱</p> <p style="text-align: center;">⑲</p> <p style="text-align: center;">⑳</p> <p style="text-align: center;">㉑</p> <p style="text-align: center;">㉒</p> <p style="text-align: center;">㉓</p> <p style="text-align: center;">㉔</p> <p style="text-align: center;">㉕</p> <p style="text-align: center;">㉖</p> <p style="text-align: center;">㉗</p> <p style="text-align: center;">㉘</p> <p style="text-align: center;">㉙</p> <p style="text-align: center;">㉚</p> <p style="text-align: center;">㉛</p> <p style="text-align: center;">㉜</p> <p style="text-align: center;">㉝</p> <p style="text-align: center;">㉞</p> <p style="text-align: center;">㉟</p> <p style="text-align: center;">㊱</p> <p style="text-align: center;">㊲</p> <p style="text-align: center;">㊳</p> <p style="text-align: center;">㊴</p> <p style="text-align: center;">㊵</p> <p style="text-align: center;">㊶</p> <p style="text-align: center;">㊷</p> <p style="text-align: center;">㊸</p> <p style="text-align: center;">㊹</p> <p style="text-align: center;">㊺</p> <p style="text-align: center;">㊻</p> <p style="text-align: center;">㊼</p> <p style="text-align: center;">㊽</p> <p style="text-align: center;">㊾</p> <p style="text-align: center;">㊿</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">7</p> <p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">10</p> <p style="text-align: center;">11</p> <p style="text-align: center;">12</p> <p style="text-align: center;">13</p> <p style="text-align: center;">14</p> <p style="text-align: center;">15</p> <p style="text-align: center;">16</p> <p style="text-align: center;">17</p> <p style="text-align: center;">18</p> <p style="text-align: center;">19</p> <p style="text-align: center;">20</p> <p style="text-align: center;">21</p> <p style="text-align: center;">22</p> <p style="text-align: center;">23</p> <p style="text-align: center;">24</p> <p style="text-align: center;">25</p> <p style="text-align: center;">26</p> <p style="text-align: center;">27</p> <p style="text-align: center;">28</p> <p style="text-align: center;">29</p> <p style="text-align: center;">30</p> <p style="text-align: center;">31</p> <p style="text-align: center;">32</p> <p style="text-align: center;">33</p> <p style="text-align: center;">34</p> <p style="text-align: center;">35</p> <p style="text-align: center;">36</p> <p style="text-align: center;">37</p> <p style="text-align: center;">38</p> <p style="text-align: center;">39</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">41</p> <p style="text-align: center;">42</p> <p style="text-align: center;">43</p> <p style="text-align: center;">44</p> <p style="text-align: center;">45</p> <p style="text-align: center;">46</p> <p style="text-align: center;">47</p> <p style="text-align: center;">48</p> <p style="text-align: center;">49</p> <p style="text-align: center;">50</p> <p style="text-align: center;">51</p> <p style="text-align: center;">52</p> <p style="text-align: center;">53</p> <p style="text-align: center;">54</p> <p style="text-align: center;">55</p> <p style="text-align: center;">56</p> <p style="text-align: center;">57</p> <p style="text-align: center;">58</p> <p style="text-align: center;">59</p> <p style="text-align: center;">60</p> <p style="text-align: center;">61</p> <p style="text-align: center;">62</p> <p style="text-align: center;">63</p> <p style="text-align: center;">64</p> <p style="text-align: center;">65</p> <p style="text-align: center;">66</p> <p style="text-align: center;">67</p> <p style="text-align: center;">68</p> <p style="text-align: center;">69</p> <p style="text-align: center;">70</p> <p style="text-align: center;">71</p> <p style="text-align: center;">72</p> <p style="text-align: center;">73</p> <p style="text-align: center;">74</p> <p style="text-align: center;">75</p> <p style="text-align: center;">76</p> <p style="text-align: center;">77</p> <p style="text-align: center;">78</p> <p style="text-align: center;">79</p> <p style="text-align: center;">80</p> <p style="text-align: center;">81</p> <p style="text-align: center;">82</p> <p style="text-align: center;">83</p> <p style="text-align: center;">84</p> <p style="text-align: center;">85</p> <p style="text-align: center;">86</p> <p style="text-align: center;">87</p> <p style="text-align: center;">88</p> <p style="text-align: center;">89</p> <p style="text-align: center;">90</p> <p style="text-align: center;">91</p> <p style="text-align: center;">92</p> <p style="text-align: center;">93</p> <p style="text-align: center;">94</p> <p style="text-align: center;">95</p> <p style="text-align: center;">96</p> <p style="text-align: center;">97</p> <p style="text-align: center;">98</p> <p style="text-align: center;">99</p> <p style="text-align: center;">100</p>	<p style="text-align: center;">施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p style="text-align: right;">(23/25)</p> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">⑦</p> <p style="text-align: center;">⑧</p> <p style="text-align: center;">⑨</p> <p style="text-align: center;">⑩</p> <p style="text-align: center;">⑪</p> <p style="text-align: center;">⑫</p> <p style="text-align: center;">⑬</p> <p style="text-align: center;">⑭</p> <p style="text-align: center;">⑮</p> <p style="text-align: center;">⑯</p> <p style="text-align: center;">⑰</p> <p style="text-align: center;">⑱</p> <p style="text-align: center;">⑲</p> <p style="text-align: center;">⑳</p> <p style="text-align: center;">㉑</p> <p style="text-align: center;">㉒</p> <p style="text-align: center;">㉓</p> <p style="text-align: center;">㉔</p> <p style="text-align: center;">㉕</p> <p style="text-align: center;">㉖</p> <p style="text-align: center;">㉗</p> <p style="text-align: center;">㉘</p> <p style="text-align: center;">㉙</p> <p style="text-align: center;">㉚</p> <p style="text-align: center;">㉛</p> <p style="text-align: center;">㉜</p> <p style="text-align: center;">㉝</p> <p style="text-align: center;">㉞</p> <p style="text-align: center;">㉟</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">7</p> <p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">9</p> <p style="text-align: center;">10</p> <p style="text-align: center;">11</p> <p style="text-align: center;">12</p> <p style="text-align: center;">13</p> <p style="text-align: center;">14</p> <p style="text-align: center;">15</p> <p style="text-align: center;">16</p> <p style="text-align: center;">17</p> <p style="text-align: center;">18</p> <p style="text-align: center;">19</p> <p style="text-align: center;">20</p> <p style="text-align: center;">21</p> <p style="text-align: center;">22</p> <p style="text-align: center;">23</p> <p style="text-align: center;">24</p> <p style="text-align: center;">25</p> <p style="text-align: center;">26</p> <p style="text-align: center;">27</p> <p style="text-align: center;">28</p> <p style="text-align: center;">29</p> <p style="text-align: center;">30</p> <p style="text-align: center;">31</p> <p style="text-align: center;">32</p> <p style="text-align: center;">33</p> <p style="text-align: center;">34</p> <p style="text-align: center;">35</p> <p style="text-align: center;">36</p> <p style="text-align: center;">37</p> <p style="text-align: center;">38</p> <p style="text-align: center;">39</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">41</p> <p style="text-align: center;">42</p> <p style="text-align: center;">43</p> <p style="text-align: center;">44</p> <p style="text-align: center;">45</p> <p style="text-align: center;">46</p> <p style="text-align: center;">47</p> <p style="text-align: center;">48</p> <p style="text-align: center;">49</p> <p style="text-align: center;">50</p> <p style="text-align: center;">51</p> <p style="text-align: center;">52</p> <p style="text-align: center;">53</p> <p style="text-align: center;">54</p> <p style="text-align: center;">55</p> <p style="text-align: center;">56</p> <p style="text-align: center;">57</p> <p style="text-align: center;">58</p> <p style="text-align: center;">59</p> <p style="text-align: center;">60</p> <p style="text-align: center;">61</p> <p style="text-align: center;">62</p> <p style="text-align: center;">63</p> <p style="text-align: center;">64</p> <p style="text-align: center;">65</p> <p style="text-align: center;">66</p> <p style="text-align: center;">67</p> <p style="text-align: center;">68</p> <p style="text-align: center;">69</p> <p style="text-align: center;">70</p> <p style="text-align: center;">71</p> <p style="text-align: center;">72</p> <p style="text-align: center;">73</p> <p style="text-align: center;">74</p> <p style="text-align: center;">75</p> <p style="text-align: center;">76</p> <p style="text-align: center;">77</p> <p style="text-align: center;">78</p> <p style="text-align: center;">79</p> <p style="text-align: center;">80</p> <p style="text-align: center;">81</p> <p style="text-align: center;">82</p> <p style="text-align: center;">83</p> <p style="text-align: center;">84</p> <p style="text-align: center;">85</p> <p style="text-align: center;">86</p> <p style="text-align: center;">87</p> <p style="text-align: center;">88</p> <p style="text-align: center;">89</p> <p style="text-align: center;">90</p> <p style="text-align: center;">91</p> <p style="text-align: center;">92</p> <p style="text-align: center;">93</p> <p style="text-align: center;">94</p> <p style="text-align: center;">95</p> <p style="text-align: center;">96</p> <p style="text-align: center;">97</p> <p style="text-align: center;">98</p> <p style="text-align: center;">99</p> <p style="text-align: center;">100</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>① 平成29年10月、柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見の保安規定改正の反映。</p> <p>② 平成29年10月、柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見の保安規定改正の反映による次頁への移動。 (変更後は次頁①に記載)</p> <p>③ 3、4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う、監視測定装置の所要数の変更及び予備に係る記載の削除。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査時の安全管理の計画)

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">施設定期検査時の安全管理の計画</p> <p style="text-align: right;">(24/25)</p>	<p style="text-align: center;">定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p style="text-align: right;">(24/25)</p>	<p>変更理由</p> <p>① 平成29年10月、柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の発電用原子炉設置変更許可に係る適合性審査の過程において得られた技術的知見の保安規定改正の反映による前頁からの移動。 (変更前は前頁②に記載)</p> <p>② 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴い、設備名称の変更及び設備数の変更等。 (・「緊急時対策所可搬型空気浄化ファン」→「緊急時対策所非常用空気浄化ファン」、「緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット」→「緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット」、「緊急時対策所(指揮所および待機所)」→「緊急時対策所」) (・「可搬式モニタリングポスト」の削除 ・設備数の変更)</p>

施設管理の実施に関する計画の変更 (別図 定期事業者検査時の安全管理の計画)

変更理由	変更後	変更前
<p>記載の適正化 (「タンクローリ」→「タンクローリー」)</p>	<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>(25/25)</p> 	<p>定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>(25/25)</p> 
	<p>※ 本計画は、安全管理の方法の基方針を示すものであり、詳細については、実施規定を参照してください。また、作業工場の実況が圧し図において、実施規定の遵守を徹底し、安全管理に努めるものとする。</p>	<p>※ 本計画は、安全管理の方法の基方針を示すものであり、詳細については、実施規定を参照してください。また、作業工場の実況が圧し図において、実施規定の遵守を徹底し、安全管理に努めるものとする。</p>

施設管理の実施に関する計画の変更（計画期間中における点検の実施状況等）

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="757 384 880 408">参考資料-1</p> <p data-bbox="293 544 810 568">計画期間中における点検の実施状況等</p>	<p data-bbox="1122 539 1621 579"><別紙：点検計画に統合></p>	<p data-bbox="1794 292 2038 416">「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(令和二年四月一日施行)」他の改正に伴い、書類構成を変更。</p> <ul data-bbox="1794 421 2038 520" style="list-style-type: none">・「参考-1：計画期間中における点検の実施状況」を「別紙：点検計画（第17保全サイクル）」に統合。

施設管理の実施に関する計画の変更（保全に関する実施体制）

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="772 411 907 438">参考資料- 2</p> <p data-bbox="320 587 772 619">保 全 に 関 す る 実 施 体 制</p>	<p data-bbox="1288 587 1489 630">< 削 除 ></p>	<p data-bbox="1809 288 2045 416">「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（令和二年四月一日施行）」他の改正に伴い、書類構成を変更。</p> <ul data-bbox="1809 419 2045 467" style="list-style-type: none">・「参考資料- 2：保全に関する実施体制」を削除。

施設管理の実施に関する計画の変更（保全に関する実施体制）

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">保全に関する実施体制</p> <p>1. 大飯発電所の保守管理体制 大飯発電所第4号機の第16保全サイクルにおける保守管理体制を下図に示す。</p>	<p>< 削 除 ></p>	<p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(令和二年四月一日施行)」他の改正に伴い、書類構成を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「参考資料-2：保全に関する実施体制」を削除。

定期事業者検査の判定方法の変更の
変更前後表

定期事業者検査の判定方法の変更

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 定期事業者検査の判定方法</p> <p>(1) 定期事業者検査の実施における考え方</p> <p>定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。</p> <p>また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。</p> <p>① 表-1の①、②の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。(添付書類三 別紙 参照)</p> <p>定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月※(施設①)①定期検査終了からの期間)である。</p> <p>※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、施設定期検査を受けべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。</p> <p>なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。</p> <p>また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を(2)に示す。</p> <p>(2) 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について</p> <p>定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。</p> <p>○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月(施設定期検査終了からの期間)以上を一定の期間として判定に考慮する検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器全体漏えい率検査 ・原子炉格納容器局部漏えい率検査 ・クラス1機器供用期間中検査 ・クラス2機器供用期間中検査 ・重大事故等クラス2機器供用期間中検査 ・クラス3機器供用期間中検査 ・重大事故等クラス3機器供用期間中検査 ・蒸気タービン開放検査 ・炉内計装用シンプルチューブ体積検査 ・2次系配管検査 ② 制御棒クラスタ検査 ・供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査 ・1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 	<p>1. 定期事業者検査の判定方法</p> <p>(1) 定期事業者検査の実施における考え方</p> <p>定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。</p> <p>また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。</p> <p>① 表-1の①の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。(添付書類三 別紙 参照)</p> <p>定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月※(定期①)①事業者検査終了からの期間)である。</p> <p>※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を実施すべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。</p> <p>なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。</p> <p>また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を(2)に示す。</p> <p>(2) 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について</p> <p>定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。</p> <p>○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月(定期事業者検査終了からの期間)以上を一定の期間として判定に考慮する検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器全体漏えい率検査 ・原子炉格納容器局部漏えい率検査 ・クラス1機器供用期間中検査 ・クラス2機器供用期間中検査 ・重大事故等クラス2機器供用期間中検査 ・クラス3機器供用期間中検査 ・重大事故等クラス3機器供用期間中検査 ・蒸気タービン開放検査 ・炉内計装用シンプルチューブ体積検査 ・2次系配管検査 ② 制御棒クラスタ検査 ・供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査 ・1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査 	<p>① 法改正に伴い、記載を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設定期検査→定期事業者検査」以降同変更 <p>② 制御棒クラスタ検査のうち劣化を定量的に評価し判定する「制御棒クラスタ先端部被覆管摩耗量測定」については、使用年数による取替えの代替処置としてのものであり、技術基準への適合確認ではないことから削除した。</p>

定期事業者検査の判定方法の変更

変更前	変更後	変更理由																																																									
<p style="text-align: center;">表-1 検査の方法の考え方について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%; border: 1px dashed black;"> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5.6条 </td> <td style="width: 70%; text-align: center;">検査の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分解検査及び開放検査</td> <td>機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非破壊検査</td> <td>一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2008)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漏えい(率)検査</td> <td>系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率[※]を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特性検査</td> <td>電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定^{※※}、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能・性能検査</td> <td>系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合性能検査</td> <td>各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="border: 1px dashed black;"> 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="border: 1px dashed black;"> 各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を伴った状態で確認するために十分な方法 </td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p>※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p style="margin-top: 10px;">上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画(添付書類三 別紙)のとおり。</p> <p>なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。</p>	①	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5.6条	検査の方法		分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。		外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。		非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2008)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。		漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [※] を確認する。		特性検査	電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定 ^{※※} 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。		機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。		総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。	②	試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法		③	各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を伴った状態で確認するために十分な方法		<p style="text-align: center;">表-1 検査の方法の考え方について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%; border: 1px dashed black;"> 定期事業者検査 </td> <td style="width: 70%; text-align: center;">検査の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分解検査及び開放検査</td> <td>機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非破壊検査</td> <td>一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2012/2013 追補/2014 追補)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漏えい(率)検査</td> <td>系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率[※]を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特性検査</td> <td>電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定^{※※}、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能・性能検査</td> <td>系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合性能検査</td> <td>各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="border: 1px dashed black;"> 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 </td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p>※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。</p> <p style="margin-top: 10px;">上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画(添付書類三 別紙)のとおり。</p> <p>なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。</p>	①	定期事業者検査	検査の方法		分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。		外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。		非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2012/2013 追補/2014 追補)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。		漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [※] を確認する。		特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※※} 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。		機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。		総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。	②	試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法		<p>① 法改正に伴い、記載を変更。</p> <p>② 適用維持規格の変更 (2008→2012/2013 追補 / 2014 追補)</p>
①	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5.6条	検査の方法																																																									
	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。																																																									
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。																																																									
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2008)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。																																																									
	漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [※] を確認する。																																																									
	特性検査	電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定 ^{※※} 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。																																																									
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。																																																									
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。																																																									
②	試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法																																																										
③	各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を伴った状態で確認するために十分な方法																																																										
①	定期事業者検査	検査の方法																																																									
	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。																																																									
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の有無を目視等により確認する。																																																									
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2012/2013 追補/2014 追補)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。																																																									
	漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [※] を確認する。																																																									
	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※※} 、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。																																																									
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。																																																									
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。																																																									
②	試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法																																																										

添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

目 次

1. 保全の有効性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

別紙－1：大飯発電所 第4号機 保全の有効性評価結果について

別紙－2：保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

参 考：保全活動管理指標監視結果

1. 保全の有効性評価の結果

これまでの保全計画で得られた情報をもとに継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

前保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については別紙－1のとおり。

また、これら評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは別紙－2のとおり。

大飯発電所 第4号機
保全の有効性評価結果について

大飯発電所 第4号機 保全の有効性評価結果について

大飯発電所 保修業務所則に基づき、有効性評価を実施。

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2019/4/1 ～ 2020/6/30	すべての指標で目標値を満足していることから、保全は有効に機能している。 評価期間中、以下の4件の事象が発生したが、目標値を満足している。 ①3号機第17回定検時の換気空調設備(中央制御室非常用循環系)の点検 ②4号機第16回定検時におけるA使用済燃料ピット温度(AM用)の点検 ③4号機第16回定検時における原子炉下部キャビティ水位の点検 ④4号機第16回定検時におけるB使用済燃料ピット温度(AM用)の点検 いずれも、保安規定94条に基づく点検であり、機器の故障ではなく、すべての指標で目標値を満足していることから、保全は有効に機能している。
	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの		
b. 保全データ推移及び経年劣化の長期的傾向監視の実績	③点検手入力前データ、状態監視データ	2019/3/1 ～ 2020/6/30	【点検手入力前データ】 大飯4号機第16回定検等に採取した手入力前データを評価した結果、「非常に良い」3件、「悪い」3件があったが、機能・性能や監視に影響を与えるものではなく適切に処置されていることを確認した。
	④系統及び機器運転データ	2019/4/1 ～ 2020/6/30	【状態監視データ】 振動診断、赤外線診断、潤滑油診断について実施した結果、保全へ反映するものはなかった。
	⑤経年劣化の長期的傾向監視の実績	2019/3/1 ～ 2020/6/30	サーバーバランスおよび定期事業者検査の結果、保全へ反映する事項はなかった。 大飯4号機第16回定検における工事総括報告書、2次系配管点検データおよびM35の傾向監視機能を用い確認した結果、有意な傾向が認められなかったことから保全へ反映するものはなかった。
c. トラブルなど運転経験	⑥当該プラントのトラブル及び不適合	2019/3/1 ～ 2020/6/30	対象期間中の不具合懸案、不適合処理・是正処置表において、改訂が必要な保全指針数は16指針あった。保全指針改訂済み9件、設備更新後保全指針改訂予定7件であり、適切に処理されていることを確認した。
d. 高経年化技術評価及び定期安全レビューの結果	⑦当該プラントの高経年化技術評価及び定期安全レビュー	2019/3/1 ～ 2020/6/30	4号機PLM未実施の為、対象外。 大飯発電所では新規制により、PSRIに代わり、安全性向上評価を実施しており、2020年4月に実施した安全性向上評価の結果、2020年度、4-17定検時で計画がなされていることを確認した。
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	⑧社内他プラントの不適合情報	2019/3/1 ～ 2020/6/30	対象期間中に発行された予防処置情報は49件あった。その内、保全指針の内容変更が必要なもの3件確認されたが、適切に処置されていることを確認した。その評価として保全へ反映するものはなかった。
	⑨国内情報(NUCIA情報)		
	⑩海外情報		
	⑪NRA文書		
f. リスク情報、科学的知見	⑫リスク情報	2019/3/1 ～ 2020/6/30	SA設備を反映したPRA評価の結果、リスク情報に変更となり、保全活動管理指標及び系統機能整理表の一部を改正した。保全重要度が変更になった機器については、保全指針が運用されており、保全指針等を修正する必要がないことを確認した。 対象期間中に発行された上位機関指示事項のうち研究結果などの新技術情報による保全指針に反映するものはなかった。
	⑬電力共同研究・技術開発		
g. その他	⑭その他自主的な取り組み	2019/3/1 ～ 2020/6/30	日常的な評価により、保全計画へ反映したものについて内容を確認した結果、妥当であることを確認した。

大飯発電所 第4号機 保全の有効性評価結果について

大飯発電所 土木建築業務所則に基づき、有効性評価を実施。

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2019/4/1 ～ 2020/6/30	すべての指標で目標値を満足していることから、保全は有効に機能していると評価した。
	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの		土木建築業務について予防可能故障回数のカウントはなく、保全は有効に機能していると評価した。
b. 保全データ推移及び経年劣化の長期的傾向監視の実績	③点検手入れ前データ、状態監視データ	2019/3/1 ～ 2020/6/30	【点検手入れ前データ】 該当なし
			【状態監視データ】 該当なし
	④系統および機器運転データ	2019/4/1 ～ 2020/6/30	該当なし
	⑤経年劣化の長期的傾向監視の実績	2019/3/1 ～ 2020/6/30	土木建築設備の点検を実施した結果、機能維持に影響を及ぼす不具合は発生しておらず、現状の保全方法の改善に反映する点は見られなかったため、保全は有効に機能している。また、機能を維持しているが計画的に改修が必要なものは、次年度以降の工事件名で改修を行う計画とした。 また、本有効性評価の対象期間外ではあるが、2020/8/3～8/31で3号PCCVISIを実施しており、緊張力低下等の不具合はなく、11月から実施予定の4号ISIへの反映事項はなかった。
c. トラブルなど運転経験	⑥当該プラントのトラブルおよび不適合	2019/3/1 ～ 2020/6/30	所則等への反映事項はなかった。保全は有効に機能している。
d. 高経年化技術評価および定期安全レビューの結果	⑦当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー	2019/3/1 ～ 2020/6/30	3号機PLM未実施の為、対象外
e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	⑧社内他プラントの不適合情報	2019/3/1 ～ 2020/6/30	該当なし
	⑨国内情報 (NUCIA情報)		
	⑩海外情報		
	⑪NRA文書		
f. リスク情報、科学的知見	⑫リスク情報	2019/3/1 ～ 2020/6/30	該当なし
	⑬電力共同研究・技術開発		対象期間中に発行された上位機関指示事項のうち土木建築に関する研究結果などの新技術情報によるものはなかったため保全へ反映するものはない。

保全の有効性評価の結果等により
保全へ反映した事項

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全活動管理指標への反映内容			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前	変更後	インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	
	なし							

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類と対応

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		インプット情報の項目※					
		項目	変更前						
1	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却設備] A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機 B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機 C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機 D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	分解点検 (電動機)	91M	104M	⑭	保全高度化の取り組み(他サイト同種機器とのベンチマーク等)の反映として、全閉型解放軸受モータの分解点検周期を変更する。	原子力事業本部大での設備担当者検討会(モータ関連)において、他発電所での点検状況や大飯での運転状況も踏まえた検討から、周期延長を実施した。(方針「保全高度化の取り組みに係る検討結果と今後の対応について(原発電第17号)」) 同型(全閉型)、同環境である高浜3,4号の点検実績(8F(104M))を基に、過去の不具合等もなく、1Fの絶縁抵抗測定にて確認が可能であることから周期延長を実施した。	①、④	1次系ポンプ機能検査
2	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] A原子炉補機冷却海水ポンプ・電動機 B原子炉補機冷却海水ポンプ・電動機 C原子炉補機冷却海水ポンプ・電動機 D原子炉補機冷却海水ポンプ・電動機	分解点検他	13M ~ 65M	13M ~ 104M	⑭	保全高度化の取り組み(他サイト同種機器とのベンチマーク等)の反映として、海水ポンプモータのオイルクーラーECT周期を変更する。	原子力事業本部大での設備担当者検討会(モータ関連)において、他発電所での点検状況や大飯での運転状況も踏まえた検討から、周期延長を実施した。(方針「海水ポンプ(モータ)の保全充実に係る検討結果と今後の対応について(原発電第12号)」) 同型(全閉型)、同環境である高浜3,4号の点検実績(8F(104M))において、オイルクーラーのECTを8F(104M)で実施しており、不具合等は確認されておらず、大飯において過去より不具合等もないことから、オイルクーラーのECTの周期延長を実施した。	④	なし
3	蒸気タービン [復水器] A循環水ポンプ・電動機 B循環水ポンプ・電動機	分解点検 (電動機)	65M	104M	⑭	保全高度化の取り組み(他サイト同種機器とのベンチマーク等)の反映として、全閉型解放軸受モータの分解点検周期を変更する。	原子力事業本部大での設備担当者検討会(モータ関連)において、他発電所での点検状況や大飯での運転状況も踏まえた検討から、周期延長を実施した。(方針「保全高度化の取り組みに係る検討結果と今後の対応について(原発電第17号)」) 同型(屋外全閉型)である高浜4号の点検実績(8F(104M))を基に、過去の不具合等もなく、1Fの絶縁抵抗測定にて確認が可能であることから周期延長を実施した。	④	なし
4	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備] A復水ブースタポンプ・電動機 B復水ブースタポンプ・電動機 C復水ブースタポンプ・電動機	分解点検 (電動機)	78M	104M	⑭	保全高度化の取り組み(他サイト同種機器とのベンチマーク等)の反映として、全閉型解放軸受モータの分解点検周期を変更する。	原子力事業本部大での設備担当者検討会(モータ関連)において、他発電所での点検状況や大飯での運転状況も踏まえた検討から、周期延長を実施した。(方針「保全高度化の取り組みに係る検討結果と今後の対応について(原発電第17号)」) 同型(開放型防塵フィルタなし)、同環境である高浜3,4号の点検実績(8F(104M))を基に、高浜において不具合等も発生していないことから、大飯では防塵フィルタも設置しているため、目詰まりの発生を抑えることができると評価する。また、振動診断等にて異常の検知が可能であることから周期延長を実施した。	④	なし

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究結果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	
		項目	変更前					
5	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備] A 復水ブースタポンプ・電動機 B 復水ブースタポンプ・電動機 C 復水ブースタポンプ・電動機	分解点検 (ポンプ)	78M	104M	⑭	ポンプの分解点検周期を78Mから104Mへ延長した。	①	
6	計測制御系統施設 [制御駆動装置] A 制御棒駆動装置MG-セット B 制御棒駆動装置MG-セット	簡易点検 (潤滑油入替) (発電機)	26M	13M	⑭	潤滑油入替を26Mから13Mへ見直した。	④	
7	放射線管理施設[換気設備] A 中央制御室循環ファン・電動機 B 中央制御室循環ファン・電動機 A 中央制御室空調ファン・電動機 B 中央制御室空調ファン・電動機 A 中央制御室非常用循環ファン・電動機 B 中央制御室非常用循環ファン・電動機 A 安全補機室冷却ファン・電動機 B 安全補機室冷却ファン・電動機 A ほう酸ポンプ室空調ファン・電動機 B ほう酸ポンプ室空調ファン・電動機 原子炉格納施設[圧力低減設備その他の安全設備] A アニュラス空気浄化ファン・電動機 B アニュラス空気浄化ファン・電動機	電動機取替 (電動機)	-	X	⑭	低圧電動機のコイル絶縁寿命を考慮し作業項目に電動機取替を追加した。 低圧電動機のコイル絶縁寿命を考慮し、電動機取替を計画することとした。 絶縁等の劣化兆候が見られる場合は適宜電動機取替を計画するため取替周期は「X(適宜)」と設定した。 なお、4A アニュラス空気浄化ファン電動機について今回電動機取替を実施する理由としては、3号17回定検にて3B 安全補機室冷却ファン電動機の分解点検時に、ロータシャフトの劣化が進行している事象が確認されたこと、故障時のプラントへの影響が大きいため、当初分解点検予定だったことから、今回(4号17回定検)取替を行うものである。	④	安全補機室冷却ファン・電動機 :1次系換気空調設備検査 アニュラス空気浄化ファン・電動機 :アニュラス循環排気系機能検査

※インプット情報の項目は別紙—1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に応用した評価方法

①点検及び取替結果の評価

②劣化トレンドによる評価

③研究成果等による評価

④類似機器等の使用実績による評価

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		変更後					
		項目	変更前						
8	放射線管理施設 [換気設備] A格納容器排気フィルタユニット B格納容器排気フィルタユニット 格納容器空気浄化フィルタユニット A補助建屋排気フィルタユニット B補助建屋排気フィルタユニット 中央制御室非常用循環フィルタユニット 原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] Aアニュラス空気浄化フィルタユニット Bアニュラス空気浄化フィルタユニット	微粒子フィルタ取替	-	X	⑭	微粒子フィルタの取替が点検計画に基づく作業であることを明確化するため、作業項目に微粒子フィルタ取替を追加した。	① 微粒子フィルタは消耗品であり、運転中の差圧確認結果により取替を実施しているが、保全指針上不明確であったため、記載の適正化を図った。	X※: 差圧確認結果により適宜実施 運転中取替を含む	
9	原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備] 原子炉冷却系統施設[余熱除去設備] その他の弁 余熱除去ポンプ入口逃し弁(RH-004A、RH-004B)	分解点検	78M ~ 130M	130M	⑭	保全重要度の適正化	-		
10	その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備] その他機器 水素ガス供給装置絞り弁(GE-003)他、21弁	分解点検他	13M ~ 104M	13M ~ 130M	⑭	保全重要度の適正化	保全重要度の適正化により、10F(130M)で点検していた弁の保全重要度が「高」から「低」に変更になり低区分から外れなくなったため、最長8F(104M)が10F(130M)に変更となった。	-	
						以下余白～			

※インプット情報の項目は添付1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

3. 工事の計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容 工事の計画 （工事計画書届出認可対象工事 またはその他主要工事）	評価			備考 （関連する定期事業者検査等）
			インプット情報 の項目 ※	事象の概要	評価内容	
	なし					

※インプット情報の項目は別紙－1の定期的な評価のインプット分類2と対応

参考

保全活動管理指標監視結果

保全活動管理指標

1. プラントレベル(採取期間:2019.4.1～2020.6.30)

項目	目標値	実績値
計画外原子炉自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間	0回/7000臨界時間
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	0回/7000臨界時間
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	0回

2. 系統レベル(大飯4号機 採取期間:2019年4月1日~2020年6月30日)

系統名	要求機能	保安活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	目標値	実績値	
1次冷却材系 (蒸気発生器含む)	原子炉冷却材圧力低下機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	原子炉冷却材圧力低下の過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全弁及び逆がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	加圧器逆がし弁 <1回/サイクル 加圧器逆がし弁元弁、加圧器後備ヒータ <2回/サイクル	加圧器逆がし弁 0回/サイクル 加圧器逆がし弁元弁、加圧器後備ヒータ 0回/サイクル	[加圧器逆がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ] <72時間/2サイクル/弁ヒータ	[加圧器逆がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ] 0時間/2サイクル/弁ヒータ	※: 逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	[系統共通箇所以外] 0時間/2サイクル	
	プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く)(PS-3)「リスク重要度「高」」設備	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
余熱除去系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トリンA 0時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル	トリンA 0時間/2サイクル トリンB 0時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
燃料取替用水系統	未臨界維持機能(MS-1) 炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	燃料取替用水ピット <1時間/2サイクル	燃料取替用水ピット 0時間/2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	燃料取替用水ピット <240時間/2サイクル	燃料取替用水ピット 0時間/2サイクル 燃料取替用水ピット以外 0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)	
		目標値	実績値		
安全注入系統	炉心冷却機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	高圧注入系、低圧注入系 トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル 蓋圧注入系※ 0時間/2サイクル/基	※：蓋圧注入系は未臨界維持機能有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	—	
格納容器スライシステム	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	よう薬除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう薬除去薬品タンク以外 トレインA 0時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	よう薬除去薬品タンク 0時間/2サイクル よう薬除去薬品タンク以外 トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル
	アクトンマトマネジメント対応機能[代替再循環、格納容器内注水]	<2回/サイクル	0回/サイクル	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
蒸気発生器ロータウンス系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	—	
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル
換気空調設備(7コア入空気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	—	—
換気空調設備(排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	—	—
	換気空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2) ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	—	—
換気空調設備(中央制御室空調系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(MS-1) 安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <720時間/2サイクル トレインB <720時間/2サイクル トレイン共通箇所 <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル トレイン共通箇所 0時間/2サイクル

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)	
		目標値	実績値		
換気空調設備 (中央制御室 非常用循環系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トリンA <720時間/2サイクル トリンB <720時間/2サイクル トリン共通箇所 <240時間/2サイクル	発生日時:2019年4月16日 発生内容:大阪支店3号機 第17回定期検査時の換気空調設備(中央制御室非常用循環系)の点検について 運転上の制限:保安規定第76条 トリン1,2,3,4および使用済燃料ヒートでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、中央制御室あたりシステム以上が動作可能であること 機能故障(FI)判定:×(機能故障ではない。) 理由:保安規定第94条に基づく点検であるため 予防可能(MPPF)判定:×(判定不要) 理由:機能故障ではないため、判定不要 非待機(UA)時間判定:○(非待機時間あり):9時間03分 理由:当該作業期間中は4号機は運転中(トリン1)であるところ、計画的に保安規定第76条の運転上の制限外に移行したため
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	
	原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トリンA <240時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル	トリンA 0時間/2サイクル トリンB 0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トリンA <240時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル	トリンA 0時間/2サイクル トリンB 0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	トリンA <240時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル	トリンA 0時間/2サイクル トリンB 0時間/2サイクル
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <6時間/2サイクル/弁	主蒸気安全弁 0時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 08時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ 0時間/2サイクル/弁
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル/弁
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	主給水隔離弁 0時間/2サイクル/弁
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	主給水制御弁※ 0時間/2サイクル/弁
事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	

※:パ・ハ・ス制御弁を含む

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
補助給水 系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	[復水ヒート] <168時間/2サイクル [復水ヒート以外] 補助給水系統(電動) トリンA <240時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル 補助給水系統(タービン動) <175時間/2サイクル	復水ヒート 0時間/2サイクル 復水ヒート以外 補助給水系統(電動) トリンA 0時間/2サイクル トリンB 0時間/2サイクル 補助給水系統(タービン動) 0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
主幹線給電系 統(炉内・炉外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<3時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル/母線	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	[直流母線] 0時間/2サイクル/母線 [蓄電池] 0時間/2サイクル/基	
直流系統	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル/母線	
計装用電源系統	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
所内変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル/母線	
所内保護・計量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル/チャンネル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
系統独立制御盤(中央制御室外原子炉停止盤)	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<720時間/2サイクル/機能	0時間/2サイクル/機能	

系統名	要求機能	安全活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
原子炉補機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
原子炉補機冷却水系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <74時間/2サイクル トレインB <74時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	
空調用冷水設備系統	安全上特に重要な関連機能(情報提供系)(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<74時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	次の安全機能を兼ねる。 ・本廠昇降機(間接関連系)(MS-2) ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
1次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	
制御用空気系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	
ディーゼル発電機系統(冷却水系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トレインA <240時間/2サイクル トレインB <240時間/2サイクル	トレインA 0時間/2サイクル トレインB 0時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電機系統(潤滑油系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電機系統(燃料油系統)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル/基	

系統名	要求機能	保安活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル/基	
	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	原子炉保護系論理回路 モト1,2 <6時間/2サイクル/トレイン モト3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ <48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ <6時間/2サイクル/チャンネル インタロック <1時間/2サイクル/チャンネル	原子炉保護系論理回路 モト1,2 0時間/2サイクル/トレイン モト3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) 0時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ 0時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ 0時間/2サイクル/チャンネル インタロック 0時間/2サイクル/チャンネル	
系統独立制御盤(原子炉安全保護計装盤)	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動 <48時間/2サイクル/チャンネル 自動 <6時間/2サイクル/チャンネル インタロック <1時間/2サイクル/チャンネル ディゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路 (手動起動回路を含む) 論理回路 <720時間/2サイクル/トレイン 手動起動 <720時間/2サイクル/チャンネル	工学的安全施設等作動論理回路 0時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動 0時間/2サイクル/チャンネル 自動 0時間/2サイクル/チャンネル インタロック 0時間/2サイクル/チャンネル ディゼル発電機起動論理回路 0時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路 回路を含む) 論理回路 0時間/2サイクル/トレイン 手動起動 0時間/2サイクル/チャンネル	
エリアプロセスモータ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
燃料取扱設備構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
炉内構築物	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クワスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	

系統名	要求機能	安全活動管理指標			備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)	
		目標値	実績値		
燃料集合体及び非核燃料炉心構成部品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	原子炉の緊急停止機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
原子炉格納容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器ハウジング機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<4時間/2サイクル/弁 <2時間/2サイクル/エアロック	0時間/2サイクル/弁 0時間/2サイクル/エアロック
	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
制御棒駆動装置(機械系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	トリップ遮断器 モ-ト1,2<1時間/2サイクル/トリン モ-ト3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トリン	トリップ遮断器 モ-ト1,2 0時間/2サイクル/トリン モ-ト3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) 0時間/2サイクル/トリン
制御棒駆動装置(電気系)	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
原子炉周辺建屋	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
付属建屋	電巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-
取水口・放水口設備	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0回/サイクル	-	-

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
重大事故等対応設備	緊急停止発動時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	1次系のフィードアンドブロードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	蒸圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	蒸圧注入ポンプ 0時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 0時間/2サイクル	
	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蒸圧タンク) 代替炉心注水 (B蒸てんポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-QSSS連絡ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B高圧注入ポンプ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蒸圧タンク) 代替炉心注水 (B蒸てんポンプ) 0時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) 0時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) 0時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-QSSS連絡ライン使用)) 0時間/2サイクル 代替再循環 (B高圧注入ポンプ(海水冷却)) 0時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 (蒸素ポンプまたは可搬式空圧縮機を 使用した減圧) <240時間/2サイクル (可搬式バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 (蒸素ポンプまたは可搬式空圧縮機を 使用した減圧) 0時間/2サイクル (可搬式バッテリーを使用した減圧) 0時間/2サイクル	
原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ (恒設代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ (恒設代替低圧注水ポンプ) 0時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ (可搬式代替低圧注水ポンプ) 0時間/2サイクル		

系統名	要求機能	保安活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
重大事故等対応設備	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <72時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 <240時間/2サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 0時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却 0時間/2サイクル	
	蒸気発生器の次側による炉心冷却(注水)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	蒸気発生器の次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) <72時間/2サイクル 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) 0時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) 0時間/2サイクル 水素濃度監視 0時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	(アニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	(アニュラス空気浄化系) 0時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) 0時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレー 使用済燃料ピットの監視 軽油用ドラム缶による燃料補給設備 <48時間/2サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレー 使用済燃料ピットの監視 軽油用ドラム缶による燃料補給設備 0時間/2サイクル	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	海水を用いた復水ピットへの補給 <240時間/2サイクル 復水ピットから燃料取扱用海水ピットへの補給 <720時間/2サイクル 燃料取扱用海水ピット <1時間/2サイクル 復水ピット <72時間/2サイクル	海水を用いた復水ピットへの補給 0時間/2サイクル 復水ピットから燃料取扱用海水ピットへの補給 0時間/2サイクル 燃料取扱用海水ピット 0時間/2サイクル 復水ピット 0時間/2サイクル	

システム名	要求機能	保安活動管理指標				備考
		予防可能故障回数(MPPF)		非待機時間(UA)		
		目標値	実績値	非待機時間(目標値)	実績値	
重大事故等対応設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池 <720時間/2サイクル 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代置所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリ	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池 0時間/2サイクル 可搬式整流器 0時間/2サイクル 代置所内電気設備 0時間/2サイクル 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリ 0時間/2サイクル	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	0回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録	記録以外 6時間/20分/2サイクル 記録	発生日時:2019年7月9日 発生内容:大阪湾西4号機 第16回定期検査時の原子炉下排水ポンプ水母計の点検運転上の制限:保安規定第90条(16-1)条(1、2、3、4、5条および6)において、原子炉下排水ポンプ水位の所要チャネル数1が動作可能であること 機能故障(F)判定:×(機能故障ではない) 理由:保安規定第94条(二)に基づく点検であるため 予防可能性(MP)判定:×(判定不要) 理由:機能故障ではないため、判定不要 非待機(UA)時間判定:○(非待機時間あり):6時間/20分 理由:当該作業期間中は4号機は停止中(モード5)であること、計画的に保安規定第90条(16-1)の運転上の制限外に移行したため
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	中央制御室非常用循環系 0時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 0時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	-	-	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ) 居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ) 居住性(緊急時対策所可搬型エリアモニタ以外) 0時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	0回/サイクル	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	